

平成26年第6回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月 9日	火	本会議	議 会 議 事 堂	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・議 案 審 議
2	9月10日	水	休 会	役場大会議室	午後 1時	・議 案 審 議
3	9月11日	木	休 会	村 内 一 円	午前 9時	・現 地 調 査
4	9月12日	金	休 会	役場大会議室	午前10時	・議 案 審 議
5	9月13日	土	休 日			
6	9月14日	日	休 日			
7	9月15日	月	敬老の日			
8	9月16日	火	休 会	役場大会議室	午前10時	・議 案 審 議
9	9月17日	水	休 会	役場大会議室	午前10時	・議 案 審 議
10	9月18日	木	本会議	議 会 議 事 堂	午前10時	・一 般 質 問
11	9月19日	金	本会議	議 会 議 事 堂	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 9 日 (火)

平成26年第6回山江村議会9月定例会（第1号）

平成26年9月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 同意第 1 号 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 2 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 同意第 3 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 4 号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第41号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第42号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第43号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第44号 山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第45号 山江村定住化促進基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第46号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第47号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第48号 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 認定第 1 号 平成25年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第 2 号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第 3 号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |

日程第 18	認定第 4 号	平成 25 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
日程第 19	認定第 5 号	平成 25 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
日程第 20	認定第 6 号	平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
日程第 21	認定第 7 号	平成 25 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
日程第 22	認定第 8 号	平成 25 年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
日程第 23	議案第 49 号	平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 50 号	平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
日程第 25	議案第 51 号	平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）
日程第 26	議案第 52 号	平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）
日程第 27	議案第 53 号	平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 54 号	平成 26 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
日程第 29	議案第 55 号	平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）
日程第 30	議案第 56 号	平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）
日程第 31	陳情第 1 号	村営住宅建設の陳情書
日程第 32	要望第 2 号	村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書
日程第 33	要望第 3 号	子ども子育て支援に係る要望書
日程第 34	請願第 1 号	手話言語法制定に向けた意見書提出請願書
日程第 35	請願第 2 号	堤防建設請願書
日程第 36	議員派遣の件	

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 西 孝 恒 君

2 番 谷 口 予志之 君

3番 中 竹 耕一郎 君
5番 田 原 龍太郎 君
7番 原 先 利 且 君
9番 山 本 義 隆 君

4番 岩 山 正 義 君
6番 秋 丸 安 弘 君
8番 松 本 佳 久 君
10番 立 道 徹 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福 山 浩 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	蕨 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産業振興課長	中 山 久 男 君	健康福祉課長	平 山 辰 也 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美津子 君
会 計 管 理 者	北 田 愛 介 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 明 君

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（松本佳久君） おはようございます。

平成２６年第６回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部及び関係議員より説明があります。慎重にご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。

それでは、７月３１日の臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。主なものにつきまして、ご報告を申し上げます。

８月１９日には、島根県浜田市議会より澁谷副議長ほか７名の市議会議員の方が山江村グリーンツーリズム事業の視察に来られました。山江村側からは山江村グリーンツーリズム研究会会長の川内美智代さん。内山村長、中山産業振興課長、高橋商工観光係と私とで対応しました。

浜田市では、グリーンツーリズム事業を女性の自立や地域活性化に生かそうと、活発な事業を展開されていました。

８月２７日には、尾崎地区公民館において、尾崎地区住民の方と議会議員による地区懇談会を開催しました。これは、山江村第１２区の谷口義信区長から尾崎地区の迂回路についての地区懇談会開催要望をいただきましたので実施したものです。当日は、２０名余りの方々が出席いただき、議員も全員が参加して、いろいろと率直な話合いができたと思っています。迂回路を早期に建設してほしいという切実な願いを議員各位も理解されたのではないかと考えています。

なお、各地区であれ各団体であれ、ご要望があれば議会はいつでも皆様のところに行かいますので、議会との懇談会を希望される方は、各団体の責任者を通じて議会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

同じく８月２７日には、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙が実施され、本村の内山村長が当選されました。７５歳以上の方の医療事業は、熊本県内４５市町村を１本化して広域連合をつくり、県全体での運営となっておりますので、今後内山村長が後期高齢者医療広域連合議会議員としても活躍されますことを期待いたします。

昨日、９月８日は旧暦の８月１５日、十五夜の綱引き等が各地区で開かれたそう

であります、多くの方が夜空に浮かぶ中秋の名月を愛でていただいたことと思っています。本日 9 月 9 日が満月となるそうですので、今宵は皆さんも夜空を眺めてみてはいかがでしょうか。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いします。

なお、お手元に資料が配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会、6 番、秋丸安弘議員より報告をお願いします。

秋丸安弘議員。

○6 番（秋丸安弘君） おはようございます。

平成 26 年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会の定例会の報告をいたします。

平成 26 年第 3 回の人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成 26 年 8 月 29 日、午前 10 時より、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第 1、会議録の署名委員につきましては、五木村選出の田山淳士議員、山本豊議員が指名されました。

日程第 2、会期の決定につきましては、8 月 29 日の 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3、行政報告では理事会の代表理事から平成 26 年 3 月第 1 回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第 4 から日程 10 まで提出議案 7 件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明、続いて議案 4 件を一括して執行部の補足説明を受けた後、議案ごと審議、採決を行いました。

議案第 16 号、平成 26 年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 17 号、平成 26 年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 18 号、平成 26 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 19 号、平成 26 年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費負担金総額の補正（第 1 号）について、この 4 議案につきましては、原案どおり可決決定いたしました。

次に、決算の認定関連についてご報告いたします。

認定第 1 号、平成 25 年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第 2 号、平成 25 年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第 3、平成 25 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算についての 3 件を一括して会計管

理者から説明を受けまして、代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後、日程を追加いたしまして、平成25年度決算特別委員会を設置され、決算の認定3件については委員会付託されました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） 以上で一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆さん、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日は、ここに平成26年第6回山江村議会定例会を開催させていただきました。議員の皆様には、全員ご出席いただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

まず、この夏の平成26年8月豪雨がありました。広島での大規模な土砂災害がっております。また、全国各地で甚大な被害が発生しております。改めて亡くなられた方々へのご冥福を謹んでお祈りし、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。ただ今回の集中豪雨でありますけれども、今はどこの町村のどこでどのような雨が降るのか、どこがゲリラ豪雨になるのか全く予想できない状態であります。広島で起きた豪雨もそうでありますけれども、1時間100ミリ以上の雨が降ったら、到底その地は山崩れをはじめ、もたないということでもありますから、常日頃からそのあたりの危機管理、村民の生命財産を守るという視点での危機管理が必要だということを改めて感じているところであります。

それに、私は8月2日より山江村長に就任いたしております。8月4日に就任式を行ってもらいました。皆様にはお忙しい中にご出席賜りまして大変ありがとうございました。今回で3期目の村長就任ではありますけれども、改めてその責任の重さを感じております。しっかりと全体の奉仕者として、誠実にその職務を全うしていきたいと思っているところであります。議員の皆様並びに村民の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず村長就任後の行政報告を行います。8月4日でありますが、ただいま申し上げますとおり、私の就任式開催いただきました。8月6日から8月7日にかけては、早々でありましたけれども、球磨郡町村会によります管内主軸事業要望で東京の方に出向いております。要するに、平成27年度、来年度の国の予算を要望するという形であります。初日が国会議員のところ、それから翌日が関係省庁を回っております。山江村におきましては、4件の国の予算要望が道路等々でございました。これにつきましても、議員の皆様方も独自に動かれるということであり

ますけれども、さらなる国の予算については、山江村課題解決のための要望事項、要望案件も増えてこうかと思っていますところであります。

それから、8月12日は球磨地域のふるさと農地未来づくり運動推進本部会議というのがあっております。国の農政、大きく変わろうとしております。その一環としての会議でありました。私も4年ぶりでありましたから、呼び方が随分と変わったなという気がいたしておりますけれども、後ほど申し上げますが、もろもろの事業が変わろうとしております。そのへんにつきまして、いろいろと考えさせられた会議でありました。

それから、山江村子ども・子育て会議を庁内で行っております。これにつきましても、後ほど施政方針演説の中で申し上げさせていただきます。

それから、8月22日、蒲島知事が空いているというようなことでありましたので、県知事を訪問させていただきました。40分ほどいろいろ意見交換会させてもらいました。総合公園のこと等々について、お願いもしてきましたし、知事からは4年間の期間がかえって内山村長にとっては良かったんじゃないかなというようなアドバイスもいただいていたところでもあります。

その後、県庁の各部局長のところを訪問をいたしております。4年前からすると、幹部が当時私たちと一緒に具体的な事業をしていた職員が幹部になっておられまして、その分につきましては、非常に頼もしい思いをしたところでもあります。

それから、9月1日であります。株式会社やまえ取締役会並びに臨時株主総会を開催いたしました。その中で取締役に就任し、株主総会におきまして、私、代表取締役に就任させていただきます。

内容につきましては、一般質問のほうで出ているようでありますので、その折に詳しくご説明をさせていただきたいと思ひますし、議論もさせていただければと思うところでもあります。

それから、9月3日でありますけれども、実は経済産業省の中小企業庁から急遽来村をされました。何のための来村かといいますと、今、国は地方の創生プランをつくっております。したがって、その創生プランの現場を見て回るということでこの山江村に来られました。山江村の栗を中心とした産業をおこすということについて、施策モデルをつくりたいというようなことであります。はたして、それが具体的に中小企業庁のほうで政策化されるかどうかということではありますけれども、認められましたら、いの一に手を挙げまして、その事業の展開もしていきたいというふう考えておるところであります。

それから、9月8日、昨日でありますけれども、球磨郡体育協会評議員会が開催されました。先ほど議長のほうから後期高齢者の議員に就任したというようなこと

を申されましたが、その議員就任も含めて、球磨郡の体育協会の副会長にも就任をいたしております。もろもろと議員の皆様方等々には迷惑はおかけしないとは思いますが、球磨郡の体育、郡民の体力の向上、体育振興のために、また尽力してまいりたいとも思っているところであります。

それでは、引き続きまして、所信表明並びに施政方針について申し上げさせていただきます。

今、申したとおり、私、村長就任以来各種行事に振り回されたというような状況であります。いつときは流されながらいろんな行事を体感してみようと思いつきながら動いているわけでありまして。ただ、その中で4年ぶりではあります、4年ぶりだからこそ感じることもかもしれませんが、大きく変わろうとしている日本の政策について改めて感じております。後ほど申し上げますが、日本が安倍政権、今回内閣改造もありまして、いろんな方向が示されております。それが山江村にとって長所なのか、また、あまり思わしくないことなのかということが今後の検証が必要かと思うわけですが、本村も巻き込まれていかざるを得ない状況にある、そういう大改革の真っ最中でありまして。その対応をどうすべきかはもちろんこの議場の場で議員の皆さん方といろんな情報提供しながら議論していきたいと思っております。その一つに、3点ございまして、その一つに日本創成会議の提言を受けたまち・ひと・しごと・創生に関する事業が行われようと、おきようとしております。

それから、もう1点は、農政の大改革であります。農協の改革も言われておるところでありますけれども、先般農業農村整備課が熊本県庁より局長以下来られまして、意見交換をしたところでありまして、改めて農地中間管理機構というのが創設されながら、農地を集積しようとしております。それから、経営所得安定対策が大きく変わります。それから水田のフル活用、もちろんTPPの問題もあわせてあるわけですが、米政策が見直されようとしております。それから、日本型直接支払制度を新しく創設されます。これは何を言おうとしているかといいますと、非常に手厚い補助金が付いてまいります。目の前にニンジンがぶら下がった状態ではありますが、その内容は、いわゆる担い手といわれる方の養成であります。その担い手は、もちろん個人でもOK、農業法人でも大丈夫、普通の一般の企業でも大丈夫。それから、一番の農水省が思っておりますことについては、集落営農体系をいかにつくるかということでありまして。もっと具体的に言いますと山江村の田んぼ、山田地区を一括りにする、万江地区を一括りにするということで、その手厚いもろもろの手当てが補助事業があるというようなことであります。非常に集落営農そのものの、基本的に農業、林業は個人経営でありますから、いわゆる共同

で、そういう経営をしながら農業に取り組むという姿は、なじみにくいものであります。その付近の課題を今後をどうクリアしていくのかということもしっかり今から議論をしていかないと、また農家の方々の意見も取り入れていかないと、そして山江村の農業の方向を考えていかないと取り残されてしまうというような大きな農業の改革であります。農政の制度の改革であります。

それから、福祉の変化であります。消費税が現在8%になっております。来年の10月には10%になろうかとしております。その賛否はさておいても、このことについては、社会保障の安定的財源が目的とされております。今後どのような政策として出てくるのかということではありますけれども、早速、今回の議案に子ども・子育てプラン関係の条例を提案させてもらっているところでありますけれども、今後いろんなことが変わりながら、国の制度が変わっていくということでもありますから、こまめに注視をしていかなければいけない。こまめにどういうふう to 今回の消費税増税によりますお金が使われていこうとしているのか。今回出します条例につきましては、保育料が変わってくるということになります。いわゆる都会の待機児童をどういうふう to 受け入れていくかというような政策であります。山江村は待機児童はいないということでもありますけれども、その波を受けながら山江村の保育園に預ける子どもたちの保育料がどのように変わっていくのかということを一一人一人シミュレーションしながら見守っていく必要があるということでもあります。具体的に言いますと、保育園の保育料の問題がありますけれども、今後、いろんな形で高齢者から子どもまで政策が打ち出されてこようかというような気がいたしておるわけでもあります。

私、就任式の折に、まさにこのことを取り上げまして、内憂外患というような言葉を申し上げました。内憂外患というのは、内にはいろんな憂えることが山積しております。加えて外からはいろんなわずらわしいことがやってきます。こういう時代は過去にありました。それはまさに象徴的に申し上げるならば、明治維新でありました。江戸幕府が変わり、どういうふう to 日本が変わろうかとしている時代であります。外からは開国を求められました。T P Pのことを申しますならば、まさに開国をT P Pが求められている中で、日本の米政策はどうなるのかというような問題を抱えております。そういう時代において、黙って流されていては何も変わらない、その大きな波に埋もれてしまう危険が、そういう危機感があります。したがって、どういう政策を積極的にこの村に打っていくかということが、ある意味では山江村の生き残りの方策の一つであります。

日本創生会議では、これは国立社会保障人口問題研究所の中の発表の話であります。その資料を基にしまして、2040年問題と申しました。2040年、今か

ら26年後には、この山江村はなくなるというような話が出ました。山江村のみならず人吉・球磨の市町村はなくなってしまう。なぜかと申しますと、人口がどんどんどんどん減少します。今、1億2,600万人の日本の人口が、2040年には1億人を切ってしまうということであります。まだまだ都市への人口の流出は、この山江村は続いております。高校を卒業して、本当に山江村に残ってくれる子どもが何人いるのかと考えた場合、よくわかりであろうかと思えます。とするならば、その1億2,600万人が1億人を切るということであれば、今3,700人の山江村の人口があと26年後を考えると、半分近くになりはしないかというような危険性であります。というのは、もちろん高齢化が進むと同時に、子どもを産む世代の20代から39歳までの女性の人口の減少が著しいと、その日本創成会議は申しております。したがいたしまして、その対策をしっかりやはり今から見据えながら打っていく、もちろんその半面、超高齢社会がやってくるわけでありますから、お年寄りにどのような手助けができるのかというような対策ももう一方ではしっかり打たなくてはいけないというようなことであります。そういうことを考えます時に、あともろもろと今後この議場で議論をお願いしたいと思いますけれども、箇条書き的に申し上げます。若者が山江村に残る政策としては、やはり雇用をどうつくっていくかが大事であります。農林水産物のブランド化を図りながら、先ほど申し上げました農林業の法人化、集落営農を含めた担い手をどうつくっていくかというようなことに取り組むということが大事であります。それから、今ある商工業を衰退させてはならないということでもあります。これにつきましては、もちろん企業を誘致することも大事であります。企業を誘致することも考えていかななくてはいけないということでもありますけれども、それ以上に今ある中小企業を大事にしながら、しっかりと雇用を守っていくということが大事であろうかと思っております。

それから、この山江村が若者が残ってくれるということについては、観光交流事業を進める活気ある山江村をつくる、魅力ある山江村をつくるような事業の展開が求められております。その一つとして、活性化の拠点の施設として人吉・球磨から人がたくさん集まってくる、子どもたちを中心とした、これは先ほど知事にもいろいろと相談しながら協議をしましたけれども、知事も人吉・球磨、いわゆる県南の地域振興には非常に關心を持っておられる、非常に力を入れておられるところでありまして、実はその総合公園をつくっていただきたいという要望もしたんですが、県のほうでは、ちょっと考えておくと。ただ、しっかりと応援をさせていただくというようなことではあったわけでありますけれども、そういう活気ある魅力ある村をつくる一つの事業として、総合公園をつくってみたいと思っております。

それから、小中学生の給食費は無料化にいたします。さらに子どもを産みやす

い、そして育てやすい環境をつくりたいと考えております。実は、建設課のほうが村営住宅の受け付けをしているところでもありますけれども、最近建設課と事業打合せをする中で、そういう給食費の無料化が原因かどうかはわかりかねますが、公営住宅の申し込みが増えているということでもあります。公営住宅のみならず、村営住宅のみならず、いろんな方々が、若い方々がこの山江村に住んでもらう。また帰って来てもらう。またＪターンとしてとどまってもらうというようなことを目論んでいきたいと思っております。

それから、もう一方では、高齢者の対策であります。超高齢化の時代が先ほど申し上げました、きております。高齢化率が現在山江村３０％弱を保っておりますが、それは村営住宅による高齢化を下げているだけの話でありまして、山間部にいきますと、本当に子どもの声が聞けない、お年寄りだけで暮らしておられる地域だけであります。そういう方々に対しての手助けをどのようなことをやっていくかということが必要であります。そのためには、移動手段としての公共交通体系を再度見直したいと思えます。まるおか号のあり方を再度見直し、福祉タクシーをはじめ、お年寄りが利用しやすい交通体系をつくるためのプロジェクトを立ち上げさせてもらいたいと思っております。もちろんこのことは、あわせて観光交流事業を推進するための視点も入れ込みたいと思えます。五木村が現在公共交通体系の見直しにより、五木村に入り込むために新幹線の八代駅から五木に直通便をつくろうとされております。各地で各市町村で、そういう公共交通体系については、既存の会社のみならず、自分の自治体でいろんな考えが行われようとしております。人吉・球磨の公共交通会議の会議があるところではありますが、そういうところとも連携をしながら、連携、いわゆる乗り継ぎを便利にしながら山江村の公共交通体験も組み込んでつくっていったらと思っております。

それから、学校給食に関する関連する件でありますけれども、食材の地産地消に取り組んでいきたいと思えます。学校給食無料化いたしますので、伴いまして、山江村の子どもたちには、山江村で採れた農・林・水産物を食し、食べてもらうような仕組みをつくりたいと思っております。先般、県の農林部との話合いの中で、そういう話をいたしましたところ、国のほうの補助事業として学校給食地場食材利用拡大モデル事業というのがあるそうであります。これは１，０００万円の定額、いわゆる山江村の持ち出しは要らない、国がただでくれるといえますか、という事業であります。ただ、この事業が本年度事業でありますから、あと半年しかない時間の中で生きるかどうか、間に合うかどうかは別として、そういう事業についてもしっかりと視野に入れながら動いていくことが大事だと思っておりますし、学校給食の地産地消のための推進会議を開きながら関係者一同で、もちろん農家の方々、何月

にどれぐらいの何の材料が提供できるというようなことも含めてできるところから取り組んでいくことが、農家の方々の所得の安定にもつながっていくんだろうということでもあります。その中で、実は面白いことを言われました。農地課長がですね、ある本を紹介いただきました。それは「給食で死ぬ」という本でありました。いじめ、非行、暴力が給食を変えたらなくなり優秀校になった。長野、真田町の奇跡ということでもあります。いわゆる、今まで食材をよそから求めていたものを地元の食材を使うようになって、子どもが非常に穏やかになったというような報告がなされた本であります。私も、早速取り寄せておりますけれども、議員の皆さん方、また教育委員会等々ともいろんな協議もさせてもらいながら、そういう効果も見込んで取り組んでいくことが大事であろうということも考えております。

そして、生活関連の公共工事、先ほど防災といいますが、災害に対応する生活関連の公共工事もまだまだ山江村未整備であります。そういう公共工事を確実に行うと同時に生環路、特に橋りょうが老朽化が目立っているということでもありますので、橋りょうの架け替えについても、これは国のほうの事業ということになりますけれども、現在、下の段橋を架け替えることでの話が進んでいるところでありますけれども、そういう事業にも取り組んでいきたいと思っております。

それから、最後に、私やはり企業は人なりと申します。地域も人なりであります。やはり人材を養成しながら、村民の方々が生き生きとこの村で生き、発言することが大事であります。そのための手段として、誰でも楽しく学べる山江未来塾を開講したいと思っております。現在、万江川塾が開講されておりますけれども、その万江川塾との連携も大事であろうかと思っております。こういう本がありました。実は、就任式の折も、この本を基にして私しゃべらせてもらっております。

それは、藻谷浩介さんという方が書かれた「里山資本主義」という本であります。里山、要するに中山間地が今後の日本を救うという考え方です。裏には過大先進国を救うモデル、その最先端は里山にあったとして、中国地方でこういう事業が、活動が行われております。先般、熊本市で藻谷浩介さんの講演会がありました。議長と谷口議員が参加されたというふうに聞いておるわけではありますが、まさに山江村は中山間地そのものでありまして、この過大先進国、日本を救う一つのモデルの一端として、まさにこの事業がそのまま山江村に当てはまるなんていう大それたことは申しませんが、何らかのヒントが隠されている。そういう考え方をもとにしながらの山江未来塾を開講させてもらいたいと思っております。

以上、もろもろの具体的な政策について申し上げさせていただきました。今から一つずつこの場で、また村民の皆様方とひざをつき合わせながら話を進めてまいり

たいと思うことでありますけれども、特に今回は、もろもろ今申し上げました事業を推進するために役場の機構を改善したいと思っております。その一つに、企画調整課を設置させてもらいたいという条例を提案させてもらっております。後ほどご説明申し上げます。

それから、給食費の無料化に伴い、安定した財政運営を図りたいと思っております。その年その年に、その予算をあげるということであれば、非常に苦勞をいたしますので、安定した財政運営を、要するに給食費無料化、運営をするために山江村定住化促進基金条例を制定をさせてもらいたいと考えております。定住化促進基金でありますので、給食費無料だけでなく、山江村に住んでもらう、山江村に来て住んでもらう、山江村に今後とも住み続けてもらうために、どういう事業が必要かということについての予算としても使わせてもらいたいと思います。余談でありますけれども、教育委員会と打合せをさせてもらう中に面白い意見が出ました。山江村は、非常に今成績もいいわけでありまして、高校生になってやめる、途中で退学する高校生が多いというような話を伺いました。その中で高校生が張り合いとして、卒業した時に卒業祝い金として、高校生ご本人にあげる祝い金をやったらどうかというような、新たな提案でもあったわけでありまして。そういうことについても、その件については今回どうこうじゃなくて、もろもろのそういった類いの政策が出てこようかと思っております。そういう基金運営をしていくための、いわゆる今後の山江村の政策としての課題解決のための政策としての基金の設立でありますのでよろしく願います。

いずれにいたしましても、今回提案いたします議案もろもろとあるわけですが、慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私は新鮮な気持ちで再度山江村の地域づくり、活性化に向けて現在、そして将来に備えての政策課題に全力で取り組んでいきたいと考えております。山江村の今を、そして将来をしっかりと見据えながら、村民の皆様方の負託に応えるために政策実現に向けて精進、努力していく覚悟でございます。議員並びに村民の皆様方のご理解とご協力、改めてお願い申し上げ、所信表明及び施政方針のあいさつといたします。最後までのご清聴ありがとうございました。

開会宣言

○議長（松本佳久君） ただいまから、平成26年第6回山江村議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本佳久君） 議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第１２４条の規定によりまして、１０番、立道徹議員、１番、西孝恒議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、９月２日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

４番、岩山正義議員。

○議会運営委員長（岩山正義君） おはようございます。それでは、報告いたします。

平成２６年第６回山江村議会定例会につきまして、去る９月２日午前９時３０分から議会委員会を開催し、本定例議会全般について協議をいたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日９日から１９日までの１１日間としております。本日開会、提案理由の説明としておりますが、日程３の同意第１号につきましては、先議することとしておりまして、提案の理由、質疑、討論、表決を行い、その後、日程４以降の議案について、提案の理由終了後議案審議としております。

１０日は休会で議案審議、１１日は休会で午前９時から現地調査を行います。１２日は休会で議案審議、１３日から１５日は休日及び祝日であります。１６日と１７日の２日間は休会で議会審議としております。１８日は一般質問で、終了後散会としております。なお、７名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序は通告順で、時間については、質問・答弁含めて６０分となっております。１９日、質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第２、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第３ 同意第１号 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村監査委員選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。平成26年9月9日提出、山江村長、内山慶治であります。

内容でありますけれども、選任区分、識見を有するものであります。住所、山江村大字万江乙の662番地。氏名、木下久人。生年月日、昭和28年8月15日。任期でございますが、平成26年9月9日から平成30年9月8日までの4年間であります。

提案理由であります。実は、前任者の菅野代表監査が本来なら27年、来年の6月まで任期がございましたけれども、今年の7月31日付けで辞表を出されております。その任期が8月8日でありました。したがって、現在監査委員が谷口議会代表監査1人という異常事態であります。したがって、今回救急に監査委員の選任につきまして、木下久人氏を適任と認め、地方自治法第196条の第1項の規定により、議会の同意を求めるために提案をさせていただきます。

木下氏の略歴ありますけれども、昭和57年10月1日に役場に入庁されております。その後、「経済課地籍係へ総務課財政係」が9年3カ月でありました。その後、建設課建設係、税務課税務係、そしてまた総務課財政係長として4年間在任であります。それから建設課建設主幹、そして平成20年から建設課長、そして税務課長、農業委員会事務局長で在職期間31年6カ月ということになっているところであります。

現在、山江村の職員は熊本県下でも一番若いということでもあります。若いということは、もろもろの経験不足もあるわけでありまして、いろんなことも起きてきます。特に事務処理関係で、去年は決算が不認定であったり、実は今年も決算の数字についての去年の決算書の数字と違う部分があるわけであります。後ほど審議の中でご説明申し上げますが、市町村税の中の県税を決算の中に入れていたということでもありますので、また、どこかで当たり前にしなくちゃいけないということもありますから、提案させてもらうということでもありますけれども、いずれにいたしましても、もちろん職員が若いということは、可能性も大いにあることではありますけれども、そういう事務处理的なものにつきましての指導も含めて数字の監査のみならず、木下氏の監査としての力量をお借りしたいということも考えているところであります。人事案件でもあります。どうぞ慎重に審議いただきながら、よろしくご

決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本佳久君） 以上で、先議依頼のありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ここで議案検討のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時05分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼のありました同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについての質疑、討論、採決をいたします。

発言については、会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いします。また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数3回の規定と、同規則第55条、発言時間制限60分の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える質疑の場合は、第54条の但し書きを適用いたします。

日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

—————○—————

日程第4 同意第2号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次の日程第4から日程第36までは、提案理由の説明のみとな

ります。

次に日程第4、同意第2号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 同意第2号についてご説明申し上げます。山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成26年9月9日提出、山江村長、内山慶治であります。

内容であります。住所、山江村大字山田丁276番地。氏名、西川正晴氏。生年月日、昭和28年2月14日であります。任期につきましては、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間となっております。

提案理由でございます。任期満了に伴い、引き続き西川正晴氏を適任者と認め選任したいので提案するものでございます。

略歴でございますけれども、西川正晴氏は、農業を職業であります。農業振興地域整備促進協議会委員として、平成7年から平成17年までお務めでありました。また、今回の固定資産評価審査委員でありますけれども、平成8年から平成26年までの6期お務めであります。

固定資産評価委員は、納税者から固定資産台帳に登録された価格に不服があるとして審査申し出されたことを審査決定するために、地方税法により設けられた第三者機関であります。委員の定数は3名となっております。本村の委員は、もちろん3名でありますけれども、今回の任期が9月30日を迎えることによって再任をお願いし、提案をさせてもらうものでございます。これも人事案件でありますので、慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

—————○—————

日程第5 同意第3号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第5、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成26年9月9日提出、山江村長、内山慶治であります。

同様の議案であります。住所が山江村大字万江乙725番地の26。氏名、内川初子氏。生年月日、昭和27年4月16日でございます。任期につきましては、西川氏同様、平成26年10月1日から平成29年9月30日の3年間でございます。提案理由は全く同様でありまして、今回9月30日に任期満了を迎えるというようなことでありますから、引き続き内川初子氏を適任者と認め、選任したいので提案をさせてもらうということであります。

内川さんは、平成23年から平成26年、今現在1期お務めであります。したがって、2期目になるということでもありますけれども、これも人事案件でありますので、慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定お願いいたします。

-----○-----

日程第6 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） 次に、日程第6、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第4号についてご説明申し上げます。山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成26年9月9日提出、山江村長、内山慶治であります。

住所、山江村大字山田乙1999番地の1。氏名、横山理恵さん。生年月日、昭和41年12月23日。任期でございますが、平成26年10月1日から平成30年9月30日までの4年間でございます。

提案理由でございます。横山理恵氏を適任者と認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるために提案をさせてもらうということでもありますけれども、今回9月30日をもって、中村洋子さんが勇退をされるということでもあります。したがって、教育委員を任命する必要がありますことから提案させてもらうということでもあります。横山理恵さんでありますけれども、略歴等は佐賀大学教育学部を平成元年3月卒業されております。それから、山田小学校の学校評議員としても、平成23年度、24年度の2カ年間お務めであります。現在、山江村ジュニアバトミントクラブの指導者を兼

ねておられます。平成18年度から現在まで兼ねておられるということであり
ます。

地方教育行政組織及び運営に関する法律の中に、実はもちろん任命については、
地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというふうになっておりますけれど
も、その任命にあたって、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないよ
うに配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をい
う）である者が含まれるようにしなければならないというのが、要するに保護者の
中から教育委員を1人任命しなさいというようなことであります。現在、万江地区
の委員の方が、広田委員がそのようでありますけれども、子どもが卒業されるとい
うようなこともあり、今回横山氏を適任者として認め、同意を求めるものでござい
ます。これも人事案件でありますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたし
ます。

○議長（松本佳久君） ただいま村長が提案しました一番最初の法律名は、正しくは地
方教育行政の組織及び運営に関する法律と訂正します。

-----○-----

日程第7 議案第41号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に認定第7、議案第41号、山江村特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、
提案者の説明を求めます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議長にはご訂正ありがとうございました。読み間違えておるよ
うであります。ご訂正方よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第41号について、ご説明申し上げます。山江村特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでござ
います。山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成26年9月9日提出であります。山江村長内山慶治。

提案理由でございます。先ほど冒頭のあいさつの中で述べました子ども・子育て
支援法の制定に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める必要があるため提案するものでございます。いわゆる待機児童
の問題に対する対応でございます。

内容につきましては、議案審議の折に担当より詳しくご説明させてもらいたいと思
います。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 2 号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 8、議案第 4 2 号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 4 2 号について、ご説明申し上げます。山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別案のとおり制定するものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出でございます。山江村長内山慶治であります。

提案理由でございます。児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、提案をさせてもらうものでございます。この議案は、前議案と同様の趣旨でありまして、法律が異なっているというものでございます。

-----○-----

日程第 9 議案第 4 3 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 4 3 号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 4 3 号について、ご説明申し上げます。山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別案のとおり制定するものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出、山江村長内山慶治。

提案理由でございます。児童福祉法の改正に伴い放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるために提案をさせてもらうものでございます。前条と同様の上位法の改正による対応であります。説明は、審議のときに細かく説明させていただきます。

-----○-----

日程第 10 議案第 4 4 号 山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第10、議案第44号、山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第44号について、ご説明申し上げます。山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定についてでございます。山江村保育の必要性の認定に関する条例を別案のとおり制定するものでございます。

平成26年9月9日提出でございます。山江村長内山慶治。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定める必要があるため提案をするものでございます。この条例につきましても、前3条の条例と同様、子ども・子育てプランに伴う、策定に伴う条例改正でございます。

-----○-----

日程第11 議案第45号 山江村定住化促進基金条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第11、議案第45号、山江村定住化促進基金条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第45号について、ご説明申し上げます。山江村定住化促進基金条例の制定についてでございます。山江村定住化促進基金条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成26年9月9日提出、山江村長内山慶治。

提案理由でございますけれども、これは先ほどあいさつで申し上げました給食費無料化に伴う基金を設立したいというものでございます。ただ、給食費のみならず、もろもろの山江村の政策、定住化の政策課題に対応するものとして、基金を積立てさせてもらおうというものでございます。

内容は1枚開けていただきますと、山江村定住化促進基金条例でございます。設置であります、第1条には、本村の定住化促進を図るということであります。加えていつまでも住み続けたい、住んでみたい住環境を整備するため、基金に伴う地方自治法により設置をさせていただくというものであります。

積立てであります。第2条、毎年度基金として積立てる額は予算で定める額とさせていただきます。本年度は、3,000万円を積立てさせてもらっております。財源の内訳等々につきましては、一般質問等々でもあるようでありますから、その折に詳しく説明をさせていただきます。

管理についての規定が次にあります。第4条が運用益金の処理であります。第5条が繰替運用でございます。第6条、処分であります。いわゆるどういうことに使

っていくのかということでもありますけれども、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる経費に充てる場合に限り、これを処分するということでもあります。(1)が村民の福祉向上または住民生活に関すること。(2)村内施設または設備新設、維持補修に関すること。(3)学校教育または社会教育に関すること。(4)その他、特に村長が必要と認めるものとしております。

今回の基金の運用については(3)の学校教育または社会教育に関することとしての基金からの繰り入れによる一般会計の予算に補正を組ませてもらっているということでございます。第7条は、委任でありますけれども、条例に定めるもののほかは、基金の管理に関して必要な事項は村長が別に定めるということでもあります。

附則、この条例は、公布の日から施行するということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第12 議案第46号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第12、議案第46号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第46号について、ご説明申し上げます。山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村課設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成26年9月9日提出、山江村長内山慶治であります。

提案理由でございます。行政組織の見直しを行い、事務の効率化を図るために、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせてもらうものでございます。

これも冒頭申し上げましたとおり、企画調整課を設置させてもらいたいという条例であります。現在、企画は総務課にあります。それと商工観光が産業振興課にあります。同じ予算をそれぞれ分け合って使っている状況ということでもありますので、予算の一元管理を行いながら、また新たなもろもろの政策についてのとりまとめ、調整をしてもらうというような課を設置したいということでもあります。(2)の企画調整課の中に、その業務内容が下のほうに書いてありますけれども、(ア)として、地域振興及び開発に関する事項、業務をとりもってもらいます。(イ)企画調整及び統計調査に関する事項。(ウ)商工・水産及び観光に関する事項。(エ)広報に関する事項。(オ)情報化に関する事項。以上、五つのものが主な業務でございます。

附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行するものといたします。一番最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただければ

と思います。どうぞよろしくお願いします。

—————○—————

日程第 13 議案第 47 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 13、議案第 47 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 47 号について、ご説明申し上げます。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出、山江村長内山慶治。

提案理由でございます。行政組織に適用した級別職務とするため、条例の一部を改正する必要があるので、提案をさせてもらうということでもありますけれども、内容については、1 枚開けてもらいますと、改正案が書いてありますけれども、現在山江村の役場の課長、9 名おります。今回企画調整課を設置するということになりますと、今までの体制では課長が 1 名増えるということになります。60 名中、職員が 60 名でありますから、10 名の管理職ということになりますと、非常に多すぎるということもあり、もちろん課長級対応もできますけれども、要するに事務局長の職務については、課長だけではなく、主幹の職務でも、係長の職務でもその職務にあたるができるというふうにしたものでございます。以上であります。

附則として、この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

—————○—————

日程第 14 議案第 48 号 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 14、議案第 48 号、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 48 号について、ご説明申し上げます。山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制

定するというものでございます。

平成26年9月9日提出、山江村長内山慶治でございます。

提案理由でありますけれども、これは上位の災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたということでもありますから、本村におきましても、条例の一部を改正する必要があるということにより提案させてもらうということでもあります。

改正内容であります。1枚空けていただきますと、次のように改正するとあります。第4条第1項中第1号中の「遺族の次に兄弟姉妹を除く（以下、この項について同じ）」を加え、同項に次の1号を加えるということでもあります。（3）でありますけれども、要するに、死亡者にかかる配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていたものに限るに対しても災害弔慰金を支給できるということになる法律であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第15 認定第1号 平成25年度山江村一般会計決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

日程第20 認定第6号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

日程第21 認定第7号 平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

日程第22 認定第8号 平成25年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、認定第1号から日程第22、認定第8号まで、平成25年度山江村一般会計特別会計決算の認定となっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第36条の規定により、一括上程したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１５から日程第２２までは一括上程といたします。

それでは、日程第１５、認定第１号、平成２５年度山江村一般会計決算の認定について。日程第１６、認定第２号、平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について。日程第１７、認定第３号、平成２５年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について。日程第１８、認定第４号、平成２５年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について。日程第１９、認定第５号、平成２５年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について。日程第２０、認定第６号、平成２５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について。日程第２１、認定第７号、平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について。日程第２２、認定第８号、平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、認定第１号から認定第８号について、ご説明申し上げます。

認定第１号、平成２５年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。

平成２５年度山江村一般会計決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

平成２６年９月９日提出でございます。

提案理由でございます。地方自治法第２３３条の第３項の規定により、議会の認定に付するため、提案をさせていただくというものでございます。

続きまして、認定第２号、平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定でございます。同様のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出であります。提案理由は同様でございます。

認定第３号でございます。平成２５年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。同事業決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第４号でございます。平成２５年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定でございます。同事業決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。本日提出で、提案理由は同様でございます。

次に、認定第５号でございます。平成２５年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定でございます。同事業決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。提案理由も同様でございます。

次に、認定第6号でございます。平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。同事業決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございますし、提案理由も同様でございます。

認定第7号、平成25年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。同事業決算を別案のとおり、監査委員の付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出の提案理由も同様でございます。

次に、認定第8号でございます。平成25年度山江村特別会計工業用等造成事業決算の認定についてでございます。同事業決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出の提案理由は同様でございます。

以下、内容につきましては、会計管理者より説明を申し上げます。

○議長（松本佳久君） 北田会計管理者。

○会計管理者（北田愛介君） それでは、認定第1号から認定第8号まで、平成25年度一般会計及び特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず50ページをお開きください。平成25年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額30億6,429万1,048円、2、歳出総額27億7,214万3,727円、3、歳入歳出差引額2億9,214万7,321円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2、繰越明許費繰越金888万3,000円、5、実質収支額2億8,326万4,321円。

次に51ページをお願いいたします。歳入歳出決算比較分類表でございます。歳入におきましては、地方交付税が16億8,714万円で、全体の55.06%を占めております。

歳出におきましては、民生費が最も多く6億1,476万4,212円で、22.18%を占めております。

次に52ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物でございます。土地につきましては、教職員住宅が183平方メートルの減少、その他の施設では、栗選果場の購入によります1,140.08平方メートルの増で、年度中957.08平方メートルの増加でございます。

建物につきましては、教職員住宅の木造が114平米の減少、その他の施設では、旧川辺川総合土地改良事業組合事務所の建物の購入により、木造が506.25平米の増加、非木造につきましては、栗選果場の購入により1,178.45平方メートルの増加となっており、年度中木造が392.25平方メートルの増加、非

木造が1,178.45平方メートルの増加となっております。

次に53ページをお願いします。(2)山林でございます。年度中の面積の増減はございません。立木の推定蓄積量でございますが、1,390立方メートルの増加でございます。決算年度末の現在高は18万8,239立方メートルでございます。(3)有価証券でございます。年度中の増減はございません。(4)出資による権利でございます。人吉・球磨ふるさと市町村基金につきまして、スマートインターチェンジ整備促進支援事業に40万円が取り崩されておまして、決算年度末現在高は45万7,200円となっております。

次に54ページをお開き願います。2、基金でございます。新規積立といたしまして、山江ふるさと応援基金に213万2,000円、利子等の総額が1億25万4,671円で、年度中1億238万6,671円増加し、決算年度末現在高は22億7,711万2,192円となっております。その他の基金につきましては、年度中の利子が1,639円増加いたしまして、決算年度末現在高は6,738万6,717円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの返済金が120万円ございまして、決算年度末現在高は1,240万円でございます。

次に55ページをお開きください。3、物品でございます。車両につきましては、年度中1台の増加、その他につきましては、草刈機4台と水中ポンプ発電機を各1台、エンジンポンプを2台購入いたしております。

以上が、一般会計でございます。

次に、74ページをお開きください。国民健康保険事業会計実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億6,822万1,085円、2、歳出総額5億3,564万4,056円、3、歳入歳出差引額3,257万7,029円、5、実質収支額3,257万7,029円。

次に75ページをお開きください。財産に関する調査でございます。(1)基金、国民健康保険財政調整基金でございます。前年度末現在高が5,000万円、決算年度中増減高1万1,219円、預金利子でございます。決算年度末現在高5,001万1,219円でございます。

次に86ページをお開きください。簡易水道事業会計実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,002万6,327円、2、歳出総額1億3,461万4,960円、3、歳入歳出差引額541万1,367円、5、実質収支額541万1,367円でございます。

続きまして、87ページをお開き願いたいと思います。財産に関する調書でございます。

公有財産(1)土地及び建物、年度中の増減はございません。(2)基金でござ

います。簡易水道事業財政調整基金、年度中の利子が1万4,363円の増加でございます。決算年度末現在高は1,597万3,622円でございます。(3) 物品、小型乗用車1台を保有しております。

次に98ページをお開きください。農業集落排水事業会計実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億5,674万7,956円。2、歳出総額1億4,728万2,715円。3、歳入歳出差引額946万5,241円。5、実質収支額でございます。946万5,241円でございます。

次に、次ページ99ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1) 土地及び建物でございます。年度中の増減はございません。2、物品、普通乗用車1台を保有いたしております。

次に、114ページをお開きください。介護保険事業会計実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億779万2,961円。2、歳出総額3億8,152万4,577円。3、歳入歳出差引額2,626万8,384円。5、実質収支額2,626万8,384円でございます。

次ページ、115ページをお開きください。財産に関する調書でございます。(1) 基金、年度中利子3万729円の増加でございます。決算年度末現在高は3,417万4,254円でございます。

次に、126ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,199万7,050円。2、歳出総額3,109万9,516円。3、歳入歳出差引額89万7,534円。5、実質収支額同じく89万7,534円でございます。

続きまして、136ページをお願いいたします。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4,725万5,885円。2、歳出総額3,615万3,359円。3、歳入歳出差引額1,110万2,526円。5、実質収支額も同じく1,110万2,520円でございます。

続きまして、146ページをお願いいたします。工業用地等造成事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額221万4,790円。2、歳出総額68万5,650円。3、歳入歳出差引額152万9,140円。5、実質収支額も同じく152万9,140円でございます。上記のとおり精算したところ相違ありません。平成26年7月1日、山江村会計監理者、北田愛介。審査の結果、相違ないものと認める。平成26年8月8日、山江村監査委員、菅野隆治、山江村監査委員会、谷口予志之。上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。平成26年9月9日、山江村長内山慶治。

次に、147ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公

有財産、（１）土地及び建物。この会計につきましても年度中の増減はございません。

以上で、平成２５年度の山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

―――○―――

日程第２３ 議案第４９号 平成２６年度山江村一般会計補正予算（第２号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２３、議案第４９号、平成２６年度山江村一般会計補正予算（第２号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第４９号について、ご説明申し上げます。

平成２６年度山江村一般会計補正予算（第２号）でございます。平成２６年度山江村の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３，７０２万５，０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億９８１万２，０００円とするものがございます。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

地方債の補正でございます。第２条、地方債の追加は「第２表 地方債補正」によるものがございます。

平成２６年９月９日提出、山江村長内山慶治であります。

内容につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第４９号について説明いたします。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正。歳入、１１、分担金及び負担金、１、分担金、永田井手頭首工改修受益者分担金で１６０万円を追加するものです。１３、国庫支出金、１、国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金で２００万円を追加するものです。１４、県支出金、２、県補助金、多面的機能支払事業県補助金ほかで１８６万８，０００円を減額するものです。１５、財産収入、１、財産運用収入、利子及び配当金ほかで１９万円を追加するものです。１７繰入金、１、繰入金、繰越金の確定によりまして、９，９４５万７，０００円を追加するものがございます。

失礼しました。１７、繰入金、１、繰入金、定住化促進基金繰入金で７１４万４，０００円を追加するものです。それから、１８、繰越金、１、繰越金、繰越金の確定によるもので９，９４５万７，０００円を追加するものです。それから、１

9、諸収入、10、雑入、土地改良施設維持管理適正化事業交付金ほかで2,750万2,000円を追加するものです。20、村債、1、村債、公共土木施設災害復旧費債で100万円を追加するものです。

歳入合計、補正前の額に1億3,702万5,000円を追加し、30億981万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出、1、議会費、1、議会費、普通旅費ほかで12万7,000円を追加するものです。2、総務費、1、総務管理費、2、徴税費、6、監査委員費、定住化促進基金積立ほかで5,169万2,000円を追加するものです。3、民生費、1、社会福祉費、2、児童福祉費、住宅改造助成ほかで317万9,000円を追加するものです。4、衛生費、1、保健衛生費、予防接種委託料ほかで110万9,000円を追加するものです。5、農林水産業費、1、農業費、2、林業費、永田井手頭首工改修工事請負費ほかで2,115万円を追加するものです。6、商工費、1、商工費、山江栗生産担い手ビジネス創出事業補助金ほかで52万円を追加するものです。7、土木費、1、土木管理費、河川海岸協会負担金ほかで9,000円を追加するものです。9、教育費、1、教育総務費、2、小学校費、3、中学校費、4、社会教育費、5、保健体育費、学校給食食材購入助成金ほかで1,194万9,000円を追加するものです。10、災害復旧費、1、公共土木事業災害復旧費、公共土木施設災害復旧工事請負費ほかで200万円を追加するものです。

3ページをお願いします。12、予備費、1、予備費4,529万円を追加するものです。

歳出合計、補正前の額に1億3,702万5,000円を追加し、30億981万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債補正第2表、1、追加、起債の目的、公共土木施設災害復旧費債、限度額100万円、起債の方法、普通貸付、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第24 議案第50号 平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第24、議案第50号、平成26年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第50号について、ご説明申し上げます。平成26年度山

江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）でございます。

平成２６年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,０３９万１,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５,０３９万１,０００円とするものでございます。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成２６年９月９日提出でございます。山江村長内山慶治でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第５０号について、説明いたします。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入、項、前期高齢者交付金、補正前の額から５万４,０００円を減額するものであります。繰越金、補正前の額に３,０４４万５,０００円を追加するものであります。繰越金に対しましては、決算額の確定による繰越金でございます。

歳入合計、補正前の額に３,０３９万１,０００円を追加し、５億５,０３９万１,０００円とするものでございます。

２ページをお開きください。歳出、総務管理費、補正前の額に４２万９,０００円を追加するものであります。これは、第三者救済事務手数料でございます。葬祭諸費、補正前の額に９万円を増加するものであります。後期高齢者支援金、補正前の額に２万６,０００円を増加するものであります。前期高齢者納付金等、補正前の額に７,０００円を増加するものであります。償還金及び還付加算金、補正前の額に３１８万８,０００円を追加するものであります。償還金及び還付加算金に対しましては、退職者医療の給付の確定によります交付金の返還金でございます。予備費、補正前の額に２,６６５万１,０００円を追加するものであります。

歳出合計、補正前の額に３,０３９万１,０００円を追加し、５億５,０３９万１,０００円とするものであります。

以上でございます。

—————○—————

日程第２５ 議案第５１号 平成２６年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）

○議長（松本佳久君） 日程第２５、議案第５１号、平成２６年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第51号について、ご説明申し上げます。

平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。

平成26年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,933万7,000円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成26年9月9日提出、山江村長内山慶治です。

内容につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第51号について説明いたします。1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、決算額確定に伴う繰越金333万7,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に補正額333万7,000円を追加し、1億5,933万7,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、2、簡易水道施設整備費、配水管布設工事請負費250万円を追加し、予備費83万7,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に333万7,000円を追加し、1億5,933万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

○議長（松本佳久君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を13時30分といたします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

午後は、傍聴席に東洋大学青木教授をはじめ、5名の学生さんもおいでいただいております。よろしくお願いします。

—————○—————

日程第26 議案第52号 平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第3号)

○議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第52号、平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第52号について、ご説明申し上げます。

平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。

平成26年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,407万3,000円とするものがございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

平成26年9月9日提出であります。

内容については、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第52号について、説明いたします。1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、決算額確定に伴う繰越金207万3,000円の追加でございます。

歳入合計、補正前の額に補正額207万3,000円を追加し、1億5,407万3,000円とするものがございます。

2ページをご覧ください。歳出、予備費、207万3,000円を追加するものがございます。

歳出合計、補正前の額に補正額207万3,000円を追加し、1億5,407万3,000円とするものがございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第 27 議案第 53 号 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 53 号、平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 53 号について、ご説明申し上げます。

平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 26 年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,839 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,839 万 7,000 円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

内容については、健康福祉課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第 53 号の説明を行いたいと思います。1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。歳入、繰越金 2,626 万 7,000 円を追加するものであります。主なものとしましては、主なものといいますか、決算額の確定により繰越金でございます。雑入、補正前の額に 213 万円を追加するものであります。主なものとしましては、平成 25 年度の介護予防給付費の実績により追加交付金でございます。

歳入合計、補正前の額に 2,839 万 7,000 円を追加し、4 億 9,839 万 7,000 円とするものであります。

以上でございます。

2 ページをお開きください。歳出、総務管理費、補正前の額に 4 万 7,000 円を追加するものであります。償還金及び還付加算金、補正前の額に 457 万 7,000 円を追加するものであります。主なものとしましては、平成 25 年度の実績により介護給付費交付金の、償還金及び還付加算金、補正前の額に 1,157 万 7,000 円を追加するものであります。平成 25 年度の実績により介護給付費交付金の返還金であります。予備費、補正前の額に 1,677 万 3,000 円を追

加するものであります。

歳出合計、補正前の額に2,839万7,000円を追加し、4億9,839万7,000円とするものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第28 議案第54号 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第28、議案第54号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第54号について、ご説明申し上げます。

平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。

平成26年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,297万円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成26年9月9日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、議案第54号の説明を行いたいと思います。1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入、平成25年度の決算の確定によります繰越金、補正前の額から3万円を減額するものであります。

歳入合計、3,300万円から3万円を減額し、3,297万円とするものであります。

2ページをお開きください。歳出、償還金及び還付加算金、補正前の額に8万7,000円を追加するものであります。これは修正申告によります保険料の還付金でございます。予備費、補正前の額から11万7,000円を減額するものであります。

歳出合計、補正前の額から3万円を減額し、3,297万円とするものであります。

す。

以上でございます。

—————○—————

日程第 29 議案第 55 号 平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 29、議案第 55 号、平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 55 号について、ご説明申し上げます。平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 167 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,367 万 6,000 円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出であります。

内容につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第 55 号について、説明いたします。

1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入、4、繰出金、1、繰越金、繰越金の確定によるものでございまして、167 万 6,000 円を追加するものです。

歳入合計、補正前の額に 167 万 6,000 円を追加し、4,367 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出、2、ケーブルテレビ事業費、1、ケーブルテレビ事業費、センター機材購入費ほかで 145 万円を追加するものです。4、予備費、1、予備費、22 万 6,000 円を追加するのです。

歳出合計、補正前の額に 167 万 6,000 円を追加し、4,367 万 6,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第 30 議案第 56 号 平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予

算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 30、議案第 56 号、平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 56 号について、ご説明申し上げます。

平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）でございます。平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれの 9 万 6,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220 万 4,000 円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成 26 年 9 月 9 日提出であります。

内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第 56 号について、説明いたします。

1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入、2、繰越金、1、繰越金、繰越金の確定によるものでございまして、9 万 6,000 円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から 9 万 6,000 円を減額いたしまして、220 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出、2、予備費、1、予備費、9 万 6,000 円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に 9 万 6,000 円を減額いたしまして、額からです。9 万 6,000 円を減額いたしまして、220 万 4,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 31 陳情第 1 号 村営住宅建設の陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 31、陳情第 1 号、村営住宅建設の陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情書の写しのとおり、西川内住宅建設促進委員会会長の嶽森充さんほか、建設促進委員各位の連名による村営住宅建設の陳情であります。

す。

-----○-----

日程第３２ 要望第２号 村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３２、要望第２号、村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書を議題とします。

お手元に配付しております要望書のとおり、村営住宅北永シ切団地管理人、板野憲一さん、北永会会長、村内金四郎さんほか、永シ切払い下げ検討委員会委員一同から提出された村営住宅に倉庫設置を求める要望であります。

お諮りします。ただいま議題になっております要望第２号については、経済建設常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

よって、日程第３２、要望第２号、村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書については、経済建設常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

-----○-----

日程第３３ 要望第３号 子ども子育て支援に係る要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３３、要望第３号、市町村子ども子育て支援事業計画、及び関連条例策定に係る要望書を議題とします。

お手元に配付しております要望書のとおり、山江保育園保護者会長、白川晃さん、山江保育園長、湊田秀雄さんの連名による提出で、子育て家庭の負担軽減と、来年４月から始まる新しい制度の情報提供及び関連条例策定に係る要望等であります。

お諮りします。ただいま議題になっております要望第３号については、総務常任委員会へ審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

よって日程第３３、要望第３号、子ども子育て支援に係る要望書については、総務常任委員会へ審査を付託することに決定しました。

-----○-----

日程第３４ 請願第１号 手話言語法制定に向けた意見書提出請願書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３４、請願第１号、手話言語法制定に向けた意見書提出請願書を議題とします。

お手元に配付しておりますとおり手話言語法制定に向けた意見書提出を求める請願でございます。

紹介議員は、田原龍太郎議員と原先利且議員です。紹介議員を代表して、田原龍太郎議員より提案理由の説明をお願いします。

田原龍太郎議員。

○5番（田原隆太郎君） 日程第34、請願第1号、山江村議会議員、議会議長、松本佳久様。手話言語法制定に向けた国への意見書提出を求める請願の提案理由を説明いたします。

この請願の提出者は、熊本市中央区水前寺6丁目9番4号、一般社団法人熊本県ろう者福祉協会理事長、福島哲美さんからであり、紹介議員は、原先利且議員と私であります。

請願の趣旨を下記のように述べます。

趣旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「仮称、手話言語法」の制定を求める意見書を国に提出されるよう請願する。

以上、提案理由の説明を終わります。

—————○—————

日程第35 請願第2号 堤防建設請願書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第35、請願第2号、堤防建設請願書を議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、万江川の堤防建設を求める請願書が第13区長松本正一氏から紹介議員、山本義隆議員と西孝恒議員を介して提出されております。代表して西孝恒議員から提案理由の説明をお願いします。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 日程第35、請願第2号、万江川の堤防建設請願書について、提案理由の説明をいたします。

この請願の提出者は、山江村第13区、松本正一区长ほか、関係者14名の連名によるものであり、紹介議員は山本義隆副議長と、私、西であります。

私、万江川の地元ということで請願の趣旨を述べさせていただきます。山江村議会議長、松本佳久様。山江村第13区内を流れる万江川の堤防建設について、御溝取水口下流から下の段橋までの両岸に堤防を建設していただきますよう請願します。

当該箇所左岸には、堤防そのものがなく、右岸には石積み堤防はあるが、その高さが低く、洪水のたびに度々浸水被害を受けている現状です。

山江村議会から山江村執行部や熊本県に対し、両岸の堤防建設を強く働きかけて

くださいますよう願いたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（松本佳久君） このほか山江村議会に寄せられました要望等は、以上の5件のほかに、1、熊本市神水1丁目30番7号、熊本県労連中原誠委員長から提出された道州制導入、労働法制解約に反対し、最低賃金、公務員賃金の改善を求める意見書の提出に関する陳情。2、人吉市西間下町102番地の3、人吉民主商工会代表、椎葉昭久さんから提出された消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情。3、東大阪市六万寺町3丁目12番33号、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子さんから提出された軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情が届いています。

以上の3件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付することといたします。各議員で内容を研究され、必要なものについては、後日議員提案等をされるようお願いいたします。

-----○-----

日程第36 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第36、議員派遣の件を議題とします。本件は地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付してあります議案のとおり、議員を派遣するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後1時53分

第 2 号

9 月 1 8 日 (木)

平成26年第6回山江村議会9月定例会（第2号）

平成26年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 西 孝 恒 君

2番 谷 口 予志之 君

3番 中 竹 耕一郎 君

4番 岩 山 正 義 君

5番 田 原 龍太郎 君

6番 秋 丸 安 弘 君

7番 原 先 利 且 君

8番 松 本 佳 久 君

9番 山 本 義 隆 君

10番 立 道 徹 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福 山 浩 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

教 育 長 大 平 和 明 君

総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君

税 務 課 長 豊 永 知 満 君

産業振興課長 中 山 久 男 君

健康福祉課長 平 山 辰 也 君

建 設 課 長 白 川 俊 博 君

教 育 課 長 嶋 原 美津子 君

会 計 管 理 者 北 田 愛 介 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長 山 口 明 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（松本佳久君） 本日は、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、7 名の議員から一般質問の通告がなされております。

最初に、中竹耕一郎議員、次に、立道徹議員、次に、田原龍太郎議員、次に、岩山正義議員、次に、谷口予志之議員、次に、原先利且議員、最後に、西孝恒議員であります。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第 55 条第 1 項の規定による発言時間は、質問、答弁を合わせて 60 分といたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、3 番、中竹耕一郎議員より、1、行政施策モニター組織（仮称）について。2、行政事業評価に伴う制度、組織についての通告が出ています。

中竹耕一郎君の質問を許します。3 番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○3 番（中竹耕一郎君） おはようございます。では、今日一番最初に一般質問させていただきたいと思います。

豪雨による広島地方の土砂災害に対する悲惨な状況に遭われた方にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。なんと 73 名の死者と 1 人の行方不明者ということで、全く最近経験したことがないような気象現象が日本のあちこちで起きているようであります。今後、防災の視点を大きく変えて、しっかり対処しなければならない面も出てくるんだろうというふうに思います。

また、今年の夏は非常に日照不足で農作物の被害が心配されるところであります。では、早速ですけれども、平成 14 年 7 月から 2 期 8 年間、村長として画期的で紳士的な事業に取り組み、村民の福祉の向上に貢献をされました内山村長、その実績については誰もが等しく認めるところであります。そして、先の選挙で 3 期目のリーダーとして、再び舵取りを任されたわけであります。山江村を立て直す

というような信念で強く訴えられた結果であり、また初志貫徹、実現に向けて大変激務ではあるでしょうけれども、健康に十分注意されまして、精進されますよう大いに期待するものであります。内山村長は本音で語り、一緒に取り組み、新鮮な気持ちで正直な村政を目指していかれるということですので、我々議員ともぜひ正直なお付き合いを願いたいというふうに考えます。内山村長に一般質問は初めてになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の質問の趣旨は大まかに基本的な方針、決意、取り組むべき今おかれている課題、それから山江未来塾について、それから指針となる振興計画策定に係る政策提案制度の仕組みづくり、それから、さらに行政事務をはじめとする事業の評価制度についてであります。以上の件について、掻い摘んで質問させていただきたいというふうに思います。

では、早速ですけども、内山村長、就任されまして、もう1カ月が過ぎたわけですが、今議会の冒頭ですね、日本創成会からの報告を受けての2040年問題、農政改革、福祉対策の変化などの社会的な課題について述べられたわけであります。さまざまな施政所信表明がありましたけれども、重複点もあるが、基本的な方針・決意について、極々簡単にエキス部分だけお話をちょっといただければというふうに思います。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） おはようございます。今日は一般質問ということであります。

冒頭をお願いしたいと思いますけれども、平成26年度事業が始まっております。もう予算も組んであるわけで、その予算に従いまして、現在、その業務が行われているという段階であります。したがって、新しくといいますか、私が所信表明等々で申しました件については、私の意見を正直に述べさせてもらいたいと思うところでもありますけれども、それまでの数字、業務内容等についてはですね、担当課のほうから説明させていただきたいと思うところでもありますから、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中竹議員のまず質問ですけども、今の課題をどのように捉えるかということがあります。また、山江村が目指すべき方向をどう考えられるかというような内容であったかと思います。施政方針所信表明の演説といいますか、言葉でも申し上げましたとおり、やはり今一番、私が念頭に置かなくちゃいけないというキーワードが、日本創成会議において提言された「2040年には山江村が消滅してしまう」というショッキングな提言であります。その理由は、この後、今日、一般質問の中での説明にもなろうかと思いますけれども、もちろん日本の人口の減少が進んでいく。社会保障・人口問題研究所の中では、2040年には1億を切ろうとしてい

る。今、1億2,600万人でありますけれども、そういう中にあって何も手を打たないでいる市町村の20歳から39歳、いわゆる子どもを産める人たちの女性の世代が激減してしまうというような原因により、子どもが生まれない、人口が激減する、高齢化が進む。したがって、地域での社会の生業を維持できない、地域社会生活を維持できにくい状態になってしまうんだというようなことでありました。それを受けて国は早々にですね、これは安倍総理の発言でありますけれども、人口減少や超高齢化といった地方が直面する構造的な課題に真正面から取り組み、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地方をつくり上げてまいりますとあいさつされております。それに伴いまして、国では新たに地方創生担当大臣が創設されたということでもあります。石破大臣がその初代の大臣に就任されたということですが、これはまさに国における地方がこのままでは消滅してしまう、何とかしなくてはいけない、いわゆる「国破れて山河あり」と、いわゆる国がなくなっても地方は残るというような杜甫の詩がありますけれども、我々は「山河破れて国はなし」というようなことをよく使わせてもらっております。いわゆる地方がなくなつては、国も存在しないんだというような言い方をするわけであります。そういう地方を守ろうとする対策が今後諸々と打ち出されてくる。本年12月に来年度の本予算が決まるということでもありますけれども、その予算の前に平成26年度の補正予算として、諸々のその地方再生プランにおける事業メニューが出てくるんだろうと思っているところであります。私としましてはといいますか、山江村長の立場といたしましては、全国の地方の隅々までカバーできる、そういうプランを望んでおりますし、同じく地方からもやっぱりしっかりその地方の課題を声をあげていかなくちやいけないというふうに考えているところであります。そういう中にあって農政と福祉が大きく変わろうとしているというようなことを申し上げました。ただ、その課題を抱えているということではありますが、やはり山江村をどのように運営・経営していけばいいのかということについては、一言で言うところの山江村を持続可能な村として存続させていきたいということでもあります。要するに、山江村が山江村で未来永劫、やはりあり続けることが大事なんだ。その責任を全うしなくてはいけないと思いますし、しっかりとまた次の世代にその役割をバトンタッチしていくことが大事だというふうに考えておるところであります。では、持続可能とは何かということでもありますけれども、もちろん今までであった山江村を変化させずにそのまま次の世代へ引き継ぐんだというような考え方をしがちであります。ただ、今、国もしくは県あたりのフードバレーでの小野副知事との意見交換会の中では、やる気を持った町村については、しっかり支援をしていく、いわゆる今までのようなお金が国にふんだんにあるような時代における国の政策としては、どのような市町村も

同じように生活を、暮らしを保障していくというようなやり方、護送船団方式とかいわれますが、そういうようなやり方をとってきたわけでありすけれども、ここ三位一体の改革以来、やる気のある市町村をしっかりと支援していくという言い方・やり方によって変わってきております。したがって、そのやる気を持つということについては、しっかりと次の世代に引き継ぐために変わり続けることを恐れてはいけないということを考えますし、そういう変革・改革をしていかなければ今の時代についていけないし、いろんな創生プランが出てくる制度事業も取りにいけないというようなことになろうかと思うわけでありす。いわゆる創生会議の提案から申し上げますと、何も手を打たない、黙って見ているのでは山江村は消滅するというようなことであろうかと考えます。古き良きもの、変わってはいけない考え、そういう財産・資産はしっかりと引き継ぎながら、変わってはいけない不易なるものは、しっかりと引き継ぎながら、やはり今後の時代に即応した山江村のあり方を考えていかなくちゃいけない。これはもちろん私もいろいろと勉強させながら考えていきたいと思ひますけれども、議員の皆さま方ともども、執行部ともども議論を交わしていきたい。また、楽しい山江村にしていきたいと思うところであります。

課題としてはやはり2つござひます。2つといひますか、大きく分けて一まくりにしますと、山江村に今のような国等々の施策で降りかかってくる問題があります。TPPの問題もまさに山江村が望むと望まないにも関わりませず降りかかってくる問題で、しっかりとその対応を皆さんで考え、また地域で考え意見を申していふ、そして対策を打っていふということが大事だろうと思ひます。そしてもう一つは、山江村の中に内包する村民の皆さんたちが暮らしていくにおける課題があります。その課題を今の暮らしをどう保障するか、どういうふうな幸せを提供するか、ということが大事だろうと申してありますし、それには具体的政策としては、雇用の問題と福祉の問題に一まくりにするんだと思ひておるところであります。

福祉につきましては、公共交通機関をもう一度見直したいと、これは後ほど一般質問で出てきますのでここでは申し上げません。それから、小中学生の給食費を全額無料にするという新しい試みも考えてあります。これも後ほど、また議論をさせていただきたいと思ひますが、全国で10年前まではゼロだった自治体が、現在では50を超える自治体が全額無料ということになりますし、山江村の実例があるとするならば、また後で申し上げますが、後に続く自治体も数多くあろうかと考えているところであります。それと、働く場をどのようにつくるか、もちろん企業誘致、今の企業をしっかりと守る、それと新しい職場として、農業・林業の法人化等々についての考え方を進めさせていただきたいと思ひますし、また活性化に欠かせ

ない、山江村に来てもらう人口をどのように増やすか、観光人口・交流人口を増やしていくということが肝要でありますし、そういう事業の仕組みを、また展開を考えていかなければいけないと思っております。

まだまだ山江村は過疎地域であります。過疎という言葉は、生活不便地域という意味です。何が不便かということは、生活関連の諸々の公共工事もまだまだ必要でもありますし、あとからまた出てこようかと思えますけれども、子どもからお年寄りまで田舎の良さを皆で学び合いながら発信していくという未来塾を開講したいというようなことを課題解決のための施策として考えているところでございます。以上であります。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 取り組むべき命題、持続可能な村として存続させていくということは、もうよくわかりました。課題についても今述べていただいたところですが、私も、この間、ニュースであったですね、石破大臣が地方にあって、知恵と工夫とやる気のないところについては、私はもうお払い下げだと、私はそのようなところにはタッチしないというようなコメントされてたのを覚えておるわけですが、やはりその辺の知恵を出して、できる限りアンテナを張り巡らして、その辺の情報を早く取りこんでいくということが大事だろうというふうに考えます。

今、個別的な政策についても若干、述べていただいたところです。いろんな雇用、それから県南の地域振興のこととか、育てやすい環境の醸成とか、いろいろ話がありましたけど、一つだけ、これはあとの質問にも関連してきますのでお尋ねしたいと思いますが、村長が言われている山江未来塾、このことについてもう少し、ちょっとよく分からないところもあると思えますので、このところをもうちょっと具体的にお話いただければと思いますが。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 山江未来塾については、今から、今回新しく提案をさせてもらっております企画調整課ができました以降で、そこで担当をしてもらうと、いわゆる生涯学習の一部を村長部局にいただきたいというような考えであります。ただ、その内容といいますか、先ほど申し上げましたとおり、山江村は過疎の村であります。どのようにその過疎の村を活性化させていくかということについては、山江にあるものを大事にする、資産を生かすというような考えであります。環境であり、そこから出てくる農林水産物であり、また、そこで働く人であろうかと思えます。そういう意味では、そういうものを一つの商品化という大きな枠で捉えて、商品化というと新しく何かをつくりだすというふうに考えがちではありますけれども、あるものをしっかり外に出すという商品化としての考え方でも結構かと思えますが、

そういう大きな一まくりとした商品化を目指す方向をその未来塾で検討していただく。また、山江村に来てもらう方々、先ほど観光交流人口を増やすというような言い方をしましたけれども、そういうやり方として、どういうやり方があるのか、それからもう1つは、よく人吉・球磨の自治体は宣伝・PRが下手だと言われております。その良いものがあっても、また観光交流事業を増やしたいということであっても、やはりそのものをしっかりPR、知ってもらいながら来てもらうということになりますから、そういうことに対する宣伝・PRするための、また、人・もの・行事等々の情報の発信も必要であろうかと思っております。いわゆる暮らしの豊かさを求めて村民皆で本音で語り合う場づくりを実践していけたらというようなことを考えております。先ほど、中竹議員のほうからも言われましたが、本音でやはりそれぞれが語り合いながら、また自分の本音を聞いてもらうんですが、逆に人の本音もしっかりと聞きながら、そして決めたら皆で実践していくというような地域づくりができたらし、そういう場としての山江未来塾ができたらしということを考えているところであります。いわゆるいろんな事業を取り組むことによって、やはり村民の皆さま方の暮らしが豊かになる、楽しくなるような事業展開を考えていけたら思っているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 未来塾についてはわかりました。いわゆる企画調整課が発足してから、そこが音頭取りでやっていかれるということでもあります。このことについて、ちょっと私も考えがありましたので、またあとでお話をしたいと思います。

今日、総合計画を改めて見させていただいたんですが、もちろんこのことについて、とやかく言うわけではありません。ただ、この計画についてはですね、もちろんすでにできあがっておりますし、後期の5カ年計画についてももうできあがっておるわけですので、このことについてはそれでいいと思いますが、この計画をつくるにあたって、今回、これは平成21年に長期ができています。そして、今度平成26年に後期の計画ができておりますが、この中で見てみますとですね、政策の策定と評価が最初は入っているけど、あとは抜けているというものもあるもんですから、その辺もあるもんですから、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この後期計画をつくられるにあたってですね、期間はともかく、どのような審議経過であったのかいつまんで簡単にご報告いただければと思います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

この第5次の山江村の総合計画につきましては、まず、基本構想が平成21年度から30年度までの構想でございますが、その中で前期計画が平成25年度まで、

それから後期の計画が平成26年度から平成30年度までの計画ということでございます。したがって、平成25年度中に後期基本計画の策定にあたりました。その策定のスケジュールにつきましては、まず、村長、教育長、課局長で編成します策定委員会を7月、10月、2月の3回実施しました。それから、各課局の主幹、係長で編成します専門部会を7月、10月に実施をいたしました。それから、7月にはアンケート調査を実施いたしまして、また7月から9月にかけては、各地区村政懇談会を開催したところでございます。そのアンケート調査、村政懇談会に並行しまして、7月から8月にかけて、前期基本計画の現状の把握、それからこれまでの取り組み、その効果及び達成度、今後の取り組みなど、調査分析を行いました。以上のような取り組みを基に11月末までに各課から後期基本計画の素案を提出していただきまして、2月の月上旬までに担当課を中心といたしまして、後期基本計画書（案）を作成し、策定委員会で内容の確認を行いました。その後に各団体の長などで編成いたします山江村総合振興計画審議会を2月に2回開催しております。まず1回目に経過報告及び内容の説明をいたしまして、そのあとに審議を行いました。この後期基本計画にございますとおり、86ページに及ぶ内容でございますので、1回ではなかなか審議ができないということで、内容を確認していただきまして、1週間後に再度審議会を開催しまして、内容の修正、内容に対します質疑・応答、それから、各分野ごとの意見などが出されたところでございます。最終的な答申につきましては、20項目ほどございます。例えば、6次産業化においては、他市町村と連携した体制確保を図りたいなど、その後期の基本計画書の89ページから90ページにかけて記載しておりますが、そのようなご意見をいただいたところでございます。最終的には議会の承認を得まして、平成20年度からの後期基本計画書を策定したところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 策定の経過についてはよくわかりました。私は思うのはですね、策定はもちろん前期の計画、非常に几帳面にですね、アンケート回収も良くなっておりますし、なかなか自分の意見を取り付けられたんだろうというふうに考えますが、そこの最終的に政策審議会、策定審議会、これは15名の委員で構成されて、これは条例で決まっているわけですが、そこに持っていくまでもう少し住民の意見がうまく反映されていないんじゃないかなというふうな気がしたものですから、この提案するわけですが、小さい集まり、例えばいろんな仲間同士で集まってその辺の話をする、それからボランティアでその辺の政策について、じゃあみんな考えてみようというような自由に参加するということですね、まとまった政策を審議会に図る前にその辺の行政施策についていろんな話を取り付ける、一つのワンク

ッションをおけばいいかなということを考えるわけです。ダイレクトに提案するわけじゃなくてですね、途中その辺の補充の機関を入れて、最終的に審議会に持っていくというふうな方法もあっていいんじゃないかなと思うわけです。ただ、前期の調査と後期の調査を見てみますと、あんまり方向が変わっていないんですね。ということは成果がそこにあったのかなというふうに考えるわけです。ほとんど中身が同じ回答で、生活の満足度についても同じで、8割ぐらいが住みたいというふうな結果が出ているわけですね。だから、その辺の評価がどうもよくわかりませんので、一つワンクッションおけば住民の意見をもう少し入れる制度をつくっておけば、もっと精度の高い政策策定ができるんじゃないかなと思うわけです。前回はいろんな意向調査そのもの、前回は30何%ぐらいの回収率でいろいろやりましたが、中身は非常にもちろん今回も事業の専門部会だとかアンケート調査をしていますが、出かけて行ってやるのはおそらく座談会だけだったろうと思うわけです。ですから、その辺が外部の応援者と内部の応援者とがうまくマッチして、その辺の策定会議なるものができればいいかなというふうなことで思うわけですが、その辺を何かお考えがあれば、策定会議についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。今、議員が提案されました内容につきましては、住民参加による郷土の村づくりを継続していくための提案じゃなかったかと思います。行政施策モニター制度というものがございますが、この制度につきましては、特定の意見に偏らない村民の皆さまの動向を捉え、福祉・医療・子育て・農林業・商工観光などの各界、各地区・職種・年代などの各層を勘案しまして、そのいろいろな声をお聞きして広く村政へ反映されることを目的とする制度でございまして、村内に住所を有する者の中から村長のほうで委嘱をしまして、委嘱と申しまして、村のほうで雇用されるのではなく、一村民が自由な立場から村政に対しての率直な意見、考えや提案などを聴取するものであるのではないかというふうに理解をしておるところでございます。このモニター制度につきましては、県内でも取り組んでいる自治体があるようでございますので、その取り組みの状況や効果等を参考にしながら、この制度を取り入れることができるならば、その仕組みづくり等をですね、ちょっと検討をしたいというふうに今考えるところでございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） これは私たちも勉強しなければならないところですが、上意下達じゃなくてですね、報酬があるからそういう委員になるんじゃないくて、報酬があるとなかなか意見も言えない面もありますので、できればその辺はボランティア

でモニター制度などつくっていかればいいんじゃないかなというふうに考えているところであります。

それから、次に先ほどちょっと申し上げましたけども、この計画のですね、前期・後期あるわけですが、前期計画策定についてはありませんが、この評価制度というのが、後期については抜けているわけですね、この評価制度についても振興計画と評価というのは密接なつながりがあると思うわけです。策定したその政策について、ときどき評価をしていく、そういう機関が必要じゃないかなと思います。もちろん私たちが決算の認定のときにですね、このような事務報告もらいます。これは地方自治法の233条で成果報告をしろということ、これが成果報告だろうと私は捉えてるんですが、一般住民の方はこれは持たないわけですね。だからどんな政策でどんな成果があったのかよくわからんわけです。その辺はやっぱりケーブルも発達していることですので、ケーブルを使ったり、山江村のホームページを使ってですね、どんどん透明化をして教えていくということが大事だろうと思います。それによって評価が生まれてくるものだと思います。こういうのを逐一やっておけば今回のような、ああいう温泉のような悲惨な結果にならないと思います。その辺のやっぱり制度づくりが、仕組みづくりが大事じゃないかなというふうに思うわけです。現在、内部評価なるものはあるんでしょうか。内部だけで庁舎内で内部評価でしていくという制度はあるんですか。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

行政評価制度につきましては、村が実施する全施策及び全予算事業を対象に定期的かつ継続的に実施経過の検証を行うとともに課題を明らかにし、今後の方向性を検討するものであるかと思います。

今、ご質問の内部評価をということでございますが、内部評価につきましては、例えば事業担当課とか行政改革担当課などにより自己評価、また見直しや改善、次年度予算等への反映などを行う評価であるかと思いますが、現在のところ、本村につきましては、この行政評価制度を導入しておりません。有効な制度であるとは認識しておりますので、今後検討していきたいというふうにも考えるところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 評価制度については、私も専門的にわかっているわけじゃありませんので、この辺はアカデミックな専門機関、要するに外部の学識者あたりも活用されてですね、そして評価仕組みをつくらればいいのかというふうに思います。ここまでこの政策をしたから、こんな評価で行政効果が出ましたよと。これ

はあんまり出なかったから、もうこれは中止しようとか、継続しよう、もう終わりましたよとか、いろんな評価の方法はあるわけですがけれども、その辺を定期的に、この計画終わったから、そこで評価じゃなくてですね、形式的にやっぱりそういう制度をつくっていく必要があるんじゃないかなと思います。そうすることによって、やっぱり住民の方も生活の満足度がですね、どこまでできたからどこまで満足しているんだと、実感としてわかってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひケーブル等を思う存分活用していただいてですね、その辺の評価制度もつくっていただければと思います。中身についてはですね、評価の構成委員とかそういう事務的なことについては、また先ほどの企画調整課が先導をとってやられると思いますので、ぜひその辺のお考えを入れていただきたいなと思います。とにかく総合評価とこの行政評価、総合計画と行政評価というのは密接につながっていると思いますので、特に留意をしていかれるほうがいいんじゃないかなと思います。お尋ねしたわけでありまして。ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（松本佳久君） 次に、10番、立道徹議員より、施政方針について、その中でも、1、公共交通体系の見直しについて。2、梅雨・台風・豪雨に対しての防災対策について。3、県道坂本・人吉線の落石防護等の工事についての通告が出ております。立道徹議員の質問を許します。10番、立道徹議員。

立道徹君の一般質問

○10番（立道 徹君） おはようございます。10番議員、立道が通告書に従いまして質問させていただきます。質問させていただく前に、内山村長におかれましては、3期目のご就任、誠におめでとうございます。山江村をこれから立て直されるために村の発展と村民の安心・安全、そして融和で幸せな生活ができますようよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。まず最初に就任式で言われました公共交通体系の見直しをされるということですが、どのように見直されるか、現在はこのようなになっている、これからはこのようにしていくということを言っていただければ、皆さんにわかりやすいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 公共交通体系を見直すということについても、これはもちろんいろんな方々のご意見を聞きながら、またよその実例を見ながら、そして、人吉・球磨にある市町村が公共交通体系といいますか、交通体系を変えようとしていると

ころでありますから、それといかに連結させるかというようなことも肝要かと思うところであります。いずれにしましても、そういう今ある体系と、それから観光的要素を持ち込みながら山江村にどう来ていただくかというふうなことも含めた計画を推し進めていきたいと思っているところであります。

まず、総務課長のほうから、今どのような形で交通体系があるかということをご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、交通体系の現在の状況ということでございますけれども、まず本村につきましては、現在、バスがございません。一部、養原地区を通っている路線はございますが、ほとんどがまるおか号によります交通体系でございます。そのまるおか号につきましては、現在の状況を説明させていただきます。

山田・万江地区の2路線を運行しておりました路線バスへの県の補助金のカット等ございまして、その路線バスに代わりまして、平成18年10月から運行しております予約制乗合バス、まるおか号は本年9月末で8年を迎えます。その間、路線の延長、新設、さらに停留所の増設などを行いまして、現在、山田線が41カ所、万江線が36カ所停留所を設置しております。またダイヤにつきましては、山田線が人吉方面行き、山田方面行きが各4便、万江線につきましては、人吉方面行き、それから万江方面行きの各5便、それから役場経由万江線というのがございますが、これが平日のみの運行で人吉方面行き、山江方面行き、それぞれ各1便でございます。

それから、平成24年度の利用者数につきましては5,692名、売上総額728万7,000円のうち、利用者の負担額が199万3,000円、事業者の負担額が4万9,000円、村からの補助金額が524万5,000円でございます。

また、平成25年度につきましては、利用者数が5,840名、売上総額753万円のうち利用者負担額211万3,000円、事業者負担額3万4,000円、村からの補助金額538万2,000円でありまして、24年度から25年度につきましては、利用者は数字にしまして、148名増加をしている状況でございます。しかしながら、本年度、平成26年の利用者数を見てみますと、8月末で2,141名、これを月平均にしますと428名、平成25年度の月平均につきましては、486名ということでございまして、利用者数は平成26年度に関しましては、前年度よりも減少の傾向にあっているような状況でございます。昨年度、利用者を対象にアンケート調査を実施いたしました。乗られた方でございますので、一部の方になりますが、その中で運行時間に満足していると答えた方は42.1%でございました。一方、不満であるというふうに答えた方も15.8%ほどおられました。

今後につきましては、不満であると答えた方も15%ほどおられましたのでこのような意見等も参考にしながら、村民が利用しやすく現在のニーズに合った運行に務めていければなということで考えているところでございます。

○議長（松本佳久君） 平山健康福祉課長。

○健康福祉課長（平山辰也君） それでは、健康福祉課で実施しています生活支援サービスをご説明いたします。いわゆる福祉タクシーでありまして、外出を支援するサービスであります。対象者がおおむね65歳以上の一人暮らしの方で健康上の理由及び身体、精神的に障がいをお持ちの方、そして、まるおか号を利用することが困難な方を対象に、タクシーまたはリフト付きの車両で自宅と医療機関、役場、金融機関及び買い物等のための店舗に送迎する事業を行っております。利用者の基準額といたしましては、利用料金は1割個人負担ということでありまして、利用は週に2回までというふうになっております。ちなみに平成25年度の利用者数は38名でありまして、188万3,190円の補助金を村から支出しています。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 今、両課長が説明申し上げましたのが現状でございます。いわゆるまるおか号及び外出支援のタクシーにより諸々の公共交通といいますか、公共交通サービスを行っているということでございます。

要は、1つは満足していると答えた方、運行時間等々にですね。42.1%と言いました。不満であるは15.8%ですから、どちらでもないという方が42.1%おられます。全体では57.9%の方が満足はなかなかしていないというような回答であります。もう一方では、生活支援サービスとしてのタクシーの利用でありますけれども、年度合計で38名ということで、非常に利用しにくい公共交通の支援対策だというふうにも言えようかと思います。私も随分各地域を回ってみますと、その外出支援の生活支援のタクシーは該当しないから乗れないんだと、かといってまるおか号の停留所までは遠い、そうすると病院に行くのにタクシーで行って見ますと。万江のちょっとした山つきに行きますと片道4,500円、病院に行くのがあると。往復の9,000円いる。病院代が1,000円でよかばってん、1万円ばかりいると。これはもちろん山田でも起きております。買い物をですね、実は山田の長ヶ峰あたりのお一人暮らしのお年寄りの方もタクシーで片道1,500円ぐらい使って行って、往復3,000円で買い物してくる。週1回行く。どうしようもなかつきは、娘が近くに多良木におるからしてもらおうというような意見もあるわけでありまして、街部に住んでいたらですね、通院にしろ、買い物にしろ、比較的近いところにあるわけですから、その生活の利便性を共益できるということになるわ

けですけれども、じゃあ山つきにおるとですね、同じようなことができないというのは、やはりこれは行政がしっかりと支援すべき政策の一つだというふうに認識しております。

したがいまして、例えば大川内にスーパーをつくるとか、病院をつくるとかというのがいいんでしょうけれども、そういうことは不可能でありますから、ただ、そういう方々がいろんな緊急時の生活をされるにあたっての支援体制をやはり組み直さなくちゃいけないと思っているところです。したがいまして、まるおか号のあり方をもう一度抜本的に見直しさせていただきながら、加えて生活支援サービスを受けにくいという方々に対するまるおか号を使いにくいという方々に対する交通をどう提供していくのかというのがありますし、また従来の支援サービスのほうが、現在1割負担ということでもありますけれども、その負担も元気な方もしっかり緊急時には利用できるような交通体系を取らなくちゃいけないというようなことに思いを巡らせております。

それともう1点の考え方は、これは山江村に住む人たちの公共交通体系をつくるということと、観光面での問題も今あがってきています。例えば、人吉駅に降り立って、SLで降り立って山江村に行こうにしても、どういう経路で山江村に行けばいいのかわからんというのが現状です。これは湯前町に行くにも実は人吉駅と肥薩線とくま川鉄道の連絡が悪いとかいう話も聞いて。素直に、ただ、そういう各市町村との交通体系といかに結びつくかというようなことにより、山江村にたくさん人が来てもらうような考え方も併せて公共交通体系の一つに盛り込めたらというようなことでもあります。今、五木村でも、すみません、間違ったら固有名詞ですので大変失礼ですが、「いつきちゃん」というのが八代の新幹線の駅からだったと思いますけれども、直通で五木村まで運ぶというような交通体系を持たれておるようで、計画を持たれているようでありますし、人吉のほうでもそうであります。既存のバス会社に頼らずですね、自らそういう交通体系をつくろうというところも多くなっているわけでもありますので、ただ五木のほうは人吉でいったん停まるということでもあります。またそういう客との連携をよくすることによって、山江村だけじゃなくて、人吉・球磨、ちゃんと行きやすくなるような体系も考えながらやっていかなくちゃいけないということでもあります。

そしてもう1つ、7月22日の社説に出ておりましたのが、来年の4月からですね、過疎地などで自家用の白ナンバー車で料金を取って客を運送する制度の登録指導・監督事務を自治体に移譲するというような制度に変わってくるようであります。要する白ナンバーで料金を取っているんな運行したいということについての許可を自治体に移譲するということ。もちろんある程度の制約はあるんだろうと思

うわけでありますけれども、ある意味では今料金を取って全然使えないボンネットバスのあり方等々も含めて、そういう地域交通のネットワークづくりをですね、これはもちろんこういうことであるならば、県・国あたりの指導もしっかり受けながらといいますか、意見を取り入れながら、本当に山江村に適したものとして、そういうプロジェクトを立ち上げればと、プロジェクトといいますか、会議を立ち上げればと思っておるところであります。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） ありがとうございます。村民にですね、全地域利用できれば幸いと思います。また、これも就任式で言われました高齢者の福祉とおっしゃいましたが、高齢者の方にはこういったタクシー代とか、バスの運賃ですね、まるおか号の運賃等の助成等は考えておられるかお願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） それも、今回設立します公共交通会議のプロジェクトといいますか、委員会の中でいろんな検討がなされると思っておりますし、いろんな発言をしていきたいと思っております。ただ現況、まるおか号に変わってですね、従来はご案内のとおり、九州産交に1,300万円ぐらいの負担金を出しておりました。県の補助を含めてですが、村の持ち出しも相当あったわけであります。その県の補助が打ち切られるということにより、まるおか号に切り替わったということですが、先ほど総務課長が申し上げましたが、まるおか号に変えたということによってですね、実は利用客は増えたけれども、村からの補助金額は24年度が524万円、25年度が538万円と減っているわけですね。1,300万円払っていましたが、ですからその分を満たすということにはなりませんけれども、経費、行財政改革の一環としての取り組みでもあるわけですが、ただ、そういう程度で落ち着くということであれば、もう少し、1,300万円今まで払った分を財政から支出しながら、そういう生活弱者といいますか、便数を増やしたり、そういう方々に対する助成金をしたりというのは、当然考えていきたいと思っているところであります。まだ、非常に具体的には申し上げられませんが、そういう考えの中で財政的にも進んでいければと思っておるところです。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） とにかく年金暮らしで働けない方、また子どもと一緒に住んでない方、特に山間部の方ですね、月3回ぐらい行かれるとやっぱり相当なお金がいると思いますので、高齢者の方のことも考えながらお願いいたします、助成のほうはですね。よろしくお願いします。

続きまして、2点目の梅雨・台風・豪雨に対しての防災対策ですけど、山江村に

おきましては、昨年、本年と大きな災害は幸いにも発生しませんでした、特に中竹議員のほうからおっしゃられました広島における豪雨災害、重大災害ですね、また全国においても河川の増水、土砂崩壊のなどが発生しております。この山江村においても、いつこのような事態が発生してもおかしくない状況だと思います。この山江村の梅雨・台風・豪雨対策に対しての防災対策の質問ですが、まずは避難勧告の段階というか、時期のほうをお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

避難勧告の時期ということでございますけれども、本村につきましては、避難勧告をどの段階で出すかということで、避難勧告等の発令基準というものを設けております。

その内容といたしましては、まず第1段階といたしまして、大雨警報を発令された場合に、要援護者及び一般住民への注意の喚起。第2段階といたしまして、土砂災害警戒情報が発令され、さらに土砂災害危険度情報、これが警報1の場合に一般住民に避難準備を呼びかける避難準備情報、この土砂災害危険度情報と申しますのは、県内の雨量観測所における観測雨量及び気象台の予測雨量を基に土砂災害発生の危険度を評価したものでございまして、「警報1」は土砂災害発生危険ラインに今後2時間以内に到達すると予想される状態。「警報2」につきましては、危険ラインに今後1時間以内に到達すると予想される状態。それから「危険」というのがありますが、これは土砂災害発生ラインに到達している状態というふうにご理解していただければと思います。第3段階としましては、土砂災害警戒情報が継続中で、警戒2のレベルに達したときに自主避難の呼びかけ。第4段階につきましては、土砂災害警戒情報が継続中で危険のレベルに達したときに避難勧告。それから、最も危険な状態でございます第5段階としましては、警報の発令基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に気象庁が発令いたします特別警報が発令された場合、避難指示を発令する基準を設けております。

したがって、第4段階の土砂災害警戒情報継続中で危険のレベルに達したときに避難勧告を出すというふうに本村の場合は基準を定めております。しかしながら、危険な状態だと判断した場合にはこの基準に到達しなくても避難勧告・避難指示等を発令することも考えられるというふうに思っております。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） ありがとうございます。この広島における豪雨災害もですね、いろいろマスコミから、行政のほうの避難勧告が遅れたんじゃないかというよう

な指摘がありますので、その辺、くれぐれもああいふ災害が起きないように、この山江村ですね、よろしくお願いします。

続きまして、防災無線等の点検及び整備・修理についてですが、現在、各家庭にある戸別受信機が故障したときには修理完了まで相当の日数がかかります。そのときに万が一ですね、そういう重大災害があった場合は大変なことになりますので、今後の対策を含めてよろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村の防災行政無線につきましては、昭和63年度に供用開始しまして、25年程経過しております。火災や災害発生はもとより、行政情報や防犯の呼びかけ等、村民に情報伝達する手段として、幅広く活用しており、最も重要な情報手段であるというふうに考えているところでございます。

整備の点検につきましては、親局、中継局、屋外局、戸別受信機などの同報系無線の整備。それから、公用車に搭載しております携帯型無線機などの移動系無線設備など、全般的な点検を年1回はしておるところでございます。年数の経過によりまして、老朽化が進んでおりますのは否めない状況でございまして、非常用バッテリー、屋外受信機など機器の修繕、取り替えなどを現在も行っておりまして、そのような時期がきているのではないかというふうにも考えております。

先ほどご質問がありました特に戸別受信機の修理につきましては、最近、多く故障が発生しておりまして、だいたい年間に20台から30台ほど修理を行っている状況でございます。業務委託によりまして、村外の業者に修理を依頼しておるところでございますけれども、このアナログ放送の修理を行う工場が、長崎県の佐世保市に1ヶ所のみしかないというようなことで、この工場に全国各地の修理を取り扱うこととしておるという状況でございまして、故障の症状を見つけるのに、まず時間を要すると。それから、使用している機種が古いために部品等がなかなか手に入らないということで、そのようなこともございまして、修理期間が1カ月から2カ月、長くなりますと3カ月ほどかかる場合もあるかもしれませんが、そのような状況でございまして、大変ご迷惑をかけている状況でございます。これは本村に限らず、ほかのところも同じような期間を要するというようなことでございました。ただ、どうしても修理ができない、修理不能の場合には新しい戸別受信機に更新をしておるような状況でございます。この長い修理の期間中にですね、災害等発生する恐れもございますので、この修理を行って時間を要する世帯には、ちょっと何らかの方法で、例えば仮の代わりになるような受信機を貸し出すとかですね、そのような対策もちょっと考えてみたいというふうに思っております。今後につきまして

は、機器の整備及び修繕等の経費が増加することは当然見込まれますので、機器を更新するとかですね、最近はデジタル化移行等もございますので、その辺も検討している時期にきているかなということで、認識をしているところでございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） ありがとうございます。年数がですね、もう本当、二十数年経っておりますので、いろいろ考えなければならない時期がきていると思います。

続きまして、これもあつてはならないことなんですけど、大規模災害時の防災対策、また対応についてですけど、万が一発生した場合の避難所及び仮設住宅等の場所、またはそのときの国・県の助成、または村としてはどの部分を負担するか、そのときは基金からと思いますけれども、その点をよろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合の対応はということでございます。この防災対策につきましては、村民一人一人が防災に関心を持ち、地震時の家屋の倒壊や家具の転倒、地滑りの発生、台風や大雨による土石流や河川の氾濫などに対する事前の備えが重要であるかと思えます。昨年度につきましては、そのようなことを踏まえ防災マップを作成し、各家庭へ配布したところでございます。

また、村内には危険箇所として、急傾斜地崩壊危険箇所が73カ所、土石流危険渓流が61カ所、山腹崩壊危険箇所が27カ所、崩壊土砂流出危険箇所が39カ所ございます。それから、特に土砂災害が発生する恐れがあります36カ所については、土砂災害警戒区域等の指定を県から受けておりまして、特に土砂災害防止へ努めているというところでございます。

それから、避難所につきましては災害が発生し、または災害の恐れがある場合にその危険から免れるための避難場所、これは指定緊急避難場所と申しますが、これが31カ所、それから災害の危険性があり避難した住民等や災害により家へ戻れなくなった住民等を滞在させるための施設、指定避難所を9カ所指定しております。

また、災害発生時の対応としましては、特別警報が発令された著しく激甚である災害で応急対策が特に必要な場合などは、山江村災害対策本部を設置しまして防災対策にあたり、警察署・消防署・自衛隊・公共機関・村内各種団体などと密接な連絡協調を図ることとしております。人命の保護を最優先しまして、危険な状態にある村民等を安全な場所に避難させるため、相互に連絡協調を行い、迅速かつ安全な措置が必要になるかとは考えております。また状況によりましては、自衛隊や消防

機関への応援要請も考えなければならないというふうに思っております。いずれにしましても、危険な状況にある場合は迅速な初動体制の構築が必要でございますが、空振りは許されますが、見逃しは許されないというようなことも申しますが、今後緊張感を持って危機管理にあたっていきたいというふうに考えております。

それから、万が一発生した場合、村民を安全な場所へ避難させること、それから迅速な災害復旧、住民の生活の支援など、行政の役割は重要であるかと認識しております。そのような中で地震などの災害により、住宅が全壊などの被害を受け、自力では住居を確保できない被災者に対し、心身の保全やプライバシーの確保を図るため、一時的に貸与する仮設住宅の建設が必要になることも考えられます。村内の候補地を見てみますと、中央グラウンドとか、例えばですね、丸岡公園の農村広場などがそのような候補地にあげられるのではないかなというふうに思っております。また、それと合わせまして、人が生活していく上で不可欠な飲料水の備蓄も必要ではないかと考えております。村でも役場庁舎、各地区公民館、それから指定避難所等に年次計画で備蓄を考えていきますが、各家庭や事業所でも飲料水の確保をお願いできればというふうに思っております。

それから、災害対策基本法では、災害が発生した場合、市町村長が応急措置をとることとされておりますので、その経費につきましては、若干の予算につきましては一般会計の財源でできますが、大規模災害になりますと、財源が不足する場合がありますかと思えます。そのような場合には財政調整基金等を取り崩しまして、災害対応の経費に充当することとなるかと思っております。今後も万が一の財源確保に備え、引き続き基金の積み立てに努めていきたいと考えているところでございます。

それから、災害の規模によりましては、災害救助法が適用される場合がございます。この災害救助法の中で避難所の設置、応急仮設住宅の設置、飲料水の供給など16項目ほどございますが、これにつきましては、国・県からの支援措置があるようでございますので、そのような大きな災害のときには、このような制度を活用したいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 先ほどから諸々の現況の報告があった、対策の事業の取り組みを説明したところでありますけれども、ちょっと私自身ですね、今回の広島等々の事故というか災害の状況を見てみますと、あそこは元々ですね、本当に特別に危険な箇所であったということでもあります。避難勧告ももちろん遅れたという不手際もあったようでありますけれども、やっぱり危険地域、土砂災害警戒区域等の指定を受けたところに住まれる方は、早め早めに逃げるしかないわけでありますから、そういうことについての情報提供をしながら、また訓練も必要かと思っております。

先ほど総務課長のほうから急傾斜地崩壊危険箇所が 73カ所、土石流危険渓流が 61カ所、山腹崩壊危険箇所が 27カ所、崩壊土砂流出危険箇所が 39カ所、それから土砂災害警戒区域が 36カ所あるということであります。ただこれは防災マップに載っておるわけです。ただ住民の方々はですね、なかなかその非常に危険な箇所が防災マップを見ただけではピンとこないといいますか、認識はされるんですが、ピンとこないという方も多いんじゃないかならうかと思うところでありまして、また避難をするにあたっての場所と経路をですね、どういう逃げ方をしなくちゃ、避難の仕方をしなくちゃいけないかというようなことも大事になってきます。そういうことにつきましては、各地域ごとの防災マップをちょっと作ろうと、今、総務課と打ち合わせをしているところであります。いわゆるその付近においては、地域を大きくしながら、どことどこが危険ですよということを身近なものとして考えてもらい、もしものときにはどういう逃げ方をするんですよということを常日頃やっぱり実感してもらい、体感しとってもらいということが必要だろうと思います。またこれにつきましては、もちろん役場のその防災マップを拡大するだけではなくですね、より具体的な有効的にするために、地域の区長さん等々を通じて、その防災マップをお返ししながら、意見を取り込んだ危険対策といいますか、いわゆる大災害で悲惨な事故が無きような対策も、山江村は非常に多くの危険箇所がありますので必要であるということを考えながら対策を打ちたいと思っているところでありますので、追加してご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） ありがとうございます。各地区の防災マップ等ができれば地域の方も関心を持たれると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、山江村災害時、特に建設業等の活動における協定ですけど、そういうのは現在、引き続きあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。山江村内で発生しました大規模な災害においては、山江村地域防災計画に基づき、山江村災害対策本部が設置された場合は、災害時の応援活動として平成23年4月に山江村災害時の応援活動に関する協定書を山江村と山江村建設安全協議会との村内外の建設業者33社と協定を締結しております。協定書では、協定期間は定めておらず、契約の効力は継続するとして、協議会とは確認しておるところでございます。また、日々における災害など緊急時の防災体制としては、大雨時の見周りや災害発生時の応急対策活動としては、村内の建設業者と行政区別に防災体制を図るよう連携して災害に備えておるところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 期限が無期限ということで、いろいろ会社の状況も変わってくると思いますので、一応、3年とか5年とか、そういう期限を設けられたらどうかと思います。

引き続きまして、次の質問に入りたいと思いますけど、県道坂本人吉線の特に万江地区の主要道路ですけど、今後の工事発注についてお伺いしたいと思いますけど、先般、柳野小森区間でですね、落石における、石の上に車が乗り上げてという交通事故がありまして、乗っていた方はけがはなかったんですけど、車のほうは廃車されたということで、管理者、県の補償は3割程度だったんですけど、山道の場合は村が管理されると思いますけど、そのようなことはどのように対応されるかよろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。県道坂本人吉線の落石防護等の工事でございますけれども、ご承知のとおり、平成23年から平成25年度までの間に柳野地区と小森地区へ道路防災工事を行っております。柳野地区においては、平成23年、24年に2カ年に分けて落石防護柵設置工事を行っております。また、平成25年度においては、小森地区に落石防護網、それから落石防護柵設置工事を行っているところでございます。

ご質問の中でありました落石等の事故があったところでございますけれども、県に確認しまして、現在、応急防護柵等の処置であり、今後予算確保した上で防護柵の設置を検討するというところでございました。また今後ですね、県道坂本人吉線における落石防護網の工事としては、屋形・葛地区、今年度から用地買収等に入り、平成27年度以降に本格的な工事を行うということでございます。また、さらに上流部の、現在、片側通行規制をしている白岳地区でございますけれども、今年度から用地交渉、それから平成27年度に調査測量、本格的には平成28年度以降に防護柵工事を行うということも県のほうから計画を聞いているところでございます。

先ほど、舗装等の問題ということでございますけれども、村道においては道路見回り点検や軽微な補修などは、現在、シルバー人材センターで年間委託をしております。危険な箇所道と見受けられた場合は、安全柵などで箇所を管理し、規模によっては片側通行や通行止め等の規制を行っているところでございます。村道の補償問題ということで、村道への落石、倒竹木の事故等があった場合は、原因・状況にもよりますけれども、警察・関係機関との協議を交え、道路管理者の責任であれば、山江村自治体が加入しております総合賠償保険等で対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 立道徹議員。

○10番（立道 徹君） 万江地区はですね、この道路しかありませんので、引き続き今後も県との連携、また陳情等よろしくお願い申し上げます。そしてまた、県道相良人吉線でも毎年各工事が行われていますけど、県の発注物件ですが、村のほうも地域の意見・要望等を聞かれて、地域のためにパイプ役となっただき、目配り、気配りをさせていただきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時30分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田原龍太郎君の一般質問

○議長（松本佳久君） 次に、5番、田原龍太郎議員より、（株）やまえについての通告が出ております。1、（株）やまえの現在の経営状況について。2、（株）やまえの今後の経営対策について。田原龍太郎議員の質問を許します。田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。5番議員、通告に従い一般質問を行います。まず、内山村長の村長就任おめでとうございます。今後の村営運営に対して手腕を発揮されますようよろしくお願いします。

では、通告に従い、株式会社やまえの経営についてお尋ねします。ご存知のとおり、株式会社やまえの経営状況は非常に悪く、莫大な赤字を抱えております。昨年12月、今年の3月の一般質問でも言いましたが、この3年間の累積赤字は数千万円を超えており、経営改善が必要であります。このままでは一日一日と赤字は増加の傾向にあると聞いております。そこでお尋ねですけど、経営の引き継ぎは完了されましたか、また経営陣の体制はどうなっていますか。6月の定例議会で中竹議員の質問に関し、未払金は村内業者には全て支払っていると答弁があり、議員も安心しましたと言われていましたけど本当だったのか、未だに支払っていないという情

報があります。まさか嘘の答弁をされたわけではないと思いますが、嘘であったならばこの場で訂正されたほうがよいではありませんか。では本当のところ、現在の経営状況はどうなっていますか。村民に正確な情報を知らせることは当然と思いますが、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 5 番議員、田原議員の質問にお答えいたします。3 点、今おっしゃったと思います。引き継ぎが完了されたかどうかということと、それから6 月定例議会での質問の件、それと本当のところというか、現在の経営状況ということであります。まず1 点目は私、そして2 点目は中山産業振興課長、そして3 点目では、また私のほうでお答えさせていただきたいと思うわけであります。

ご案内のとおり、(株) やまへの大出資者といえますが、2 6 0 株のうち、2 1 7 株を山江村が有しております。いわゆる村民の方々の税金が2 1 7 株あるというようなことでございます。したがって、当然、村長が今までの株式会社の社長を歴任してきたというような経緯でありました。当然、その流れを踏んで、私に、8 月 2 日、私は就任したわけですが、8 月 1 2 日に取締役就任について、(株) やまへの副社長のほうから依頼がありました。それまで、8 月 1 日付けで、もちろん代表取締役は取締役を辞任されておりますし、前支配人は7 月末で退職されておりました。したがって、社長就任をということで、早々にと考えておりましたが、ただどうしても、今までの累積してある数字がどれくらいあるのかということ、産業振興課長を通じてお伺いしましたところ、1, 5 0 0 万円を超える未払金があるというような話が出てきました。したがって、8 月 1 2 日の取締役会及び臨時株主総会は、私は辞退をしまして、当日、3 月末までしか監査が行われておりませんでしたので、4 月から7 月までの監査を行ってもらいながら、その監査委員の意見を付けて、しっかりした数字を教えてくれ、引き継がせてくれというような話をしたわけでありまして、それを基に8 月 2 8 日に監査委員からの報告を受けまして、9 月 1 日に取締役会及び臨時株主総会において社長に就任をいたしました。社長を私がするかということも考えましたが、現在、とりあえず代表取締役も支配人もおられないという状況の中でしっかり体制を整えるという責任上、就かせてもらったということでありまして。

引き継ぎと同時に経営陣の体制ということですが、現在、従来どおりでありまして、代表取締役が私、副社長が商工会の日熊取締役、それから、森林組合の富岡取締役、そして、出荷協議会の川村取締役でございます。以上、4 人の取締役体制の経営陣となっているわけでありまして。ただ、その9 月 1 日に、1 0 月 1 日に森林組合が合併しますことから、取締役については辞任をしたいという申し入れが

出てまいりました。したがって、富岡取締役が9月30日をもって取締役を引かれると、辞められるというようなことであります。このことはJA山江が合併した折に、山江農協から合併した折に、JA山江が取締役から株主として株主総会だけに参加されるという形であります。したがって、森林組合も取締役からは引かれながら、株主総会には出席をいただくという形になっておるところであります。

2番目の件につきましては、産業振興課長よりご説明申し上げます。

ちょっと手元に資料があれですが、260株のうちに217株と私、申したそうですけれども、216株が山江村が持っている株総数でありますから、ちょっと訂正をいたします。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、6月定例議会のほうでの答弁で申しましたことにつきまして、説明させていただきます。先の答弁で「農産物、クリ、コメの支払いについて2、3カ月後ぐらいには支払われているということで、現在は全部支払われているということでございます。」と申したようでございます。私のしゃべり方がちょっと下手だったため、誤解を招いていたようでございます。本来なら答弁すべきことは「平成25年度の農産物、クリ、コメ等の支払いについて、現在の状況としましては、2、3カ月後ぐらいには支払われているということでございます。」とお答えすべきでございました。お詫び申し上げます。ご迷惑をおかけいたしました。訂正できますれば、お願い申し上げたいと思います。また、支払いについて、「現在は残っていないか」とのお尋ねで、「支払いは終わっているということ伺っている。」と申し上げていますが、これは当初、平成25年度の決算関係からお尋ねされたものと誤解し、平成25年度分について、そのようにお答えいたしました。併せまして、誤解を招きましたことをお詫び申し上げます。失礼いたしました。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 3点目の「では、現在のところの経営状況はどうなっているのか。」と、「村民の方には正確な情報を知らせることが当然」ということであります。全くその思いも同じでありまして、先ほど中竹議員からの最後の締めにありましたとおり、村民との信頼関係をしっかりと築いていくということに関しては、やはり透明性が求められておりますし、徹底した情報の公開をしながら、ともに村民の皆さん方とともに考えていくという姿勢が大事だろうかと考えております。中竹議員、さらに進めてその事業評価をせよというようなことでありましたけれども、それも含めてではありますが、お答えする内容は、先ほど申し上げました8月28日に監

査委員から上がってきました（株）やまえ会計監査結果報告書であります。この報告につきましては、8月24日に（株）やまえ取締役副社長日熊正守様として、監査役の鏡山和人さん、それから同じく監査役の谷口予志之さんから会計監査結果報告書、「平成26年4月から7月分に関わる、このことについて本日実施いたしましたところ、その結果は次のとおりでしたので報告します。」と、諸々書いてありますが、そのダイジェスト版をいただいております。その内容につきましては、会計処理は適正であり良好と認める。その次に、平成26年7月分の貸借対照表の内容によると、流動資産合計1,066万9,000円、資産合計が1,066万9,000円でございます。現金預金が114万1,000円でありました。売掛金が379万1,000円、棚卸資産が552万円であります。他流動資産が21万6,000円ということで、資産合計が1,066万9,000円ということであります。その中で運用資金の不足が生じている、いわゆる現金預金が114万1,000円ということから、運用資金の不足が生じているので、資金調達面について十分なる検討が必要であるというようなことでございます。

一方、流動負債合計、いわゆる赤字であります。これが合計の2,278万4,000円ございました。買掛金が1,152万8,000円、要するに物を仕入れて、まだ払っていないお金が1,152万8,000円。それから、未払金1,025万5,000円でございます。未払金というのはいわゆる催促されながらもまだ払っていないということが1,025万5,000円、預かり金が19万6,000円、他流動負債は、10万5,000円ということになっているところであります。それで、平成26年4月分より7月分までの当期損益であります。いわゆる4月から7月までに収支がどうだったかということ、赤字の三角の1,360万5,000円であります。4カ月で1,360万5,000円の赤字経営であると。それから、繰越利益の1,447万4,000円を加算すると繰越利益剰余金の合計は2,807万9,000円の現在の赤字ということとなり、厳しい経営状況にあるというようなことの報告を受けております。以上、現在の経営状況であります。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今、現状をですね、社長である村長に説明していただきました。2,800万円近くの赤字ということです。経営を引き継ぐにあたって問題を引き起こした経営陣に対しての、これは前経営陣ですけど、責任はどうするのかということでちょっと聞きます。支配人は、先ほど村長も言われましたように7月末には辞めておられると聞いておりますが、やっぱりおかしいのではないかと、少しは我々議員にも説明をする責任があるんじゃないかと、何らかの進退伺いがあるってもしかるべきでないかと思いますが、社長の経営陣に対して、社長ほか経営陣を含

め責任ある立場にありながらあまりにも無責任ではないかと思っております。こうなってしまったからには事実を明らかにし、村からの支援、さっき2,800万円からの赤字ということを言っておられました。事実を明らかにして、村からの支援、それ相応の財政的な援助が必要ではないかと思っております。村内は元より郡市内からも注目されているわけですので、期待されると思いますが、立て直すにあたって今後の段階として、考えられる最善策のどのような方策を考えておられるかお聞かせください。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 私も4年間民間におりまして、民間での経営に携わってきました。当然、こういう経営状況になったときには運営のための資金を調達するわけがあります。当然、資金調達においては銀行もしくはそういう国の金融公庫もありますけれども、そういうところから借りるにあたって今後の経営がどういうふうに移していくかというような資金繰りの計画表を出さないと信用してもらえない。毎月毎月売上がいくらで、経費がどれだけかかって、次の月にいくら残って、その繰り返しにより、その借りたお金を返していくという黒字になるといいですか、しっかり返せるんだというような資金繰り計画をしっかりと綿密に作る必要があるということであります。ただ、残念ながらその資金繰り計画が資金繰表がなかったということが残念でなりません。したがって、現在のこの状況は普通の民間業者であれば、不渡りを2回出しますと、要するに未払金が2回請求があつて払えないというような事態の例であります。そういう事態になりますと倒産をいたします。ということは、現金預金が114万1,000円、未払金が1,000万円という10倍近い未払金があるということについては、当然、この会社は株式会社やまえは資金調達をしなくちゃいけないということであります。資金調達をするためには、当然、金融機関から株式会社でありますから、独立した会社でありますので、そういう手続きを経た上での資金調達しながら、この会社の経営を回していくということが通常の経営のあり方でありますけれども、そういう状況になっており、現在のところゼロからのスタートさえもつけないというような、私の認識であります。

やり方はどうするのかという提案であります。ありがたいかな田原議員からは、事実を明らかにし、村からの支援、それ相応の財政的な援助というようなことを言っていただきました。やり方の一つとしては、まず株式会社やまえで踏ん張っていくという方法が一つあります。そしてもう一つは、今、株式会社やまえは第三セクターでありますけれども、指定管理者で山江村が議会の同意を経て、第三セクターに管理・運営しなさい、経営しなさいという許可を与えながら株式会社が運営しているわけですが、その会社が立ちいらなくなったというようなことで、指定

管理者を変えるという手が2番目にあります。そして、3番目は補助金等々の問題もありますけれども、あの温泉センターは役場の普通財産でありますから、公有財産には行政財産と普通財産とありますけれども、行政財産は売払えません。こういう役場とか道路とか、そういうのは売払えない財産であります。普通財産は売払えます。そういう売払うことができる財産ですから、第三者、本当に温泉の宿泊または経営をしたいというところに売払うという手が三つあります。あそこも3、4億かけた施設であります、減価償却しても。ただ、今私の思っているのは、私の責任上ですね、まずやはり第三セクターで何とか踏ん張っていきたいと思っているところであります。

この第三セクターが例えば会社更生法を出しますと、その責任はどうなるのかということではありますが、株式会社やまへの経営陣にその責任がきます。いわゆる2,807万9,000円の流動資産を引いた分が、多分、その債権者がですね、未払金の債権者というか、要するにまだ払っていないところが87社あります。その人たちは株式会社やまへのほうに請求に来るわけですから、当然、その経営陣で責任を持ってもらうということになりますけれども、そういう方法をとるよりも、あえてやはり歴々とこの施設については、養魚場の時代から山江村の活性化の拠点の施設でありました。温泉センターに形を変え、宿泊施設を造り、物産館を造りながら、山江村の要するに活性化の経営の観光の拠点の施設であります。したがって、その施設をやはりよそに売払うということは私、早々にですね、そういう選択もあるわけでありまして、踏ん張っていきたいという思いであります。したがって、その方法としては、株式会社山江村が株式会社やまへ、これは山江村とまた違う組織でありますから、その組織が持っている財産がございます。山江村が普通財産として持っている分と株式会社やまへが儲けた分で施設を造ったり、備品を買ったり、当然、山江村が施設を管理する上で山江村が当然やるべきお金を第三セクター株式会社がやった分があります。その合計がですね、諸々ありますけれども、その施設に関する部分の財産の合計が1,538万1,400円ございました。消費税を入れますと1,661万1,912円でございます。したがって、この施設を要するに今の温泉センターは共有の施設になっているわけです。役場と株式会社の共有の施設になっておりますから、全部役場の施設にしたい。そうしないと、例えば指定管理者を変える、売払うことも言いましたが、当然、視野に入りますので、売払う場合に売払えなくなる。共有分の土地を売り払ったり、家を売り払ったりするのと同様でありますので、その分を買い取りたい、共有分を山江村のものだけにしたいというお金が1,661万1,912円でございます。

現在までの動きとして、この件につきまして、財産審議会を開催させていただき

ました。第1回目は、非常にゼロ回答でありましたけれども、12日に開催いたしました財産審議会におきましては、そのまま、消費税込みの1,661万1,912円とお認めいただきましたので、まずこの財産を役場で買いたい。そして、全部その施設を役場のものにしてしまうということが先決でありますし、その未払金の1,000万円、そして、今当然、商売はお分かりのとおり、物を仕入れて、売って儲けるという仕組みですから、現在、栗万十の材料を仕入れなくちゃいけない。そして、米を仕入れなくちゃいけない。そういう物品の購入のための資産として使わせていただきたい。あとの買掛金、未払金は終わってしまうのかなという気をしておりますけど、その分においては債権者を皆さん集めたいと思っております。しっかり説明しながら、現在、特に8月の中旬以降はですね、あちこちの会社から、「早く払え、早く払え」と言って、もう仕事どころじゃなかったというような社員の話聞くわけでありまして、本当に辛い思いをさせてきておるわけでありますから、その分はおいても、そしてその方々が現金でしか商売をしないというような話もしていると聞いております。そういう信頼をしっかりと取りながら、そういう対策を打ち、しっかり再生のプランを示すことがその方々との信頼関係を示すことになりますので、そういう方々を集めてまた説明会を開かせていただければということでございます。そして、安定した形での運営をというところで思っているところであります。

あと、田原議員が本当にありがたいかな村からの支援、それ相応の財政的な援助という話がありました。もちろん、このことについては議会と早急に相談し、予算化し予算を決定いただきたいと思いますと思うところでありますが、その温泉施設の現状がですね、経営的な数字を今まで申しましたけれども、あそこの源泉の温度が43度から7度あった源泉の温度が、現在、36度まで落ちているというような報告がありました。原油代が非常に高騰しておりまして、月に百数十万円も払っておるということでありますから、1度温度が上がりますと、重油を焚く経費が少なくなるわけでありますから、その付近のところを調べさせてもらいたい。ひょっとすると水漏れをしている可能性もあろうかとも考えるところであります。そうしますと、それのみならず、あそこは源泉からポンプで汲み上げてタンクに溜めて、タンクから足りないものをボイラーで重油で焚き、風呂にいき、風呂にいったお湯は、もちろん風呂に入る人は髪の毛とかリバテープとかいろんなごみを持って入りますから、そのごみだけを浄化する浄化槽が2基ついてます。それをまた温泉に返し、オーバーフローして流すという仕組みでありますから、その仕組みを全て点検なくちゃいけないと思っております。温泉が汚れる、温泉がぬるい、なんか諸々の意見を聞きますときに、そういう機械・機具点検を全部施設を点検する必要もありますし、最

近、温泉センターに行ってみましたら、議員の方々と一緒に見たわけでありすけれども、家族風呂の壁ははがれており、これは商品としては無理だというような判断をしまして、温泉センターの入口の看板も相当ひなびております。そういうことも含めて抜本的に施設を扱うための、施設を扱うということは役場の普通財産でありますから、役場のものとして、そういう予算を提案させていただきたい。その数字が出てきた折には、その点検する予算をお願いしたいとも思っております。あの施設は平成3年に完成をしております。そして、10年後の平成13年、平成3年は私もその担当の1人でありました。そして、平成13年の折には今の入浴施設を増改築、リニューアルをしております。実はそのときも私は担当をしておりました。当然それから10年経った、要するに10年おきにやはりリニューアルをしていかないとこの手の施設は、例えばディズニーランドにしろ、要するにそういうハウステンボスにしろとありますが、大阪にあるユニバーサル施設にしろ、やはり絶えずいろんなお客様に飽きられないような施策をもって対応していくということが、やはり経営の非常に重要な位置を占めます。実は私4年前に、あそこの年次計画で温泉から上がったらずぐ休憩室にし、そして今、食堂になっているところを個室にしながら、一人一人のお客様に楽しんでもらうような施設として変える。物産館はテラスを造り、パン焼きの石窯を造り、あそこでも栗万十やパンを楽しんでもらうようなというような計画を国の補助事業をもらいながらしておりましたけれども、残念ながらそれは完成に至ってないわけでありす。できれば、そういう国の補助を見つけながら、そのリニューアルにはしたいと思っておりますけれども、急ぐ分については、当分、その機械・機具の一連の温泉が動く中の点検は急いでしなくちゃいけない課題でもあろうかと思っておりますので、その件につきましては、またよろしくお願い申し上げます。

それと、リニューアルオープンに基づきまして、温泉の施設を経営・運営するということは、やはり三つだと思っております。そういう綺麗な施設をお客様に、来てもらう方に提供する。もう一つは料理の味とメニューを決める、おいしい料理を提供するということであります。この料理につきましては、温泉に入った客があそこで料理がおいしいからといって、飲み食いをしてもらいながら、入浴客一人あたりの単価を1,000円以上に設定しないと非常に厳しいものがあると。そのためにはやはり料理のいろんな形でメニュー検討したり、味を検討したりしながら、絶えず努力していくことが必要であらうかと思っております。料理が良ければ風呂に入らなくても、昼食、夕食だけに来るというお客さんも当然あるわけでありすから、そういう食事の部分についての改善が必要であらうかと思っております。施設を綺麗にする、それから食事はしっかりとしたものを提供する体制をとる。特に食事につま

しては、残念かな、あるところがちょっと会議をしまして、その会議の会場が隣の茶湯里と書いてあります。相良村での開催をされております。8月8日に私は、社長に就任いたしまして、挨拶に温泉センターに出向きました、あそこがちょうど休館日ということで。その事実も話しました。「要するに味が落ちているから、料理が落ちているから、その場所を変えられる団体があるということだぞ」と、しっかりした料理の提供をしていかないとお客様は来てくれないんだというようなことを申しました。そういう施設・食事、それと接客業でありますから、サービスの徹底、おもてなしの徹底、社員一人一人が同じ方向を向き、同じ目的を持って徹底したサービスを行う。この3本が揃わないと、こういう施設の経営は非常に難しいものになってくるということだと思います。いわゆるお客さま、「来ていただく方々の喜び高が売上高に結びついていくんだ」ということであります。もう一度言います、「来ていただく方のための喜び高が売上高と比例するんだ」というような施設に生まれ変わらないといけないということを思っているところであります。したがって、今、支配人がいないという状況の中においてですね、支配人を早急に入れるというような提案もありました。ただし、この1日、4月から7月まで1,300万円の赤字ということは、支配人を入れたら赤字が膨らむということです。1日計算したら、1日10万の赤字を出している施設であります。ですので、そういうリニューアルを含めたしっかりそういう体制を整えて再出発をさせていただきたいと思うところでありますので、議員の皆さま方、それから村民の皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上が現況でありまして、今後のやり方としてもう一つは株主を216株を持っているということでありましたが、260株のうちの131株を持つと半数以上、51%山江村が株を持つということになります。したがって、その85株を売って、心ある方に売ることができるのかという検討もしたいと思ひますし、株を増資するということも含めて、その資金調達については考えていきたいと思ひておるところでありますので、付け加えて申し上げます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（松本佳久君） 田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 今、村長のほうからいろいろ対策に対して言ってもらいました。いずれにしろ、このままの状態では赤字が続くということですので、急速に施設のリニューアルを行ってですね、さっき言われた3本の綺麗、料理、サービス等を従業員に叩き込んで、せっかく山江村の施設として、あそこは養魚場時代からあって、そのあとさっき言われたように温泉センター、40数年もう経っておるわけです。この歴史的な山江の財産として今度リニューアルオープンされるようにしてい

ただきたいと思います。できるだけ早く正常な状態に返すことが必要ではないかと思っております。村民の皆さんの協力を仰ぎ、現状を明らかにした以上、迅速に対応していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を13時30分とします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

岩山正義君の一般質問

○議長（松本佳久君） 次に、4番、岩山正義議員より、施政方針について。その中で1、「山江村を建て直す」について。2、給食費の無料化について。3、その他（村長の所信表明あいさつ）についての通告が出ております。岩山正義議員の質問を許します。岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） こんにちは。4番、岩山です。通告書に従いまして、質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、8月2日に就任されました内山村長、3期目の村長就任おめでとうございます。山江村の発展のため、また福祉向上のため、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、施政方針についてということで通告をしております。村長のキャッチフレーズであります「山江村を建て直す」について質問をいたします。村長は「山江村を建て直す」を掲げ、選挙戦を戦ってこれで見事当選されました。「建て直す」が建築の「建」でありますので、村を新しく新たにつくりかえるイメージがありまして、期待する半面、不安もあります。歴代村長が築き上げた歴史があり、もちろん内山村長の2期8年の足跡もあります。山江村をどう建て直すのか、村長の構想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） お答えします。ちょっと抽象的な質問ではありますが、

私、建てなおすという意味においては、今ある課題が降りかかっている課題に向かってしっかりその体制をつくっていかなくちゃいけないということを考えました。冒頭に頭の中にあるのはということで、2040年問題というものがあります。2040年には山江村が無くなるというようなショッキングな提案でありますし、それに対しましては、私は山江村を潰してはならない。これまで永永と続いてきた山江村を今後とも営々と続ける努力をしながら、次の世代に引き継いでいくということであります。したがって、岩山議員のほうが、どのような形で建てなおすという意味を捉えておられるのかということではありますけれども、私の中ではしっかりと山江村が持つ良さ、財産あたりは引き継ぎながら、ただし、当然こういう時代でありますから、どんどんどんどん新しいことが変わって、国の政策が変わっていくという中であって、山江村は山江村としての政策をしっかりと打ちながら、それに対応していかなくちゃいけない。ただ再度申し上げますが、その対策の手段はいろんな手があるかと思っておりますけれども、もちろん山江村がもっと山江村だった昔の頃を基礎にしながら山江村をつくっていくという意味での建てなおすという意味でありますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 歴代村長による山江村も120数年築き上げた歴史がありますので、そういったことで村民の幸せづくりのためにですね、長期的展望を見据えた計画による村政を進めていただきたいと思います。

それでは、次に学校給食費の無料化について通告をしております。村長は、給食費は小中学校は義務教育であるので、国・県が対応する問題であるが、地区委員の方が給食費を徴収されるのに四苦八苦されているところもある。山江村ではありませんが、「給食費を払えないから、給食はやらないで運動場で遊ばせておいてくれ」という保護者もいるというお話でございました。子育て中の若いお父さん、お母さん方が経済的な理由で給食費を払いたいが払えない。そういった家庭への給食費の援助は必要であると思います。現にご存じのとおり、平成21年からだっと思っておりますが、給食食材費購入費として毎年、百五、六十万円を支出し、給食費の保護者負担軽減措置として助成をしてあります。また、村内の小中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由により就学が困難と思われる児童生徒の保護者に対しましては就学援助費制度があり、その中で学校給食費の援助として毎年、昨年は約60万円でしたが、援助も行われておるところです。次世代を担う児童の健やかな成長に資する目的で児童手当制度や児童扶養手当があります。児童手当からは学校給食費は、これは本人の同意により手当から納入することも可能となっております。

村長は、就任式の挨拶の中で無料化は来年に向け、いろんな検討をしながら考えていこうというようなことでしたが、中学3年生を子に持つ親から早くしてほしいとの意見があるということで、急遽10月から行いたいということのようでございまして、本議会に予算案が提出されておりますが、これは毎年一千五、六百万円の財源が必要であります。果たして無料化が適正かどうか、財源はどうするのか、将来にわたる支出でありますので、十分な議論や検討を必要とすると思いますが、そういうところを質問いたします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。給食費無料化と申しながら、来年に向けてということでございました。当初はそういうことを考えておりましたが、保護者から早くしてほしいという意見の中で、もちろん財政的なものが可能かどうかということを勘案しながら、今回の提案とさせていただいたわけであります。岩山議員、この付近はしっかりと抑えてほしいということでもありますけれども、給食費無料化基金ではないということでもあります。いわゆる定住化促進基金を積み立てて、基金を積み立てるということは、安定した財政運営につながるための基金を積み立てるという意味合いでありますから、毎年毎年、その定住化促進基金に基金を積み上げながら、給食費の無料化等々に対応していくという考え方でございます。給食費の無料化ということ、先ほど申されました私のときに給食費を補助いたしましたのは地産地消を進めたい、山江村で採れたものを山江村の学校給食でそれぞれ調理してもらいながら、安心・安全なものを提供したいということについては、当然、学校給食の材料を地元から取るとなると、ある意味では割高になって学校給食費の負担が親御さんにかかってくるということに対する考えからその制度をつくったものであります。今回、そういう考えに至った理由を申し上げますと、各地域を回る中で、お年寄りはお年寄りの課題がありました。これは先ほど立道議員が山間地に住むお年寄りに対しての福祉タクシーの助成、まるおか号の助成等々も含めて考えてほしいということでもありますけれども、まさに山間地域における課題はお年寄りのそういう交通対策等々の暮らしの問題であります。もう一方、山江村には村営住宅が181戸、今あるわけでもありますけれども、その住宅内を歩きますと、ひとり親で、お母さんひとりで3人4人の子どもを抱えていらっしゃる方もおられるということでもあります。私も人の親でありますし、それぞれ皆さま方も子どもを育てあげられたということでもありますけれども、それはそれは苦勞をされながら、中学、高校、それから専門学校等々へ出されたと、大学に出された方もおられるということでもありますけれども、その苦勞というのは、やはり金銭的な苦勞というのが大きな位置を占めるわけでありまして、今ある環境の中で要するに仕事がないと

いう中でアルバイトに行きながら子どもを育てていかざるを得ないというような環境もどんどん増えてきておりますし、そういう人たちをいかに救うかというのは、もう一方のお年寄り対策と別に、そういう生活支援も含めた課題として、私の目には映ってきたわけであります。加えて、先ほど何度も申し上げますけれども、平成26年5月には日本創成会議の提言がありました。その中には要するに、2040年には山江村は消滅するという提言であります。ストップ少子化・地方元気戦略の発表であります。その中の数字を紐解いてみました。何て書いてあるかですね。これはネットにありますから誰でも見ることはできます。山江村が2010年に総人口3,681人、これは国勢調査の数値ですね。日本創成会議が申しておりますのは、子どもを産む年齢の20歳から39歳までの人口に着目してあります。これが2010年の20歳から39歳女性が326人とありました。それが2040年には234人に減っています。これは28.2%です。これは諸々の社会保障・人口問題研究所の推計であります、今のは。これからが創成会議の言うところでありまして、人口移動が終息しない場合、要するに人口移動に対して何らかの対策を打たない場合、じゃあどうなるかということをおっしゃっております。2010年総人口3,681人です。もちろん20歳から39歳女性は326人ですが、2040年に人口移動が終息しない場合、人口移動に歯止めをかけるような対策を打たない場合は、144人です。要するに55.7%減ってしまうという数字が出てきております。これは日本創成会議の資料ですから、隣の村を言いますと、球磨村が262人から77人になってしまう。五木村が71名から17名になってしまう。もう村としての存続はできない。消滅するということをいう一つの数字の根拠であります。当然、そういうことであるならば、何らかの形で近隣の町村も手を打ってくるはずであります。

その次に、学校給食ということについての歴史を見てみました。当初は児童の栄養改善の部分から明治22年、これは山江村が合併した年ですね、学校給食は山形県の鶴岡町で始まったそうであります。諸々のことではありますが、要するに子どもたちの栄養をしっかりと補給してやるというような目的で、栄養補給が目的で創立された学校給食でありましたが、山江小に私勤めて、私が5年生のときに学校給食が始まったと記憶しております。それまでは弁当温めでありまして、弁当温めで昼時にはたくわんの臭いで教室中が充満しながらというようなことも経験しておるわけですが、その41年にはへき地学校の全児童に対し、全額国庫補助により、パン、ミルクの無償給食が実施されたとあります。諸々の給食の歴史を歩んでくるわけです。栄養教育推進モデル事業というのは平成6年に始まっています。要するに栄養教育をどのように体育をつくっていくかというような視点での学校給食が変

わってきたということの一つの制度でありましょうけれども、ただ、ここにきてですね、平成16年には食に関する指導体制の整備について、平成17年には栄養教諭、要するに栄養の学校の先生の制度のスタートがあっっています。栄養教諭制度がスタートしております。それから、平成19年には食に関する指導の手引きが作成され、平成20年には食育の推進、「食育」という言葉が出てきました。まさに一連の動きはこの食育に象徴されるということでありましょうけれども、現在、共働きが多い家庭において、やはり学校給食がその家庭における食育の代わりをやっていくべくことを担えというふうに変わってきているんだろうということでありま

す。

そういう中におきまして、教育委員会のほうでちょっと調べてもらったんですけども、学校給食無料化の自治体、10年前はゼロだったそうです。今は50自治体以上あります。その一つに教育委員会からのですね、「おはよう日本」というNHKニュースで「給食の役割もっと広げて」という放送がっております。これは今年の5月26日であります。ここにですね、NHKが調べたところ、給食費を無料にしている自治体は10年前まではほとんどありませんでした。それがここ数年、主なところだけで50以上、これは桐生市の例ですね、ということになっております。それで、あとで私も申し上げますが、その桐生市では、8年振りに2013年ですが、8年振りに転入をしてくる人の数が転出していく人の数を上回った。要するに子どもたちが、人口が変わってきた。入ってくるようになってきたという現象が進んでいるということでありま

す。この桐生市の定住促進室長の松尾次郎さんのコメントもありますけれども、10年、20年先にこの世代が留まってくれば人口減少を抑制することができて、人口減も止まるのではないかというコメントを言っておられます。ただ、もう1点ですね、ここの学校は給食で高齢者の孤立を防ごうという動きもあっておりまして、小学校に地域で住む高齢者が続々とやって給食を楽しむ。250円の給食費がいるということも放送であったようでありま

す。

そういう推移をたどりながらということでありま

すけれども、やっぱり今現在、建設課のほうに山江に住みたいという公営住宅の申込者が増えているというふうに聞いております。そういうこともあり、当然、今後払い下げも視野に入れながら、公営住宅建設、また分譲住宅の建設も公約を掲げさせてもらっておりますけれども、その付近までの長期的な展望により、今回の給食費の問題を払っていただきたいと思っておるところであります。

先ほど、地産地消を目的に給食の補助金をしたと言いましたけれども、現在、学校給食地場食材利用活動モデル事業というものの推奨だと思いますが、これが農水

省ですね、食糧産業局産業連携課ですから。これが定額1,000万円の事業です。定額ですから、国がそのままただでくれるというですね。地元の食材の流通をどのように回すかですね、山江で採れたものを給食にどう反映させていくかというようなモデル事業があるわけでありまして、本年度はもう残念ながら年度半ばでありますので終わっておりますけれども、その目的には地場産、要するに山江産の農林水産物の生産・供給体制、要するに学校給食にやる体制をつくるための推進会議を開催したり、調査したり、検討したりしなさいと。それから、学校と農家との相互理解を得ながら、やりやすい体制をとるための研修会や、その田畑を見に行く見学をやっていいですよ。それからもう1つですね、地場産の農林水産物を活用した新たな献立を作っていく。先般、クリのマヨネーズをつくるというような料理講習が町・村交流の中でありましたけれども、そのジャガイモ、ニンジン、タマネギ、だいたいカレーの材料で一番よく使う食材ではありますが、カレーの食材のみならず、そういうものを使った献立や加工品を開発して、給食として提供するような体制をとりなさいというようなことがあります。当然、そういう体制をとりやすくするための今回の事業の捉え方という面もあります。

所信表明演説の中で給食で死ぬという話をさせていただきました。ちょっと私、あのときは取り寄せましたと言いましたが、届きました。これは給食で死ぬという、これは学者が書いた本じゃなくて、実際、教育長をした人が、ある長野県の真田町で起きたことを書いてあります。要するにいじめ・非行・暴力が給食を変えたら無くなり、優秀校になったと書いてあるわけです。中をちょっと読んでみますと、不登校の子が学校に来るようになったというようなことも書いてあります。山江村はそれぞれの学校で単独で給食をやっておられますので、それぞれ、おいしいと言ってもらっております。前おられた山江中学校の中村裕実校長あたりは、外で会議があっても学校給食がおいしいということでわざわざ中学校に給食を食べに帰って来られたというようなこともありますし、そういうことも含めて、地産地消で山江村でできたものをできるだけ山江村で回していくような体制をつくっていく。その推進会を含めて、当然、農家の方々の所得の安定にもつながるような関係をつくっていければというふうに思っているところであります。

そういう学校給食を無料化するという問題でなく、地域の活性化を視野に入れたいろんなつながりを視野に入れた総合的な視点で、今回の定住化基金に伴う無料化問題に取り組んでいきたいと思っているところであります。そういう今まで申し上げましたのは長所であります。短所と言います、デメリット、何がいけないかという話になるかと思います。短所は財政負担を先ほど言われました。財政がそれほど一千五、六百万が辛いのかといいますと、まず、議員の皆さん方のお手元に、こ

の今回出ました平成25年度山江村一般会計、特別会計決算審査意見書の写しが来ていると思います。ちょっと私も取りますが、これですね。この中の9ページから見えていきますと、山江村の財政状況であります13表、経常収支比率というのがございます。平成25年度が84.1%ということでもありますから、弾力性のある財政運営がなされているというようなことでもあります。要するに山江村を運営するにあたって、経営するにあたって、どうしても絶対要るお金ですね、電気代だとか、給与だとか諸々のお金が、合計が84.1%。残り16%近く、正確には15.9%になろうかと思えますけれども、そのお金は自由に使っていいお金になります。

次に、1枚開けていただきますと、財政力指数はそんなに変わるはずべくものではありませんので、15表の実質公債費比率の推移表、山江村は8.3%と非常に良好な数値であります。加えて、16表、将来負担比率は5.9で、これは危険負担は、これが300になれば危険負担ということでもありますけれども、5.9と非常に300にはほど遠い数字であります。17表を見ていただきますと、熊本県の市町村財政運営比較表というのがあります。財政がいい順に並べられております。経常収支比率は、山江村は6番目です。第6位でいいということです。実質公債費比率は11番目になります。将来負担比率は、これでいくと5番目になります。そういう財政は、これは私が就任いたした平成14年来、この数字は動いておりません。一時期、公債負担比率は中学校、それから水道、そしてケーブルテレビを造ったとき、一時的に減りましたけれども、それ以来は山江村の基金は増えてきております。その基金という貯金が増えてきているということですね。その前に2枚開けて20ページをご覧ください。今年度の監査委員の意見書の結びとして書いてあります。結びで1段空けて、2段目の段ですね。「本年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると」という欄がありますでしょうか。1段から2段目です。歳入30億6,429万1,000円、歳出が27億7,214万4,000円。その後、パーセントが書いてありますが、形式収支は2億9,214万7,000円の黒字です。2億9,000万円お金が余ったということです。ただ、形式収支です。実質収支は2億8,326万4,000円でした。2億8,326万4,000円の黒字ということで余ったということですね。単年度収支が8,465万2,000円であります。2億8,326万4,000円につきましては、財政調整基金に2,000万円入れております。2,000万円入れました。余ったお金ですから入れました。その余ったお金を、今回3,000万円、定住化基金に充当したということでもあります。ですので、今回、定住化基金をつくるにあたって、どこそこから予算をかき集めたとか、いろんな基金を積み下ろして、そのお金を取り崩して基金をつくったとかいうお金ではありません。しっかり使うべくお金が余って、それが毎年毎年増えてい

るお金を基金に積み立てたという非常に政策として打ち出しながら、ありがたいかな、そういう財政には全く負担をかけない状況の中での、今回の基金創立でありました。

また、年度別基金調書というのがございます。要するに、今申しましたとおり、毎年毎年、今年は2億8,326万4,000円の黒字だったというようなことを書いてありますが、そういうお金を基金に積み立ててきました、ずっと。その合計が現在、私が引き継いだときは19億7,700万円、合計がですね。現在は22億7,700万円。毎年毎年、増えております。減ったのはもう一回言いますが、学校を造ったときと、水道を造ったときと、ケーブルを造った年度が、これは三位一体の改革としてですね、2億ぐらい普通交付税が減らされた中であって基金活用しています。平成18年度からは9,400万円、平成19年度は8,500万円、平成20年度が2,300万円、平成21年度が8,500万円。私が担当した年度は、それだけ貯金を増やしてきております。その状況は現在も続いているところであります。その時代に応じて、この基金の創設については、安定した財政運営を行うために設置されるわけであります。最近では、住民生活に光をそそぐ基金とか、健やか子ども医療費助成事業基金とか、これは安定した基金運営をするためであります。そういう中において、今回、給食費、また定住化を目的とした基金を創設しながら、安定した財政運営の中で、無理のない財政運営にまた心掛けていきたいと思ひますし、先ほど申し上げましたとおり、財政的には問題ないという中において、諸々の効果が見込める事業としてですね、政策としてぜひご理解いただき、今日、議員の後ろにはたくさんのお子どもをお持ちの親御さんもおられるということですから、その付近のところもご理解の上、今回の給食費無料化については、定住化基金として創設させていただいたということですから、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） たくさんの説明をありがとうございました。剰余金につきましては、2分の1は基金に積み立てなさいという文言もあるしですね、一番使いやすいのは財政調整基金ではなかろうかと思っております。村長の言われるのは、私も理解できます。ただ、村内ではですね、給食費の完全無料化ということに賛否両論あります。そして、完全無料化ではなくてですね、将来、後々、何年か後はですね、完全無料化ということも考えられると思いますが、今、給食材料費ですかね、助成しているのを増やすとか、例えば一部の無料化という、保育料がそういったやり方しておりますけどですね、そういったやり方という方法もあると思ひます。高齢者の年金のみの生活者や介護を抱えた家庭、これからまた入っていく高齢化社

会対策、また今現在は、予期せぬ豪雨災害や地震災害、南海トラフ地震も今日きてもおかしくないというようなことでございます。そういった対策などを考えるとですね、早急にといいいますか、ではなく一部無料化からだんだん入っていくという方法も私はあると思いますが、村長の考えの中にはそういったことはありませんか。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） ちょっとおっしゃっている意味がですね、私自身、理解しにくいところがあるんです。その賛否の否の意見がどういう意見なのかというのを伺いたいということが一つありますが、逆質問はできませんけれども。これだけいろんな部分のメリットがあって、当然この山江村が将来的に向っていくための一つの政策としてですね、動きだそうとしているところでもあります。それが、ただ無理して出発しようとしているのではなくですね、しっかり財政的な裏付けもあり、その余裕ある財政の中からということでもあります。もちろん緊急時の激震災害等々におきましては、臨時的には支出が伸びますけれども、国からのしっかりした特別交付税はそのためのものですし、そういう手当でもあるわけでありますから、財政的にその出しばなしで全然返ってこないということはないわけであります。したがって、いろんなことを考えながらですよ、私、もちろん公約の一つとして挙げさせてもらったということでもあります、こんなにスタートしやすい状況がないという中にあって、私が2分の1助成しますから、全額にしろとおっしゃるならよく意味がわかるんですけれども、私が執行部として予算を扱う提案者としてですね、できるということでおっしゃるのを、ちょっと待てとおっしゃるのは理解しがたい部分もあるわけであります。どういうことで賛否の否のほうは起きてきているのか、その方々おられたら、また私、議会終わりましたらですね、議会ごとにテレビ村長室というのをつくりたいと思っております。その議会の中でのいろんな、こういう議論をやりましたことをお伝えする場としてやりたいと思います。そういう場を通じてでもその否ということであればですね、そういう意見をお伺いしながら、考えていきたいと思うわけなんですけれども。先ほど申し上げましたとおり、長所と短所を比べた場合、長所があまりにも多いということと、短所はそんなに全然苦勞なく財政的負担はクリアできるという中においてのスタートということでもありますから、その付近のところをご理解いただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） 山江村の自主財源、平成25年度を見てみますと、約22%だと思います。そういったことで剰余金は2億8,300万円あったということで、大変、節減で努力はされているなという感じも受けます。しかし、ずっと将来のことを考えますとですね、やっぱり自主財源が少ないということは自分の、何と言

ますか、自由にできるお金が少ないということにもつながってくるんじゃないかと思います。お金を使うことは容易なことです、今度は逆に得るということはなかなか容易ではないと思います。そういったことで給食費の無料化については終わりたいと思います。

次に、所信表明よりということで通告しております。2点ほどお聞きしたいと思います。総合公園について触れられておりました。村内の地域には小さな公園ということも村長は考えておられたということをお聞きしましたが、やっぱり人吉・球磨の公園は魅力がないといえますか、そういったことで、よその公園に行かれるというお母さん方もおられるということで、私も実際子ども育てる頃はやっぱり郡市外のそういった施設とかですね、そういったところには行っておりましたので、確かに総合公園というのは、やっぱり球磨郡市にもある必要があると思っております。そういったことで、定住自立圏構想ですかね、あの中で人吉市が中心として宣言を行われまして、中心的な役割を表明されております、意思表示といえますかですね。そういったことで、これからいろんな活発な議論の中で構想が練られていくと思いますが、広域行政の取り組みの中でそういったことも村長のほうからですね、山江にということになれば山江にできるかもわからんしですね、そういったことも考える必要はあると思いますが、そこで小さな公園ですね、これは私、去年の3月議会で、子育て支援の中で、村内に小さな公園を造ることはできないかということで一般質問を行っております。子育て中のお母さん方から、やっぱり村内で近くに時間をかけずに行かれるとか、近い人が歩いてでも行かれるとかいうような、子どもが遊べるといいますか、遊ばせられる公園ですかね、そういったのがないということで、日曜日や休みの日は村外にある近隣の公園に連れて行きますとか、そういった話も聞いております。そのころも聞いておりましたが、そこで小さな公園でもいいので、総合公園とは別にですね、別にといいますか、そういった公園、天気の良い日は外で伸び伸び子どもを遊ばせるとか、それに簡単な遊具でいいですので、付いた公園、また高齢者の方ものんびりくつろいでもらえるような公園というのを、そういったことを造るというような考えはございませんか。いくつもいらんと思いますけど、お願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 公園の整備については、これは活性化の拠点になり得るということであります。先ほど給食費の無料化と言いましたけれども、給食費の無料化をすることによって、これはもちろんよそから若い人たちが山江村にどんどん移り住むようになる。もう一つはUターンといって都会から直接山江村を目指して来られる方もおられます。当然、Uターンとして一回都会に出てこられた方々が仕事さえ

あればというようなことでありますし、そういう経済的な負担が少ないということであれば、移り住んでくるといようなことにもつながろうかと。もう一つはＪターンという言葉がありますけれども、途中で帰らずにそのまま山江村にとどまって帰ってきて人口が増えるといようなことが考えられる。それにあいまってしっかりと人吉・球磨一円から集まって来られる、親子で集まって来られる、また子どもが動くとお年寄りも来られますから、そういう公園を整備することは当然、飲食施設も含めて、お土産も含めて、いろんな活性化の手段になり得るわけであります。特に山江村はインターチェンジから近いということもありますし、インターチェンジが近いということは南九州の拠点の位置付けもできますし、当然、水上村からも球磨村からもフルーティー道路を通して寄り付きやすい公園であるといようなことを思いながらの活性化の拠点としての公園整備を考えている。まさに給食費と公園化と狙いながら、人口増と活性化、今後の山江村のあり方も結び付けて考えさせてもらっているところでもあります。

当然、小さな公園とか、またある意味では、観光施設にトイレがないとか、諸々の意見も上がってきているわけでもありますから、当然、それ一つ一つに対して効果のあるような投資はしていくべきだろうと思っております。特に地元の方々の用地の問題、それからどういう規模なのか、私の小山田にも公園がありますが、近くの方々集まって来て遊んでおられますし、ゲートボール場では小山田のみならず、いろんな地域からゲートボールを楽しまれたり、グランドゴルフをされたりしておるところでありますし、そういう形での公園のあり方も当然あっていいと思っておるところでありますので、要するに公園のみならずですね、その人の暮らしという部分で集える場、語れる場としての、そういう広場のあり方というのは大事だろうというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○４番（岩山正義君） それでは、あともう１点でございますが、村長から教育委員会と打ち合せをする中で、山江村は非常に成績もいいが、高校生になってから退学する生徒が多いから高校卒業するときに卒業祝い金をやったらどうかという意見があったということ、村長の話の中でありましたが、祝い金は置きまして、退学についてですが、この傾向がですね、山江村の生徒に限った傾向なのか、またどんなことが原因として考えられるのか、それともう一つはどれくらいの人が、例えば退学されておるのかというのをわかる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） お答えをいたします。昨年度、平成２５年度の例で言いますと、４名の子どもさんが辞めております。去年度の高校１年生です。原因はわかり

ません。といいますのが、行った高校でやっぱりちょっと自分のイメージとは違ったという方もおられますし、その中でもう一度、今年の4月ですね、平成26年度にほかの高校に移りなおられた方もおられます。そういった方もおられますので、一概に原因はわかりませんが、4名ほど去年度の高校1年生の方はおられました。他町村にも少し尋ねたんですが、球磨村も3名か4名辞めてるんですよ。ほかの町村はちょっとお聞きしておりませんが、少しそういう傾向にあるのかなというぐらいに思いますが、なにしろ高等学校だものですから、私ども教育委員会ではなかなか中学校も含めてですね、把握がしづらい。「あの子がこの頃学校に行きよらんげな」とか、「あん子が辞めたげな」とかいう形で聞いて私どもも知る、中学校も知るといふ形だものですから、なかなかどうにか対策を打ちたいんですが、なかなか打てない状態でおりますし、今後、検討しなければいけないという具合に教育委員会としては考えております。

○議長（松本佳久君） 岩山正義議員。

○4番（岩山正義君） それでは、いろいろお聞かせいただきましてありがとうございました。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

谷口予志之君の一般質問

○議長（松本佳久君） 次に、2番、谷口予志之議員より、施政方針についての通告が出ております。中身は、1、林業振興について。2、山間地対策についてはであります。谷口予志之議員の質問を許します。谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） こんにちは。それでは、2番議員、谷口より、通告書に基づきまして質問をいたします。

まず、内山村長におかれましては、8月2日に再度、村長として就任されましたこと、誠におめでとうございます。村長は2期8年の村長経験もありますので、その経験と今回表明されておりますように、新鮮な気持ちで山江村の現在・将来を見据えながら、村民の負託に応えられるよう精進していくということでお話をされております。山江村の発展、また村民の幸せが実現されていくように村政を担っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告を出しております林業振興についてと山間地対策というようなことで通告をしております。

まず、林業振興についてというようなことで林業の振興策、また後継者対策について質問をしたいと思います。村長の8月4日の就任式、また今議会冒頭での所信表明の挨拶の中でいろいろと政策について表明をしていただきました。山江村はそ

の面積の90%近くが森林面積という村であります。ですけれども、その森林林業についてもいろいろと考えてはおられると思いますけれども、具体的な政策という表明がなかったように思います。森林の蓄積は年々増加しているというようなことは皆さんご承知のことだと思います。それと逆に森林の荒廃も手入れが行きとどかず、荒廃の一途をたどっているような思いもあります。それを防ぐために森林組合等が国・県の補助金をもらい、少しでも森林所有者の手出しを少なくし、森林整備ができるように総力をあげ、森林整備推進をしておられるにもかかわらず、なかなか森林の整備が進んでいません。これにはいろいろと長年の理由といたしますか、木材価格の低迷が長期化して間伐はもちろんですけれども、全伐したとしても売り上げの価格が安くて、それまでに要した費用が回収できない等のマイナス要因が原因だとは思っております。また、そのようなことで林業のみでは生活ができない。林業後継者もそういうことで高齢化し、後を継ぐ人がいなくなっているんじゃないかというふうに思っております。このままだと森林林業といたしますか、そういうものはますます衰退し、そこそこの地域の活力も低下していきます。低下してしまっている地区もあろうかとは思いますが、森林の公益機能は皆さんご承知のことだと思いますけれども、人間が生活するために必要な多岐多様な機能を持っております。私たち住民の安全を守るためにも林業について改めて考える必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、この林業振興策と林業後継者の育成・対策等について村長のお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 林業の取り組み全般のことにつきましては、平成26年度もそうでありますけれども、これまでの一連の動きがありますので、山江村としてどういう対策で今現在動いているのかを踏まえて、私の意見ものちほど述べさせていただきますので、産業振興課長より最初に申し上げます。

○議長（松本佳久君） 中山産業振興課長。

○産業振興課長（中山久男君） それでは、ただいまの谷口議員のお尋ねにつきまして、担当課として昨今の状況等と合わせまして説明させていただきます。ご承知のように森林は国土の保全・水源の涵養・木材等の生産等の多目的機能により、大きな貢献をしています。特に近年は地球温暖化防止の機能も重視されており、森林整備・森林吸収源対策の積極的推進も求められております。

一方、林業・木材産業は国産供給量が回復傾向にあるものの、日本の木材自給率は3割弱で、依然として低い水準であり、林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、生産コストの増大など、引き続き厳しい状況となっております。

このようなことから公有林の整備として森林環境保全支援事業や間伐等森林整備

促進対策事業による造林、下刈り、間伐や作業道開設、民有林の間伐推進のための間伐材の搬出経費補助として森を育てる間伐材利用推進事業、被害対策のためとして、シカ・サル・イノシシ捕獲に対する補助、ちなみに平成25年度、ニホンシカは山江村で1,418頭捕獲されました。こちらに駆除費の助成をしております。そして、タケノコ・ワサビ・花木などの被害を防ぐための電気柵やネットの設置費用補助の特用林産物鳥獣被害防止対策事業、住宅または建築物の新築・増築及び改築並びに改修を行う者に対し、球磨・人吉管内で産出された木材を利用した場合の補助、地域材活用促進支援事業として支援させていただいております。なお、この山江村地域材活用促進支援事業に関する条例及び同条施行規則については、利用の利便性を考慮させていただき、できれば次年度以降も継続できるよう検討させていただいているところでございます。

後継者支援としまして、林業従事者支援対策として就業するのに必要なチェーンソーなどの機械等の購入に対しての補助、林業機械等購入費、新規就業者につきましては2分の1以内、既従事者につきましては4分の1以内、上限を10万円とさせていただいております。また、技術や知識を習得するための研修や講習等の受講料の助成も併せて行っております。さらに林業事業体の経営基盤を強化することにより、そこで雇用されている林業従事者の福利厚生面の向上を図る目的として、労働保険、退職金共済制度、雇用保険加入の共済の掛金への支援も昨年度から初めて実施させていただきました。

以上ですが、概略として説明させていただきます。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） というような事業の支援を含めた制度・事業等々によって支援をさせていただいているというようなことであります。林業の厳しさ縷々、議員のほうから申されましたが、私が最初に就任しました平成14年から一切、林業の情勢は大きくは変わっておりません。非常に木材価格は低迷しながら、非常に厳しい中で林業経営なさっているということでもあります。ただ、今回、気付きましたのは、国産材の自給率が私のころは2割ぐらいだったと思いますけれども、3割弱まで随分、国産材が使われるようになったんだなと思いつつも、ただ、その木材を生業とする方々の所得が伸びているのかなということを考えますときに、必ずしもそうではないということも思っております。いわゆる林業はスパンがですね、やっぱ長いということが大きな原因の一つであろうかと思っておりますけれども、農業は、ある意味では毎年作って毎年作物なり、それを売りながらというようなことができるわけですが、植林して、造林して、間伐して、枝打ちしてというような長年の作業の中に、投資の中に一つの製品ができあがるというようなことでもあり、さ

てきてというような話であります。

いわゆるこれは、山江村だけに限ったことではないのはご案内のとおりでありまして、それによりまして、いろんな制度事業を活用するべく今回、山江村森林組合と人吉市と中球磨森林組合の3つの組合が合併をいたしました。諸々有利な条件の中で動くということでもありますけれども、しっかりとやっぱり行政としてもこの山をしっかりと守っていく、村内の90%弱は山林でありますから、この山を守っていくということが、この山江村の美しい自然を保全していくことにつながろうかと思っていますところでもありますから、当然、人吉市・錦町・あさぎり町あたりとも行政等の支援として、足並みを揃えながら、また山江村の森林を守るべく施策も考えてみたいなということを思っております。ただ、最近いろんな技術ができてきておるようであります。集成材もそうですけれども、今、集成材何とか工法式といって、5階建ての建物が木材だけでできるような技術ができたというようなこともあり、ただそうなりますと集成材を中心として骨材といいますか、柱材といいますか、骨材は動いていくということであれば、なかなかそのことが技術革新がですね、木材従事者の収入の安定にはつながっていかないということも考えております。ただ、諸々等思うときに、やっぱり良い材質のスギ・ヒノキ等々あるわけでもありますから、壁材としてどのような捉え方をして売り出していくのかということが一つ考えられようかと思います。プリント合板が随分はやった時点がありまして、あれを壁材として随分使っていくと。ここも半分はプリント合板ですね、というようなことをやっぱりしっかり変えていかなくちゃいけないというようなことの取り組みも行政には求められていると思いますし、そういう個人でされる方々、住宅支援の補助金を出しておりますけれども、しっかりと浸透させていかなくちゃいけないというのが一つあります。

それと、バイオマスというのがですね、これは立米5,000円で八代のほうでは買っていただきながら、エネルギー変換しているということを聞きました。山江村内におけるバイオマスの設置が可能かどうかはまだここでは何とも言えませんけれども、いわゆる切り捨てた残った端材を一定の価格で処理できるということについては、木材従事者にとってはありがたい話であろうかと思うわけであります。山江村内の問題はですね、ちょっとさておきながらも、収支が合うのかという問題がありますから、ただ八代市では10万立法あたりのそういうバイオマスの材を求められているということを考えるときに、しっかりそういうところに今は切り捨て間伐じゃないということでもありますけれども、そういうことも含めて端材を売っていくというような仕組みも森林組合と同時にですね、やっぱり個人も含めて考えていかなくちゃいけないんだろう。切り捨て材が山にありますと、この切り捨て材その

ものが雨が降って災害時に大災害を招いたり、引き起こす原因にもなるわけであり
ますので、そういうものもしっかり売っていくような対処はとれないものかなと、
今思いを巡らせているところであります。

それと先般、対馬に海山交流で子どもたちを連れて行ってまいりました。当時の
5年前に協定を結んだときの市長、まだお残りでありまして、いろいろとお話をし
まして、また夜は一緒にいろんな協議をして、翌日は午前中までだったんですが、
対馬の島内を市長自ら案内いただきながら、意見交換をさせていただきました。た
だその中で、対馬も山江と同じく90%が山林であります。諸々等非常に苦労をさ
れている中ではありますけれども、私有林のCO₂を埼玉の業者に売るという話を
されておりました。1,500万円ぐらいで試しに売ってみてよかったら島内の民
有林もそういうCO₂を売ることについてのお金をもらいながら、森林を守
っていくようなお金に使いたいというような話をされました。このCO₂削減にお
きましては、各企業ともその目標達成のために自己努力をしておられますけれど
も、自己努力の足りないところはそういうCO₂を買うというようなことも手段に
も出ておられるわけでありまして、非常に参考になることも研修してきた訳であり
ます。山江村のみならず、今回は人吉市・錦町・あさぎり町・山江村というふうに
なるわけですが、森林組合。もちろん民有林も含めてでありますけれども、
そういう点も視野に入れながら、やっぱり森林・山の問題を考えていかなくちゃい
けないと思いますし、もう1点はですね、これは長年、懸案事項として続いてなか
なか決着を見えませんが、森林環境税を創設しようという動きがいまだに続
いております。要するに、山がもつ、そういう二酸化炭素を吸って酸素を出す、き
れいな水をつくる、そのきれいな水によって、そのきれいな水が海に流れていって
海の魚が立派に育つというような、元々は山がもつ機能だといわれておるような、
そういう機能に対して都会の人が税金を払って山にお返しするというような税金で
あります。私も何度か行っておりながらということでもありますけれども、ぜひ、そ
うのような税の創立もですね、この会の創生プランの一つに入れていただきなが
ら、これは国のほうの施策の問題ではありますけれども、お願いできればというこ
とを思っておるところであります。

ただ、木材はまだまだ厳しいということですが、本当にいろんな知恵を出しなが
ら、要するに施業できる、また生業が成り立つといえますか、食っていけるとい
えますか、というものをしないと農業が田畑が農業で生業がないと田畑が荒れてい
くように山も荒れていくということは当たり前でありますので、しっかりとそういう
ところも林業のことをなおざりにしているわけではありませんし、しっかりといろ
んなことを考えながら、具体的に政策を打って行ければと思います。

もう1点は、あと給食の話もしましたけれども、林産物をどう作って、また花木生産組合もありますので、そういう短期で収入になるようなものについても考えていければというふうに考えております。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 林業につきましては、山江村単独でどうしようと言ってもあまり効果が見えないのが現状ではないかなというふうには思います。やはり、国もそんなことで多面的な機能があるというようなことで大きく言っている割には林業に対する支援策がなかなか見えてこないというのが一つ原因ではないかなというふうにも思っております。また村長も先ほどから言われましたとおり、木材の利用とか、使用とか、その他諸々お話を聞かせていただきました。そういうようなことで、山江の森林の所有形態を見てもですね、小規模の所有者が多くて、後継者・林業従事者もどんどん高齢化をしております。村におかれましても、中山課長のほうから回答をいただきましたとおり、木材の利用促進や獣害対策、また林業従事者対策等をされておりますけれども、そこに従事する人がいないとこういうものもなかなかできてこないという現状でございますので、どうにか育成のほうに、人をつくるほうにも力を入れていただきたいというふうにも思っております。また、林業山間地というところには色々な伝統とか芸能、技術が存在しております。後継者・林業従事者がいなくなりますと、それらも一緒に消えてしまうというようなことになろうかと思えます。そのためにもより一層の林業振興とか、林業後継者育成、また事業者育成につながる施策を打っていただいて、林業振興が益々発展するようによりしくお願いをしたいというふうに思って、林業振興についての質問は終わりたいと思えます。

次に、山間地対策というようなことで、公共交通体系の見直しというようなことで通告をしておりましたけれども、これにつきましては、午前中、立道議員のほうでいろいろと質問をされております。また、私の質問内容もそう変わりはなく、回答していただいても同じような回答になるのではないかなというふうに思いますので、質問は一応しませんが、言えますことは、現在、まるおか号というのを利用されている方はほとんどが高齢者の方ではなかろうかと思えます。高齢者になりますと、そこ30メートル、50メートル歩くのにも苦痛だと言われる方も多くおられます。先ほど、立道議員の質問で回答いただきましたように、高齢者に優しい、また利用者の要望に対応した交通体系となるような見直しをお願いしたいということで、この交通体系については、終わらせていただきたいと思えます。

次に道路網の整備というようなことについて質問したいと思えます。村内の特に山間地の村道につきましては、亀裂による段差とか、横断溝が詰まったりとか、側

溝が詰まったりとか、特に落石が頻繁にある場所など、危険と思われる箇所が多く見受けられます。そのような箇所の整備につきましては、村としてどのような対策を採られているかご質問をしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

村内の村道は日ごろから支障がないよう点検・整備等維持管理を行っております。点検・整備につきましては、本村のシルバー人材センターと道路維持管理業務として道路のパトロールを年間委託しておりまして、その中で道路点検はもちろん、側溝等の土砂除去や路肩の落石除去、陥没等の修繕もパトロールと併せて作業を行ってもらっているところでございます。

ご承知のとおり、村道においては道路管理者として管理を含め整備をしなければなりませんが、軽微な横断溝の詰まりや落石等除去などは、村内各所、特に山間地においては多く見受けられます。当然のごとく道路管理者として維持・管理するのが、当然でございますが、全てにおいて対応するのも限界があります。その中、住民で対応できるもの、地域で解決できるものなど、無理がない範囲で住民・自主参加での対応も検討願えればと思っているところでございます。村道の維持管理において危険と思われる箇所の整備や改修等が必要な箇所については、地域の実情を踏まえ、現地調査を行い、計画性をもって整備を進めていかなければならないと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 今、お答えいただきましたとおり、シルバー人材センターに委託をされてパトロールとかなんかをやってもらっているというようなことでございます。またそういうことで、今現在、状況を見てみますと、部分的でございますけれども、陥没したままになって、その上に落石というようなことで、また段差が付いているというようなところもございますので、そういうところも一応点検しながら、確認をしていただければというふうに思っております。

また、山間地の道路につきましては、急峻な地形の中にあります。今、言われましたとおり、いろいろ故障があったところは修繕をというようなことがありますし、今後、路肩の陥没とか、シカの食害による落石とか、そういうことで山が枯れているというようなことで落石が頻繁にあります。落石しているから夕方除去して帰っても、翌朝にはまた落石があるなど、通行に気を使いながら通って来られているということもよく話を聞きます。

先ほど話がありましたように、近年では建設課作業職員によりまして、タイヤショベルなどにおいて崩土除去等もよく行われており、感謝をしているところでござ

います。地域でできることは、精一杯やっていきたいというふうには思っておりますけれども、なかなか高齢化して若い人は仕事に出てしまう、残っているのは殆どお年寄りだけというふうなことで、手がなかなか回らないのが現状ではないのだろうかというふうに思っております。今から先、また今回、昨日だったですかね、台風も発生しております。台風による倒木とか、枯れ枝の落下とか、まだ先のことでございますけれども、冬場には路面凍結などいろいろと危険を増すことが大変予想されますので、今以上にですね、点検・維持管理につきましては、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

次に、被り木の伐採について質問します。被り木につきましては、前にも質問をしたことがございます。この伐採につきましては、毎年、計画的に通学とか通勤に危険を及ぼす箇所を重点に実施されていると思えます。山間地のほうにも若干入ってはきておりますけれども、なかなか手が回らない状態でございます。被り木につきましても、山間地はそういうことで何年も切っていないというようなことで、木が大きくなっております。それで、もう道の上まで枝、葉が茂ってきて枯れ枝の落下とか、風が多いときには、枯れたのが落下して倒木のような感じになっているとかということがあり、通行に危険を及ぼしております。地域で行うのが本当だと思えますけれども、山間地は先ほども言いましたとおり、高齢化が著しく、人も少なくなってきました。思うように伐採できていないというのが現状であります。また、山間地の道はカーブがかなり多くなっております。道路脇の木々が生い茂りまして見通しが悪く、事故等の危険もあります。カーブミラー等もいろいろ設置はしていただいておりますけれども、そのカーブミラーも隠れるような木が生い茂っている場所もございます。今後、このような被り木の伐採、支障木の伐採等についての計画についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。議員ご質問の被り木の伐採計画の件ですけれども、確かに近年、道路内に垂れ下っている木々や枝、木等の覆いかぶさは交通安全の面からも危険な箇所が見受けられるところが多々あります。ご承知のとおり、基本的には地権者の方々が自ら伐採処理をするのが原則であります。先ほど議員からもありましたけれども、樹木の大木化により、高所の作業が困難であったり、地権者の方が高齢化により対応できなく、そのままになっているのが現状かと思われます。

しかしながら、村道等の道路管理者として交通事故を未然に防ぐためにも、支障木伐採や被り木伐採等は行わなければならないと考えているところでございます。

これらの村道において交通安全上危険な支障木等がありましたら、区長さんを通

じて地権者の方々の同意を得て、申請いただければ、現地を調査・確認し、検討しまして支障木等の伐採を計画的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 言われることは大変よくわかります。ですけれども、山間地にとりましての道路というのは、生活する上でかけがえのない生命線ともいえるものではないかと思います。高齢化が進む中ですので、運転する方も70代、80代、場合によっては90代、90近くなった方も多くなってきております。そういう方々が安心して通行できるように、今後も村道の維持管理、被り木の伐採等には十分な配慮をお願いしておきたいと思います。

最後に、尾崎の迂回路についてご質問をしたいと思います。村長は就任をされ、1カ月を過ぎたばかりで、担当課より報告はあったと思いますけれども、今までの経由を交えまして質問をしたいと思います。

この尾崎地区の迂回路開設につきましては、3年前の平成23年6月2日に、第12区長をはじめ、30数戸、ほとんどの世帯だったと思いますけれども、同意の下に山江村長、また山江村議会議長に対しまして、災害等の発生により、地区が孤立する恐れがあることや、県道改良工事のときの通行止めにより、農作業や就労の通行に多大な支障があり、生活に不安を持っているというようなことで、尾崎地区の迂回路を開設、当時は、今採石場がありますけれども、そこから中川宅前を通りまして山の上にあがり、大河内につなぐ路線というようなことで、陳情書が提出されております。

これによりまして、議会のほうでもその要望された路線につきまして、現地調査とかそういうのを行い、平成23年の9月定例議会において要望された路線については、地形が急峻であるので、開設路線については十分検討することと、また将来の、相良からの県道、相良・人吉線の活用を含め検討するようにとの付帯意見を付しまして採択をされております。

それを受け、執行部とともに平成24年度に当初要望された路線、相良を回る県道路線と、今回見直しをした高触集落から大河内につなぐ路線について検討され、平成25年度において高触下からの路線の事業費として予算を計上された訳でございます。この路線につきましても、迂回路としての機能と通行の安全性が確認されるまで検討する必要があるので、慎重に執行するように強く求める付帯意見がなされております。こういうことで、平成25年度も開設することができませんでした。

今年、平成26年度におきまして、別の路線を含め調査をする調査費が計上さ

れ、また今議会におきましても、その実施設計費が提案をされております。その中で、今回も事業費については計上はされておられません。地区においても迂回路の建設につきましては、陳情書採択から3年も経過しているのに何ら進行していないというようなことで、5月に区長さんより尾崎迂回路について議会議員との意見交換会の開催を要請され、8月27日に議会議員との意見交換会が実施されました。

意見交換会につきましては、地域の方、全員ではございませんでしたが、17、8名だったと思いますがご出席をされております。それぞれ意見や要望が出されました。開設に前向きでない意見もございましたし、しかしほとんどの意見を見てみますと、今の箇所は現地調査から3年経つのになぜできないのかとか、県道工事が農繁期と重なり、通行止めによって農作業に支障があると、できるだけ早くつくってほしいとか。県道工事のために何年も不便な目に遭ってきていることは住んでみないとわからない。住民の気持ちになって考えてもらいたいとか、いろいろな要請、また要望がなされました。

このようなことで平地と山間地では考え方も違いますし、やってもらうことも違うと思います。村長就任式の所信表明の中で、まち部に住む人も山間地に住む人も同じ生活の保障をするのが行政の役割とも言われております。生産基盤や就労場所が、地区でいいますと湯の原地区より下にありますために、県道改良時の通行止めにより、農作業・通勤に何年と悩まされてきております。今から、当地区ではないと思いますけれども、山間地域は高齢化が進むことは避けては通れません。尾崎地区の状況でございますけれども、数字には若干の違いがあるかと思いますが。戸数が約36戸で、人口が85名程度、70歳以上の方が35、6名、60歳以上では56、7名というような集落でございます。今後においては高齢者に対する介護関係で行政や介護施設等にお世話になれる方もまだまだ増えることが予想される地域でもあります。介護とかそういうのは時間もその人の症状に合わせた時間となるのではないかと思います。こういうことを踏まえると要望箇所の早急、迂回路の開設が必要と思っているわけですが、この迂回路の開設についてどう考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員、お話がありましたとおり、3年も経つのになぜできないのかということについては、いろいろとお話を聞いていると、私も聞きましたが、その路線についての考え方がいろいろとあるようであります。陳情書につきましては、私も平成23年6月2日付けで上がってきているという陳情書を確認をさせてもらっております。これは尾崎地区の方々ほとんど全員の方だと思っておりますが、本当に上がってきている。ただ、私もなぜできなかったのかなと考えに及ぶところです。

が、一つは林道基準とはいえですね、やはり管理責任は当然造ったところに負わなくちゃいけないわけでありますから、どういう道路を提供しながら、やっぱりしっかりと、事故がないような道路を提供していけばいいのかというようなことであったかと思います。

先般、私が就任してから議員の皆さま方と地域が話を持たれたということであります。これも本当は、あれ何で執行部予算提案をするべき役場が行かなかったのかなというようなこともありますけれども、そういう紆余曲折が結局はこういうことでいろんなことを長引かせているんだらうということを感じるわけでありますけれども、ただ今回、今の計画では高触の手前から上がって高触線と結んだ迂回路を造っていき、将来は大河内のほうにつなぐというような話を聞いているわけであります。やはり、先ほど申し上げましたとおり、3年間もということであれば、やっぱりいろんな路線を決定するにあたっての、その安全面を含めていろんなことを考えなくちゃいけないだろうということを感じているところでありますけれども、今回150万円の調査等設計費を上げさせてもらっているところでありますから、その中でガードレール、路線を決定しながら、ガードレールとまた防災工事、土留めあたりの安全性を持った道路として、どういう路線が可能なのかということを含めて、また地元と協議させてもらいながら、実施予算についてはですね、その折にまた、それで終わりではなくて大河内まで続くということでありますから、検討させていただければと思っていますところであります。

もちろん、その中に言われました山間部もまち部に住む人も違うとは一切思っておりませんし、そういう姿勢で前回も大河内のほうの消防車が行けない道路も整備させてもらっておるところでありますので、しっかりとその、問題は路線を決定するにあたっての管理責任の問題としてのより安全性の高い道路ができるかどうかということであろうかと思っておりますので、またいろいろとご協議をお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 谷口予志之議員。

○2番（谷口予志之君） 安全・安心な道、それが一番いい訳でございますけれども、安全・安心な道と言われましても、今の高速でも安全・安心とは言えないのが現状ではないかなというふうに思っております。それに加え、当地区はそのようなことから、もう何年も実際は災害時の迂回路としての役割と、今回、県道の工事の通行止めの迂回路というようなことで、両方を出してございます。そのようなことで、今回、設計の事業費が上がっているので、その設計をした上で、できるかできないかというようなことを判断されるというようなことでございます。地区の全員とは言いませんけれども、ほとんどの方が今の路線、高触下からというのが希望されて

おられるようでございます。

何回も言いますが、地区にとりましては何年も不便な思いで過ごしてきておりますし、陳情採択から3年も経過しております。また、今回要望している路線につきましては、今まで全然道がないところを通るというようなことで、獣害を起こす獣が住みついたところを通ることで、そういう駆除の道にもなろうかと思えますし、異常気象で通勤で何が起こるかかわからない今日でございますので、地区の方々がですね、安心して暮らせるためにも早期の開設を要望しまして、一応、質問を終わりたいと思います。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。再開時刻を3時15分とします。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

原先利且君の一般質問

○議長（松本佳久君） 次に、7番、原先利且議員より、1、学校給食費についての通告が出ております。

原先利且議員の質問を許します。原先利且議員。

○7番（原先利且君） こんにちは。7番議員、原先が1点だけ質問をいたします。

質問の前に、内山村長、3期目就任、誠におめでとうございます。今まで培ってこられました経験と豊富な知識を発揮していただき、村発展のためにご尽力をお願い申し上げます。

さて、内山村長は2040年、今から26年以降に向けて取り組もうとしておられます、特に人口減の問題であります。26年以降、村として生きていけるのか、消滅してしまうのか大きな課題であります。国も地方創生本部、熊本県もまち・ひと・しごと創生本部を発足しております。

内山村長は定住化促進に向け、給食完全無料化を公約としておられますが、児童・生徒は月額3歳未満一律1万5,000円、3歳以上、小学校修了日まで1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生一律1万5,000円、中学校卒業の3

月31日まで児童手当が支給されております。また、村では中学卒業の3月31日まで医療費が無料です。そして給食完全無料化となると、保護者を加保護しすぎるのでは、無料化で親の背中を見て育つ子どもは少なくなるのではないのでしょうか。親というものは子どもの弁当は持たせる、それが親の務めだと思います。その一方で9月1日現在、65歳以上の方が1,097名おられます。年齢を重ねるごとに病院通いも多くなり、医療費の支出が留まることを知りません。上がる一方です。そこでいきなり完全無料化ではなく、3分の1、あるいは半額無料化にして、段階的に完全無料化にしていく考えはありませんか。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 子どもからお年寄りまで、ゆりかごから墓場まで、福祉の大きな政策であります。山江村、65歳のお年寄りにおいても諸々の手当を支給しておるところであります。今回、私、決裁しました80歳以上の方々については、総額200万円弱を5,000円ずつ支給するというようなことも計画してあるようであります。そういう中において、先ほど申し上げましたとおりであります、2040年、26年後でありますから、私も85歳でありますから、果たしてがんばっていかれるかどうかというところでありますけれども、平均寿命はもういうところではあります、ただ自分がどうこうというよりもやっぱりそういう課題が目の前にぶら下がって何もしないというのは、やはり行政を預かる者としてしっかりやっぱり議会と相談しながら手を打っていくということが必要であろうかというふうに考えているところであります。もちろん子どもへの手当、先ほどは児童手当の話をされていると思いますが、児童手当もそうでありますけれども、各市町村に先んじてそういう手を打っていくことにより、諸々の若い世代を引きとめる、また若い世代に来てもらうという政策を打つことは非常に重要なことだと考えております。現在、建設課のほうに公営住宅の申し込みが、また問い合わせが、随分と来ているようであります。まだまだ学校給食費無料化は実施していないのはありますけれども、そういうマスコミ等々によって反響がありながら、山江村に住みたいというような人がいるということはやっぱり見逃せない一つの効果であろうかと思えます。

もう1点、財政のことは全然無理をしないということでありましたが、地方交付税の算定資料というのがあります。地方交付税は諸々の子ども一人あたりいくら出します、1学級あたりいくら出しますというのを積み上げまして、基準財政需要額というのが出ます。要するにこの村を運営するのにいくらいるのか基準的なものが、それに先ほど岩山議員が言われました必要の山江村の税金等々のですね、歳入がいくらあるのかというような計算をするわけですが、それが25年の計算

をしてみますと基準財政需要額が17億9,957万6,000円ですね。基準財政収入額が2億2,580万4,000円と出ております。結局は調整をしまして、15億7,200万4,800円が交付税措置としてくるような仕組みになっております。これは地方固有の財源でありますから、この財源がなくなるというようなことを岩山議員、総務課長もされておりますから、おわかりですけれども、これがなくなるということはありません、交付税が。これがなくなった途端、1年飛んでしまいます。山江村のみならず、全国の地方の不交付団体は別ですよ。この地方固有の財源が今、16兆円ぐらいを前後としながら、確保されながら、交付税として山江村にも15億7,200万円程度きているというような計算をして出してあります。その中にですね、小学校児童1人に対して4万3,444円。これは児童数によって係数が違いますけれども、昨年度の25年度実績によりますと1人増えると4万3,444円。学級が一学級ごとに96万2,143円きております。小学校ですね。中学校の場合は、110人に対しまして、997万2,000円きておりますから、1人あたり9万655円、交付税で入っております。基準額ですね、基準がそれだけありますよといってるわけです。学級数は、これは4学級でありますけれども、これは係数が非常に高く531万5,000円きています。一学級ごとにですね。教育費の人口割が1万3,140円です。それから地域振興費、要するに子どもが1人増えるということで、人口割が1万4,137円。さらに人口割としては、包括算定経費として7万2,746円。要するに小学生1人増えると14万3,468円。中学生1人増えると19万678円、プラス学級が増えると今40人ぎりぎりのところもあるようでありますけれども、学級が増えると90万円からのお金がまた手当てされるというような計算方式であります。要するに人口が増えるということについては、諸々のそういう特典もあるわけでありまして、特に若い女性が入ってもらおうというのは、先ほど申し上げましたとおり、144人になってしまくと、子どもを産める女性の数がですね、山江村でも144人ですね。という問題に対して手を打たないといけないということを申し上げているわけであります。当然、よその町村の若い方を山江村に引き寄せるだけでなくですよ、やはりよそからの人がやっぱり山江村よか村として、住みよい村として住んでもらうという手立て。また、仕事さえあれば帰ってくつとばってんなというような若者に対しまして、諸々の子育てしやすい環境の中であれば、じゃあ帰ってみようかという子どもさんも、そういう子ども連れの方もおられようかということも考えるわけあります。そういう総合的な政策として、この問題は捉えていけるということでもありますから、山江村活性化のための2040年に向けた問題と加えて、増えれば地場産業であります農林業の農産物も学校給食で回せるような仕組みを同時につくっていき

たいということもありますので、いわゆる大きな政策の柱としてお考えいただきたい。その柱の内容が定住化なんだというふうにお考えいただきながら、ご理解いただきたいと思います。今現在、村営住宅１６件の申し込みがきているようです。今日、問い合わせが４件あったということでありまして、いよいよもって公営住宅の必要性、分譲住宅の必要性も含めて、払い下げしながら、定住化してもらいながら、この村の行く末に対する施策を打っていけると、いくべき時期がきているというふうにも思いますし、その呼び水にしたいというふうに考えているところであります。村営住宅申し込みもまだこの給食費の影響もあるかと思いますが、決定されるということであれば、ますますもっていろんな問い合わせも増えてくるんじゃないかというふうにも考えております。その付近につきましては、先ほど建設課長のほうに調べてもらっておりますので、建設課長のほうから数字を申し上げさせていただきます。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、今ほど村長が申し上げました村営住宅の申し込み状況を本日現在でちょっと調べてまいりました。村長が言われましたように、現在申し込みをしておられる家族方ということで、１６件でございます。

それから、問い合わせといいまして、電話等の問い合わせ２件、それから、直接役場に来られた方が２件ということで、現在、既に申し込みを終わられている方は１６件、問い合わせ等が２件ということで２０件でございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○７番（原先利且君） この１６件の申込者は若い方ばかりですか。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） すべて１６件の中ほどはちょっと調べておりませんが、村長が申しました８月以降の方、１６件のうち３件が申し込まれております。その３件の方はですね、２０代、３０代のそれぞれ方々で、それぞれ保育園、子どもが１人おられる家族でございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 原先利且議員。

○７番（原先利且君） これで質問を終わります。

西孝恒君の一般質問

○議長（松本佳久君） 次に、１番、西孝恒議員より、施政方針についての通告が出されております。その中でも、１、定住自立圏形成協定について。２、本村の小中学

校（３校）の給食費全額無料化についての通告が出ております。西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

○１番（西 孝恒君） こんにちは。１番議員、西でございます。通告にしたがいまして、一般質問をいたします。よろしくお願いします。

まず、内山村長におかれましては、このたび３期目の村長就任おめでとうございます。健康に留意なされまして、本村の更なる発展へご指導くださいますようお願いいたします。

また、「平成２６年８月豪雨」と命名されました先月８月２０日、広島市で発生しました大規模な土砂災害は、特に安佐南区をはじめ広範囲に住宅街を中心に甚大な被害となりました。広島県以外も含まれるわけですが、犠牲となりました皆さまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、最近の異常気象は、気象庁でも予報が難しい状況のようでありまして、「これまで経験したことのない」という表現が常時のごとく使われていますように、いつどこで大災害が起きてもおかしくない状況であります。本村でも防災についてはこれまでも対策をやってこられたところであります。梅雨も明けたはずの８月豪雨の教訓を活かし、本村でも山田川、万江川の状況やハザードマップの再確認等、今一度、目を向ける必要を感じたところです。

では、通告いたしております質問は、「定住自立圏構想について」と「学校の給食費完全無料化について」の２点であります。まず、定住自立圏構想にかかる今後のスケジュールの目安を見ますと、今年９月からその構想が導入されるようになります。これは内山村長より所信表明でもありました日本創成会議の２０４０年問題、いわゆる２０４０年には山江村を含む球磨・人吉が全てなくなるという、このままいくとですね、状況ということであります。もちろん、球磨・人吉だけではありません。全国で約半数の自治体なくなるという話でもあります。そのようなショックなことでありますので、その対策としてですね、一環でもあるかと思いますが、国交省は行政や商業施設を一部地域に集約して、効率を高めるコンパクトシティが必要になるとの方向性を強調するなど、定住自立圏構想も地方から東京など大都市圏への人口流失を抑制するため、総務省が推進する施策でもあるようです。人吉・球磨では、人吉市が今年３月２４日中心市宣言をされているところであります。今年９月は定住自立圏形成協定の締結や共生ビジョン等協定書の調印式の予定のようですが、既に人吉市と各町村長による協定内容の合意があっていると思いますので、その状況について、また国の支援策についてや、本村としての基本的方針、役割、またこの定住自立圏を良い機会として捉えて、そのメリットを活かすことは、各自治体も考えるところだと思いますが、そのような点、３点ほどについてお

願いたします。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、ただ今のご質問にお答えいたします。人吉・球磨圏域で取り組みます定住自立圏構想は、先ほど議員申されましたとおり、平成26年3月24日に人吉市が中心地宣言を行い、生活圏や経済圏を共にする圏域自治体と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、連携する自治体の特性を活かした魅力あふれる地域づくりを進め、圏域全体の発展による一体感のある町づくりに全力を尽くすため、形成協定の締結に向けて現在進めているところでございます。

当初、平成26年9月議会に形成協定締結のための議案を提案し、翌月の10月に調印式を行う予定でありましたが、14部会が予定されておりますが、その協定内容及び共生ビジョン案の作成に時間を要しているというようなことから、この時期には困難な状況ということでございました。また、3カ月延期しても特別交付税の措置には影響ないというようなこともございまして、本年12月議会に議案を提案し、翌年1月に調印式を行うことで圏域の担当課長で組織をいたします幹事会、及び市町村長で組織をしております協議会の承認を経て決定したところでございます。

この定住自立圏に取り組むことにより、中心地である人吉市に8500万円、山江村含む周辺町村に1,500万円を上限として、5年間特別交付税による財政支援措置がございました。この圏域自治体と連携する項目といたしましては、医療・福祉・文化・産業振興連携する生活機能の強化、地域公共交通道路等の道路インフラの整備を連携する結びつきやネットワークの強化、それから圏域における人材育成及び活用を連携する圏域マネジメント能力の強化の3項目がございました。その具体的な取り組みといたしまして、現在、14部会を組織することで進められておりますが、主なもの3つほど申しますと、現在、各分野の連携事項について、確認するとともに、事業の推進など検討しているところでございますけれども、例えば圏域全体で魅力ある観光地づくりを進め、祭りやイベントをはじめとした各種観光事業を広域的に展開することで、着地型広域観光を今まで以上に推進することを目的としております観光部会、有害鳥獣により農産物・林産物の被害防止や日常生活への不安解消のため、それぞれの地域の有害鳥獣対策に加え、圏域内における連携した捕獲活動の実施や農作物の被害防止活動を総合的に進める鳥獣害部会、それから圏域内外の結びつきやネットワークの強化を目的として、圏域自治体をつなぐバス路線の維持・確保を図り、圏域内外の活発な交流を促進する公共交通部会など、このような各部会が予定されておりますので、今後は本村としてメリットがあり、広域

的な取り組みが必要な分野につきましては、部会の中で本村の考えなどを提案していく必要があるのではないかとこのように考えおります。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと私のほうからも気になる言葉がありましたので、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。国土交通省が目指すコンパクトシティというような話がありました。まさにコンパクトシティというのは、先ほど谷口議員が言われた質問とかけ離れるわけでありまして。ふるさと創生の今回のいろいろ地方創生のプランに伴うまち・ひと・しごと創生本部が設立されながら、それぞれ国・県に設立されながら、動きが始まったということでもありますけれども、ちょうど思い出しますのは竹下総理のふるさと創生1億円を考えるわけでありまして。このときは各市町村に1億円ずつ、そしてその金額について各市町村で諸々の考えを集約しながら、一番効果のある方法を取りなさいというようなことでありましたけれども、今回、定住自立圏構想とも重なるところもありますけれども、まち・ひと・しごと創生本部ということの町は地方を指しております、確かに。ただ、その町の中に村が含まれるのかということをやっぱり注意しなければいけない。町が焦点になっていわゆるコンパクトシティの考え方による、要するに拠点都市を中心に整備を中心的に行う。どうせ回りの小規模市町村は消滅するのだからといって、そういうふうな考えの方の下にいろんなメニューが進んでいくということについては、非常に私、注視をしながら抵抗をしていかななくちゃいけないというふうに思っておるわけでありまして。いわゆるその定住自立圏も人吉市が8,500万円、周りは1,500万円ということでもありますけれども、拠点都市の資源集中だけじゃなくて、やっぱりしっかり周りの農山村も含めて、しっかり活性化が図れる自立圏構想じゃないといけないと思うわけでありまして。そういう意味合いでコンパクトシティ的な、ある一つのところに拠点を集中させながら便利なことだけを求めていきますと、要するにそういうその拠点を成長するためには、周りは切り捨ててもいいというようなことにならないようなことも、やっぱり一緒に考えていかななくちゃいけないということでもあります。いずれしましても、そういう農山村におきましては、やっぱり自治体と、いわゆる役場も含めてですが、しっかり知恵を出しながら、力を結集していけないといけない問題だと思っております。私も定住自立圏の協議会があって、私が出席するべく会議にはまだ一度も出席はしておりませんが、この中で何が行われ、どういう役割を山江村がしっかり担っていくべきかということについても、周りの町村と調整しながら、またしっかり意見も申していきたいと思っております。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 私もこれは国交省のコンパクトシティについてと、それから定住自立圏はだいたい別だとは思っておりましたが、国の動きとしてそんなふうになんか2040年問題でそのような動きが全体的になっているんだなということでちょっと出したんですが、どうも失礼いたしました。

先ほど、蕨野総務課長から、一応協定内容の合意、この辺はまだまだ遅れていると、私は実は定住自立圏のスケジュールを見たところの質問だったものですから、そのように話したんですけども、実際には10月予定のところであつたけれども、時間を要していると。そしてまた、12月の議会を終えて1月に調印式の予定とかいうことであります。また、組織内容とか観光部会とか、鳥獣防止部会とか、公共交通部会とかですね、そのような話がありました。また、中心市に8,500万円、周辺の各町村に最大1,500万円とかですね、そのような助成があるということでお聞きしたところであります。

郡市の生き残りの基本体制としての、まだまだこれから課題でありますけれども、これまでの状況や今後に向けての対策等、大事なところをご答弁いただきました。現代は少子高齢化の中で大都市圏への人口の流出が続き、ますます地方自治体の存続が難しい傾向にあることへの危機感から今回の定住自立圏構想も対策の一つとして、国は推進中ですが、今月ありました安倍改造内閣では、政権最大の課題として「元気で豊かな地方の創生」に全力を上げることとありますので、地方に届くアベノミクスが期待されるところと思います。定住自立圏構想、まだこれからですが、本村でも先ほどご答弁いただきましたようによろしく願いまして、この質問を終わります。

次に、本村の小中学校の給食費全額無料化についての質問であります。この給食費完全無料化の構想については、村長所信表明など私たちもお聞きしましてから、あまり時間もなくて、その給食費無料化についての単独での説明とか会合とかまだなかったと思いますので、もう少し協議の時間をいただきたく、この一般質問に出させていただきます。給食費については、私の前に先ほど2議員からありましたので、重ねてですが、よろしく願いいたします。まず、給食費の全額無料化を実施している自治体は、先ほど村長から10年前はなかったが、現在増えていて、だいたい50自治体ぐらいあるとのことですが、まだ無料化には各自治体は大変慎重であるようですが、なぜ慎重なのか、これには理由があると思いますが、給食費全額無料化を実施した場合のメリット・デメリット、これは先ほど村長もお話しになりました。改めてありましたらよろしく願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。諸々と子育てで経費的に家計を切り盛りし

ながら苦勞していらっしゃる方がおられることに対する強力な支援になるということとであります。それから、先ほど言いましたとおり、人を呼び込める大きな施策の柱になるということとありますし、学校給食の歴史と言いましたけれども、学校給食自体をやっぱり諸々と考えていく機会にもなろうかと思えます。食育の視点での給食のあり方を考える機会にもなりますし、それに伴います山江村の食材をしっかりと提供できる仕組みをつくるということで、山江村の農林業の従事者の方々の、学校給食でありますから、相場によって大きな金額の上下はなく、一定の金額の中で契約をしながらやっていくということになろうかと思えますけれども、そういうようなこととあります。またそういうことが起こりますと、いわゆるいろんな食育という部分での効果といいますか、先ほど本も出しましたけれども、登校の拒否をされる子どもさんが無くなったというような、また荒れる学校が落ち着いたというような効果も出てくるというようなこととあります。なぜ懸案されるのかということとありますけれども、それは財政的負担ですね、よその市町村。人吉では相当な財政負担を伴いますので、非常に医療費の無料化も人吉はまだ行われていないと思えますけれども、そういうことが考えられようかと思えます。

先ほど、私はNHKの「おはよう日本」という中で、ちょっとここで訂正します。だいたい私も目が悪くなりまして、桐生市と言いましたが、下に棒がありまして、相生市ですね。兵庫県相生市です。その給食費無料化自治体の数は、NHKが調べた中において、現在、NHKが調べたところ、給食費を無料にしている自治体は、10年程前まではほとんどありませんでした。それが、ここ数年で主なところだけで50以上まで広がっていますということが考えられますけれども、この相生市という市がやっぱりこの決断をされるというのは、相当な決断であったろうかと思えます。ただ町村についてはうちは児童生徒数が要するに一千五、六百万円の負担で済むということとありますし、十分ですね、基金を積むことによって手当てができる財源であるということは、先ほど申し上げました。いわゆる財政のデメリット見えないというようなことの中で、私としてはメリットしか見えないということとを申し上げております。そういう大きな政策の柱としての今回でありますし、医療費無料化については、子どもの数が多くないということで財政負担がそれだけ大きな負担がないというようなこともありまして、各町村はいち早く取り組めるようになりました。この給食費についても追随する町村も私は多くなってくるものだと予測をしているところであります。そのなぜそういう躊躇するのかということについては、そういうことが大きな原因であろうかと思えます。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、村長からもお話がありました。メリット、例えば母子家庭

とかですね、また子どもの貧困家庭とかなんですけれども、例えば準要保護家庭とかですね、そういうところ、これは村としてもですね、例えば60%ですか、補助とかがあるようなんですけれども、またデメリットで考えられるのは、財政負担ということが考えられるけれども、村長からはそのデメリットは特にないということのようでございます。無料化のメリットはですね、たくさんありますけど、やはり今ありましたように定住化につながる、児童生徒の保護者の皆さんの家庭内とかですね、その出費の負担を軽くするということで、ありがたいというご意見のご家庭は多いと思います。特に2子、3子、4子とおられる家庭は助かります。ほかにも若い人の定住促進など、さまざまなメリットがありますけれども、その割に全額無料化の実施の自治体がですね、この付近少なくて、人吉球磨含めて県内45市町村、まだないようです。それには理由があると思いますが、私もネットなどを見ましたんですが、全国ではあるところはあるまして、先ほど村長がおっしゃったのはですね、兵庫県相生市ということでしたですね。無料化実施なさっているということであります。人吉新聞にも各県何県か載っておりました。それ以外でもですね、栃木県大田原市では全額無料化が平成24年10月から実施されまして、その1年を経た昨年に無料化についてのアンケート調査が各保護者家庭へ行われていますので、実際に行われた場合の反応はじゃあどうなのかということで、これは参考になると思います。その結果が、原文のままネットにあるのを皆さんも見られたと思いますが、本村で行った場合はわかりませんが、大田原市での結果の内容からですので、自治体によってはその市民、町村民の考え方ですので、本村とは違うということをお願いしたいんですが、あえてこのところで述べさせていただきますが、保護者家庭でありますから、無料化はありがたいというのはもちろん最も多く460件ほどありますが、反対にありがたいが少しは払うべきとか、ほかに有効に使うことがあるのではなどが170件ほどありまして、さらに今、無料化になったのに、廃止を望む声が109件もありまして、それが学校に子どもさんがいる家庭の声であります。私は全部読んでみたのですが、ここにあるんですけれども、これはその内容の一例として、給食費を支払うことは、ここは申し訳ありませんが、デメリットのほうになるわけですね。給食費を支払うことは子どもを育てる親の責任とか、生活費には助かるが子どもにとって良いことか、あるいは食べることは必ず必要なことなのであるから、義務教育とはいえ給食費無料化には疑問を感じるとか、自分たちの年代も両親家族が働いていてくれるからこそ食べられたこと。その考えを今の子どもたち、その先の子どもにも伝えるべきではないでしょうか。原文のままなのですが、などありまして、本当に子育ての原点とか絆を感じます。また、給食費を多少出費しても教師の増員や教育環境の拡充、安全対策などに回して欲しい

など、限られた予算を念頭においた意見も多いわけです。無料化で家庭の出費が減ると助かるけれども、そのような大事なこともあるのではということで、各自治体も慎重ではないかと思います。本村では、給食費無料化について、その行政機関と学校関係の皆さんや村民の皆さんとの説明会とかですね、懇談会とか、そのような時間というのではないのでしょうか。お願いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 当初は4月からの実施でそういうものを考えていたということでありまして。ただし、西議員のような意見は私には聞こえてきませんで、給食費無料化を早く実施してくれという声が届いておるわけでありまして。学校給食のあり方というのは、栄養の補給というようなことから当初発足した学校給食が、今は食育の部分に移ってきているということでありまして。したがって、家庭ではもちろん朝食、夕食はしっかり食べさせてというようなことになろうかと思っております。朝ごはん食べる運動も、「早寝、早起き、朝ごはん」ですか、そういう運動もあるように、しっかり食べながら、子どもを安定させるというようなことでのことでありまして。学校給食は家庭は及ばないところでありまして、ある意味では、家庭がどういうメニューを作ってくれ云々ということは及ばないわけでありまして。ある意味では学校側にその食育の部分といいますか、委ねられているというようなことでもあります。その原因はもちろん今では、食育という部分と共働きの家庭が増えたからというふうに私は理解しているところでもあるわけですね。いずれにしても、弱者救済、そういう家庭の食育という部分も含んだところで、先ほど申し上げました学校給食地場産業利用促進モデル事業等々のことを考えながら、この学校給食をもう一度、何度も言いますが、学校給食を充実させることによって荒れた学校がよくなったと、もちろん山江は安定しておるわけでありまして。けれども、より良く安定させながら、今後の学校給食のあり方、そして定住促進のあり方を考えて。もう一つ、よその事例を今おっしゃいましたということですが、もちろんそれぞれの地域によって、地方によって、環境によって課題が変わってまいります。その大きな課題の一つとしてのその学校給食無料化ということ、課題解決のための学校給食無料化を私唱えさせてもらっているわけでありまして、その付近については、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 今、村長からは、先ほど原先議員からは「親の背中」というのがありましたね。そういった意味ではそういうことだと思うんですが、そのような意見はこの本村ではちょっと聞かれなかったということでもあります。最初に私も話しましたが、これは各自治体によって市民・町村民の考え方ですので、本村とは違

うということでよろしくお願ひしたいということでもあります。

次に、全額無料化のために必要な財源や確保、その維持についての見解をお願いしますと通告いたしておりましたけれども、これについてはですね、もう先ほど岩山議員、そして原先議員からもその財源関係についてはありました。村長からも十分ご答弁をいただいております。そういうことで、このところは割愛したいと思いますが、これは村長の所信表明におきまして、そのときからあったんですが、先ほどのまたご答弁でも定住化促進のための基金を積み立て、それから給食費に充てていくということと理解します。ただちょっと思いますのは、基金は財政調整基金をはじめ、十数種類とその他の基金や特別会計にもありますけれども、これまでは平成24年度の決算書を私もちょうと見たところではですね、利息程度の増額のように思いますが、そのような中で今回新規に定住化促進のための基金増設ということではありますが、給食費は現在の現状の内容でいきますと、各学校で調理して、そして村長がおっしゃる地産地消ですね、そういうのをしていきますと、現在でも約1,500万円ぐらい年間に必要でありますし、同じ基金から定住化促進事業関係にも必要であります。そして、それは安定した継続性というのが、もちろん必須となります。さらに今後の状況により、激変する経済状況にも対応していかなければなりません。ということではありますが、そこも先ほどですね、その辺は村長、特に問題ないのご答弁をいただいているところであります。

私は、財源もちろん大事ですが、先ほどの大田原市の保護者アンケートの内容から給食費無料化の継続を求める声は90%以上あるかと思ったのですが、さっきの件数をしますと62%だったことですね。もちろん山江とは違うんですけども、このことは無料化は助かるが、やはり子育ては親の責任、役割、つながり等、義務意識を持っておられると思います。そのような情熱が子どもの心によい影響を与えるはずといった親御さんが多く、子どもが食べる給食費は少しは払うべきとか、あるいは無料化の廃止を望むなどが38%にもなったのではないかと思います。ここに内容はそのまま全部書いてあるんですけども、そこで私は思うところで恐縮ですけども、子育ても、教育も、食育も原点は家庭にありという、そのような基本線を残す配慮をいただきたく、そのためには給食費完全無料ではなく、現在よりもさらに助成はいただいて、半額ぐらいとかですね、それよりも代わりにといただきますか、子どもさんの入学準備、そして修学旅行もあります、そのような節目に親御さんは一度に多額の出費となるわけですね。小学校入学時は一応、3万円の祝い金がありますが、中学校入学、さらに高校入学と、親御さんは大変であります。義務教育期間の小・中学校入学時に一時金助成をいただくことがありがたいのではないかと思います、その点についていかがでしょうか、お伺いします。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 年度別基金調書があります。議員も御存じだと思います。当然ですね。増えております。現在、合計のですね、特別金を入れますと24億5,705万8,004円、去年から1億100万円増えています。平成25年度であります。これを5,000万円ずつ使っていく財政が大変だと。何年かなと計算しますと50年ぐらいですね、あと50年ぐらい山江村の財政。ただ、5,000万円ずつ使っていつに山江村はなくなっているわけです。消滅町村であります。そうならないようにこの基金を減らさないような形で使うと申しております。まず、それが財政運用の件であります。財政運用の件を言われましたので。それから、定住自立圏でも1,500万円の特別交付税として措置され、交付税というとなにに使ってもいいお金であります。向こう5年間でありますから、7,500万円のお金が協定書結ぶと、調印すると来るというようなことにもなります。

それと、もう1点、教育の原点は家庭という話がありました。私もPTA会長をしておりましたし、当然、その付近は十分認識しております。ただ、もっと言いますと、「我が子のよかところ発見伝」とか、私、PTA会長のときつくりました。それは、子どもをしっかりと家庭を見て、子どものいいところをほめて育ててあげましょうというような企画でありました。そういうことを各家庭にお願いし、文集にしてPTA会長時代発行していたのを思い出します。かの有名なトーマスエジソンは登校拒否児だったそうですが、別に登校拒否を勧めるわけではないんですけども、母親の愛情のしっかりとした愛情と、その子をしっかりとほめてあげるその姿勢が後の大発明家を生んだと言われておりまして、そういうエジソン企画としての「我が子のよかところ発見伝」として提案してきたのを思い出しております。まさに教育の基本は学校ではなく家庭にあるということを申しながら、しっかりとした教育を家庭でやりましょうというようなことの呼びかけであります。という中において、その給食費というのは家庭を離れたところで行われる行為であります。したがって、そういう行為において家庭が云々というのは及ばないわけでありまして、ただ給食費を払いたいということではありますけれども、一つ私は給食費を無料化にするといって、この選挙を戦い、その公約として挙げてきました。約束事であります。当然、その約束事を私は果たすべき義務があると思います。というのはその六十数パーセントの方はよか、残り32%の方がその疑問を言われているということではありますけれども、西議員、またこの議会の議員の皆さま方の後ろにはしっかりと村民の方がついておられて、当然、ケーブルテレビもご覧のことであろうかと思う訳であります。そういう期待を背負いながらも、その期待に添うべくですね、今回の提案でもあるわけであります。したがって、その見ておら

れる方々の期待があるということの提案でもありますし、ただ今のそれが課題解決のためのですね、いろんな2040年問題を含め、いろんなものがあることについての問題を、私は最初は給食費無料化の予算としてのボンとあげようと思っておりましてけれども、いろんな思いを膨らませながら公園を造るという問題もこの村のあり方を膨らませながらの、やっぱり定住化を推進するというものとして使わせていただきたいということでもあります。現在、3,000万円上げてありますので、今回700万円お願いする訳で、予算を繰り入れする訳でありますけれども、残り2,300万円ありますから、丸々あと1年は有に持つお金でもあります。その定住化でありますから、この基金の使い方によってはまた繰り入れということになりますので、その具体的政策は議会の皆さん方と給食費以外の繰り入れについては、相談することになろうかと思うわけでもありますけれども、その付近のところ理解願いたいと思います。

○議長（松本佳久君） 西孝恒議員。

○1番（西 孝恒君） 先ほど村長からですね、基金、現在、24億5,700万円程、特別会計を含めてですか、平成25年度末で。ということで、その財源についてそのように短所とかデメリットということはそれほど考えることはないということだと思います。山田小学校は「子どものよかところ発見伝」とかですね、私もPTAのとき、それ何冊もいただきまして、どこの方とはわからないようになっていますけれども、本当によく書いてあります。その辺の育て方とかで、今ICT教育でですね、ものすごい伸び方をされておりますが、そういった基本がよかったんじゃないかなと思います。ただ、ちょっと私、思うんですが、給食費の完全無料化もですね、食育の一環とした場合、そのいろいろな対策、アレルギー対策はもちろんですけども、食事の責任は村にあるというような感覚になりはしないかと、ちょっとその辺が案じるわけですが、その辺は内容にご説明とか何かあると思います。先ほども述べましたが、親の子育て義務意識の基本線としてですね、その辺の少しは私は支払いながら、食育を考えることが食を通じて人間として生きる力を育むことになるのではと思います。

そういうことで、以上で通告しました質問は終わりますが、内山村政におかれましては、本村の更なる発展と村民皆さまのより良い暮らしのために今後ともよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本佳久君） 村長より発言の訂正の申し出があっております。村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど桐生市と呼びましたのを相生市に読み替えさせていただきました。そして、もう1点、ある課長から指摘を受けまして、私、資料は持っていますが原稿は読んでおりませんので、その場で間違ってしまったということであり

ますけれども、温泉センターの職員への挨拶を8月8日に行ったということで申したそうであります。9月1日に就任しましたので、9月8日の間違いでありましたので、訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いしておきます。

○議長（松本佳久君） 村長より訂正の申し出がありましたが、訂正することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

—————○—————

○議長（松本佳久君） これで、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後4時13分

第 3 号

9 月 1 9 日 (金)

平成26年第6回山江村議会9月定例会（第3号）

平成26年9月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 同意第 2 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 2 | 同意第 3 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 同意第 4 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 4 1 号 | 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 2 号 | 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4 4 号 | 山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4 5 号 | 山江村定住化促進基金条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 6 号 | 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 4 7 号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 4 8 号 | 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 認定第 1 号 | 平成25年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 2 号 | 平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 3 号 | 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 4 号 | 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 5 号 | 平成25年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |

- 日程第 17 認定第 6 号 平成 25 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第 18 認定第 7 号 平成 25 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第 19 認定第 8 号 平成 25 年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について
- 日程第 20 議案第 49 号 平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 50 号 平成 26 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 51 号 平成 26 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 52 号 平成 26 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 53 号 平成 26 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 54 号 平成 26 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 55 号 平成 26 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 56 号 平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 陳情第 1 号 村営住宅建設の陳情書
- 日程第 29 要望第 2 号 村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書
- 日程第 30 要望第 3 号 子ども子育て支援に係る要望書
- 日程第 31 請願第 1 号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願書
- 日程第 32 請願第 2 号 堤防建設請願書
- 日程第 33 議員派遣の件
- 日程第 34 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会、総務常任委員会、経済建設常任委員会）
- 追加日程第 1 議案第 57 号 平成 26 年度山江村一般会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 2 議案第 58 号 財産の取得について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 西 孝 恒 君
3 番 中 竹 耕一郎 君
5 番 田 原 龍太郎 君
7 番 原 先 利 且 君
9 番 山 本 義 隆 君

2 番 谷 口 予志之 君
4 番 岩 山 正 義 君
6 番 秋 丸 安 弘 君
8 番 松 本 佳 久 君
10 番 立 道 徹 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福 山 浩 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	教 育 長	大 平 和 明 君
総 務 課 長	巖 野 昭 憲 君	税 務 課 長	豊 永 知 満 君
産業振興課長	中 山 久 男 君	健康福祉課長	平 山 辰 也 君
建 設 課 長	白 川 俊 博 君	教 育 課 長	嶋 原 美津子 君
会 計 管 理 者	北 田 愛 介 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 明 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（松本佳久君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第 11 の本会議で、質疑、討論、表決となっております。議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第 53 条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いします。

また、会議規則第 54 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 55 条（発言時間制限 60 分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。

なお、3 回数を超える場合は、第 54 条の但し書きに、議長の許可を得て質疑をすることができると書いてありますので、あらかじめこれを許可しておきます。

-----○-----

日程第 1 同意第 2 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） それでは、日程第 1、同意第 2 号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

日程第 1、同意第 2 号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 2 同意第 3 号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） それでは、日程第 2、同意第 3 号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第2、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（松本佳久君） それでは、日程第3、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第3、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第41号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第4、議案第41号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第４、議案第４１号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第５ 議案第４２号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第５、議案第４２号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第５、議案第４２号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第６ 議案第４３号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第６、議案第４３号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第6、議案第43号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 議案第44号 山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第7、議案第44号、山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第7、議案第44号、山江村保育の必要性の認定に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 議案第45号 山江村定住化促進基金条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第8、議案第45号、山江村定住化促進基金条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第8、議案第45号、山江村定住化促進基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 4 6 号 山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 9、議案第 4 6 号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 4 6 号、山江村課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 4 7 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 0、議案第 4 7 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 1 0、議案第 4 7 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 4 8 号 山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 1 1、議案第 4 8 号、山江村災害弔慰金の支給等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１１、議案第４８号、山江村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１２ 認定第１号 平成２５年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１２、認定第１号、平成２５年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１２、認定第１号、平成２５年度山江村一般会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１３ 認定第２号 平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１３、認定第２号、平成２５年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第13、認定第2号、平成25年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第14 認定第3号 平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第14、認定第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第14、認定第3号、平成25年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第15 認定第4号 平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第15、認定第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第15、認定第4号、平成25年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 認定第5号 平成25年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第16、認定第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第16、認定第5号、平成25年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 認定第6号 平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第17、認定第6号、平成25年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１７、認定第６号、平成２５年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１８ 認定第７号 平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１８、認定第７号、平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１８、認定第７号、平成２５年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１９ 認定第８号 平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定について

○議長（松本佳久君） 次に、日程第１９、認定第８号、平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第１９、認定第８号、平成２５年度山江村特別会計工業用地等造成事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

ました。

-----○-----

日程第20 議案第49号 平成26年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第20、議案第49号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 議案第49号、一般会計補正予算（第2号）につきまして、2件だけ質疑をしたいと思います。ページは14ページでした。体育館の管理費の中に修繕料が145万円計上されておりますが、これは主にどの辺の修繕を計上してあるのでしょうか。

○議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

○教育課長（嶋原美津子君） ただいまの中竹議員のご質問にお答えいたします。

体育館管理費、修繕料として上げておりますが、主に体育館の照明、それからステージのモーターが壊れておりますので、ステージのモーター、暗幕の修理ということで上げております。

○3番（中竹耕一郎君） 緞帳ですか。

○教育課長（嶋原美津子君） はい、緞帳です。暗幕ですね、端っこのほうのちょっと損傷しておりましたので上げております。以上です。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 暗幕のモーター修理、それから照明等の修理ということですが、一つだけ住民の方からの問合せがありまして、実は2階の小窓の開け閉めしますよね、あそこの部分が何かつまみが付いているんですが、それがなくなって、何かこう、パタンと閉めるときに指を切るそうなんです、それが何箇所かあるということですので、修繕料が余れば、そのへんも修理していただければなということでございます。

それからあわせてですね、これはちょっと無理かと思うんですが、今、万江の方に雨天ゲートボール場がありますね、あれの雨漏りが相当ひどいようですので、そこまでちょっと手が回らないというふうに思いますが、一度見ていただければなというふうに思います。

それからもう1件ですが、ページはですね、13ページ、教育総務費の事務局費の中に負担金補助で714万4,000円、費目はですね、説明では学校給食食材購入助成金ということで出ておりますが、このことが昨日は一般質問に出ていたんだろうと思います。一般質問の中身を聞いておまして、ちょっと私もよくわからない点があるので、一応確認をしたいと思いますが、この件については、学校サイ

ドですね、例えば教育課長、それから教育長、それから財政面の財政担当課長あたりはどのような認識でおられるのかですね、そのへんをちょっと学校サイドの教育サイドのご意見、認識があればお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 嶋原教育課長。

○教育課長（嶋原美津子君） ただいまのご質問は、教育委員会として給食費の無料化について、どういう認識かということでございましたけれども、昨日村内の給食関係者会議を行いました。学校の栄養助教諭と、それから、うちは単独調理をしておりますので、各学校の調理のリーダーと、それから物産館のほうからも地場産物として搬入していただいておりますので、その方と、それから産業振興課からも1名担当職員が入っての協議でございます。今回の議会で給食の無料化が通れば、そういうことで無料化を10月からしていくということではお伝えしております。以上です。

○議長（松本佳久君） 大平教育長。

○教育長（大平和明君） 今、教育課長のほうからの答弁がありましたように、今日の議会できちんと可決されたというところで、校長会等を開いてですね、校長先生を通じて、またPTA会長さんあたりにも、保護者にも当然伝えていかなければならないことですので、そういった形で伝えていこうという具合に今は考えております。

ただ、実際問題として、ひと月前に給食費を集めさせてもらっております。今月いっぱい、もう10月分も集めてあるわけですよ、そのことの返却も含めて、今日の議会で議決してもらってからそのことの対応は、学校と協議しながら対応していきたいという具合に思っております。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。この学校給食食材購入助成金の714万4,000円についての財政的なということでございますけれども、この歳出にかかります財源につきましては、昨日の一般質問の中でも村長から詳しく説明がございましたとおり、基金に定住化促進基金を設置いたしまして、その中にまず積立を行いまして、それを充当するということで考えておるところでございます。

この25年度の決算によります剰余金が9,900万円程度あったということもございまして、今回定住化促進基金に3,000万円の積立を行うということで、議案として提案したところでございますので、これを充当するということで考えております。財政的にはですね、それを繰り入れて行うということで、今後この基金に定期的に積み立てていく必要はございますが、26年度、27年度、この助成金

が行えるようであれば、とりあえずは、その基金を繰り入れて扱うということで、当然だんだん減ってきますし、ほかの目的等もございますので、状況を見ながらですね、財調基金の繰り入れもございますけれども、それとあわせまして積み立てのほうも考えておきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（松本佳久君） 中竹耕一郎議員。

○3番（中竹耕一郎君） 定住化促進基金の条例は可決されましたけれども、いわゆる少子化対策の一環であるというふうに考えられるんですが、公約としてあげられた村長として、もしも仮にですね、これが認められなかった場合は、どのようなになりますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本佳久君） 内山村長。

○村長（内山慶治君） 冒頭、中竹議員の質問にも答えております。やっぱり今後、山江村がどのような姿で永永と経営されていくのかということについては、持続可能という言葉を使わせていただきました。いわゆる持続可能とは、古きある良き伝統の変わっていけないものは大事にしながら、しっかりと変えなくちゃいけない現代の課題について、思い切って変えて対処していくということが必要なんだということをお願いしました。そういう意味で、今回の条例を出させていただきながら、要するに山江村に住んでもらいたい。また来てもらいたいというための給食費無料化であります。給食費無料化ということが、ばらまきなのかということではありますけれども、というようなことで、いろんな議論があるのかと、そういう予算の問題があるのかということについてはですね、今までの予算を予算の使う経緯からは、昨日もご説明申し上げましたとおり、毎年、毎年予算の残を基金に余ったお金を基金に回して貯金をしているという状況であります。増えているという状況でもありますし、その予算のことはあまり心配していないんですが、ただ、そういう予算を今の保護者の方々のPTAの課題といいますか、今後、そのお金を別の形でしっかりと子育てのほうに回してもらってもできますし、先般、昨日、親権の放棄みたいな、親の背中を見て育つというような話もちょうと頭に残っておりますけれども、学校内における給食活動は学校教育の一部でありますから、親権の放棄ではなかろうかと、全く該当しないと、思いもあります。せっかく条例は可決いただいておりますから、その予算の問題がどうなるかということでもありますけれども、そうなりますと、総論賛成各論反対になろうかと思えます。どこの各論が反対か、私はデメリットの部分が全く見えないという状況の中で議員の皆さん方が、どのような各論での反対なのかということを計り知らぬところであります。ただ、もちろんですね、議会はいろんな議論をする場でありますから、昨日も私も原稿なしで、資料は持っておりますが、今日も資料を持ちながらでありますけれども、

しゃべらせてもらっております。議論をさせてもらっているところでもあります。

そういう中において、いろんな考え方を議論しながらひとつの方向に向かって、ひとつの方向に向かってというのは、やはりこの山江村の村民の方々の今の幸せを実現する。そして、将来の幸せを実現していくというような議論でなければいけないと思っているところでもあります。

我が国は、国のほうは議院内閣制というのをとっております。要するに、今の安倍総理は、自民党総裁として数の多いほうが内閣総理大臣になるというような仕組みになっております。ただ、地方は地方自治体は、この役場を含めた山江村を含めたもろもろの人吉・球磨のそれぞれの自治体は、二元代表制をとっております。一つは執行部と議会であります。その執行部の代表であります私については、いろんな決断もさせていただくと、いろんなものを考えながら決断させていただくということですが、私は選挙で選ばれました。そして、議員の皆さん方もそれぞれの選挙で上がってきておられるところでもあります。いわゆる執行部と議会、それぞれ選挙で上がった者同士がもろもろの議論をしながら一つのものを決めていくということでもあります。ただ、いろんな形もちろんあります。どのような形でもあるわけがありますから、どのような形でも受けながら、やっぱり最終的には村民の幸せの実現のために各層の課題を、ご不満を持っておられることに対する課題解決のために向かわなくちゃいけないということでもありますけれども、もしという話であります。合併の話が随分と進んだ折にですね、地方分権一括法として、国の県のいろんな権限が地方自治体に権限を委譲されてきました。おります。それに伴ってですね、いろんな権限が役場に下りるに伴って、当然議会の権限も、議会の議決権も求められております。当たり前のことといえば当たり前でありますけれども、ただ私自身が考えるにあたっては、提案、いろんなものを執行部で考えながら提案をしていくということをして、一生懸命その内容について説明をさせていくということは、その議案について、課題解決についてですね、いろんなことを議論しようということでもあります。提案させてもらうわけがありますから、ただ、それについて議会で可決するということは、可決した責任が伴うということでもあります。否決するということは、否決した議会の責任が伴うということでもあります。いったん執行部のほうから議会のほうにボールが移るということでもあります。そして、修正をされるということであれば、修正をされる責任は議会にあります。この議決に対する責任は議会の議員さん方にあるということでもあります。これは当然、いろいろとものの考え方の変化でありましょうけれども、いわゆる二元代表制と言われるゆえんであろうかと思うわけがあります。そこをしっかりと私も認識しながら、今後ともですね、今後とも提案すべきは、提案しながら皆さん方と、議員の皆さん方

と、また、その議員の皆さん方の後ろにおられる村民の皆様方に対しても、いろんな問いかけを相談をしていきたいと思っておりますし、そういうことに対する意見も賜りながら、今後の村政の運営、経営をしていきたいと、そういう意味では、ぜひ地域を経営する責任があるという意味での議員の皆さん方の認識の中に、今後ともよろしくお願いしたいと思うところであります。以上です。

○3番（中竹耕一郎君） 終わります。

○議長（松本佳久君） ほかに質疑ありませんか。

5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） おはようございます。12ページですね、12ページの林業振興費についてちょっとお尋ねします。ここに委託料として、実施設計料151万3,000円上がっております。これは高触地区の巡回路のやつだと思いますけれども、補正予算の第1号において、調査費として110万円、合計の261万3,000円あがって進められておるわけですがけれども、この人吉、ちょっと前に議会と地元と話したときに、巡回路の話が出まして、打ち合わせしたんですけれども、県道の工事が、人吉相良線の工事が毎年行われていて、その時に通行できないと、時間帯10時と、昼と、3時ですか、それがなくなれば通りやすいということ言われてたんですけれども、もしわかるならですね、県道相良線の工事がいつから始まるのか、それと、その近辺の共有地があるんですけれども、その売却とか何かが進んでいるかいなか、もしわかる範囲で教えてください。

○議長（松本佳久君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、田原議員の質疑に対する回答ということですが、県道相良人吉線におきましては、県の事業主体の工事でありまして、基本平成25年度から山の神橋から高触地区ということで、だいたい5カ年の計画を立てたということでございます。その中で、現在進んでいるのが県道改良、拡幅を含めたところの全体測量を始めるということでありました。その中で、まず線形等も決めなければならないし、まず、それと山間地でもあるということで共有地の山林があるということで、そこらもですね、本当に相続登記ができるのか、うちばしができるのかということを含めて、今年調査測量に入るとことでございます。ですから、今のところは事業は進めているけれども、全体測量、線形を含める全体測量を用地買収等、相続登記ができるのかということで、部分的に現地測量に入るとことは伺っております。現在のところ、そういうことでございます。以上でございます。

○議長（松本佳久君） 5番、田原龍太郎議員。

○5番（田原龍太郎君） 懇談会の中ですね、工事中通られれば巡回路も必要ないと

いう人も一部おられましたので、村といたしましては、前向きに考えて調査費とか、設計委託料を上げております。我々議員もですね、その時に何人かとちょっと話して、これは地元の人なんですけれども、工事が始まったならば要望書を出して、時間止めをできるだけ少なくしてもらい、常に通られるような状態にしてほしいという働きかけをやりたいと思っております。以上です。

○議長（松本佳久君） 議員各位にお願いがあります。質疑の時は質疑だけをしてください。自己の意見は述べないようにお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

7番、原先利且議員。

○7番（原先利且君） 暫時休憩をお願いします。

〔「続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） ただいま暫時休憩と続行の二つの動議が出ておりますが、まず暫時休憩に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松本佳久君） 起立多数です。

では、ここで、しばらく暫時休憩いたします。控室をお願いします。

—————○—————

休憩 午前10時39分

再開 午前11時08分

—————○—————

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第20、議案第49号、平成26年度山江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

○議長（松本佳久君） ここで、今朝ほどの私の発言につき、一部言葉を訂正いたしま

す。

日程第 3、同意第 4 号のところであります。それにつきまして、私は、「山江村教育委員会委員の選任に関する同意を求めること」と申しましたが、正しくは、「山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めること」であります。したがって、採決していただいた後の言葉も、「異議なしと認め、日程第 3、同意第 4 号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました」。以上のように訂正いたします。失礼いたしました。

—————○—————

**日程第 2 1 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 2 号)**

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 1、議案第 5 0 号、平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 2 1、議案第 5 0 号、平成 2 6 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 2 2 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 2 2、議案第 5 1 号、平成 2 6 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第２２、議案第５１号、平成２６年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２３ 議案第５２号 平成２６年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２３、議案第５２号、平成２６年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第２３、議案第５２号、平成２６年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２４ 議案第５３号 平成２６年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第２４、議案第５３号、平成２６年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第24、議案第53号、平成26年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第25 議案第54号 平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第25、議案第54号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第25、議案第54号、平成26年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第26 議案第55号 平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第26、議案第55号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第26、議案第55号、平成26年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

—————○—————

日程第 27 議案第 56 号 平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 27、議案第 56 号、平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 27、議案第 56 号、平成 26 年度山江村特別会計工業用地等造成事業補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 28 陳情第 1 号 村営住宅建設の陳情書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 28、陳情第 1 号、村営住宅建設の陳情書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第 28、西川内住宅建設促進委員会会長、嶽森充様ほか関係者から提出された陳情第 1 号、村営住宅建設の陳情書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 29 要望第 2 号 村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第 29、要望第 2 号、村営住宅北永シ切団地の倉庫

設置の要望書を議題とし、本件について委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長、秋丸安弘議員。

○経済建設常任委員長（秋丸安弘君） おはようございます。それでは、報告いたします。要望第2号、村営住宅北永シ切団地の倉庫設置の要望書につきましては、現在担当課が住宅払下げについて検討中の案件であります。経済常任委員会といたしましても、その推移を検討しながら、引き続き閉会中も継続審査することを決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） ただいま、経済建設常任委員長より閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。よって、委員長の申し出のとおり継続審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第30 要望第3号 子ども子育て支援に係る要望書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第30、要望第3号、子ども子育て支援に係る要望書を議題とし、本件について、委員長報告を求めます。

5番、総務常任委員長、田原龍太郎議員。

○総務常任委員長（田原龍太郎君） おはようございます。それでは、報告します。要望第3号、子ども子育て支援に係る要望書につきましては、子ども・子育て新制度が来年からスタートする予定となっており、現在国のほうでも新制度について、詳細が検討中の案件であります。総務常任委員会としましても、引き続き閉会中も継続して審査をすることを決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本佳久君） ただいま、総務常任委員長より閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。よって、委員長の申し出のとおり継続審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第31 請願第1号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願書

○議長（松本佳久君） それでは、日程第31、請願第1号、手話言語法制定に向けた

意見書提出請願書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第３１、請願第１号、手話言語法制定に向けた意見書提出請願書については、お手元に配付しておりますとおり、意見書の提出をすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第３２ 請願第２号 堤防建設請願書

○議長（松本佳久君） それでは、日程第３２、請願第２号、堤防建設請願書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、日程第３２、請願第２号、堤防建設請願書は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

—————○—————

日程第３３ 議員派遣の件

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３３、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第１２６条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

—————○—————

日程第３４ 閉会中の継続審査申出書

○議長（松本佳久君） 次に、日程第３４、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、経済建設常任委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査をいたしたい旨の申し出があります。

よって、委員長の申し出のとおり継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（松本佳久君） お諮りします。

本日、村長から議案第５７号、平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。議案第５７号、平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）を追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第１ 議案第５７号 平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第１、議案第５７号、平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

ただいま議案の準備をしておりますので、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第１、議案第５７号、平成２６年度山江村

一般会計補正予算（第３号）を議題にし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第５７号について、ご説明申し上げます。

平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）でございます。

平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ規定の額とするものでございます。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成２６年９月１９日、本日提出であります。山江村長内山慶治であります。

内容につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○議長（松本佳久君） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第５７号につきまして、説明いたします。

１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、歳入合計、既定の額でございまして、３０億９８１万２,０００円とするものがございます。

２ページをお願いいたします。歳出、６、商工費、１、商工費、これは公有財産購入費、株式会社やまへの財産を購入するものがございますが、１,６６２万２,０００円を追加するものがございます。１２、予備費、１、予備費、１,６６２万２,０００円を減額するものがございます。

歳出合計、補正前の額から既定の額でございまして、３０億９８１万２,０００円とするものがございます。

以上でございます。

—————○—————

○議長（松本佳久君） 次に、議案第５８号、財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第２として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。議案第５８号、財産の取得についてを追加し、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第２ 議案第５８号 財産の取得について

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第２、議案第５８号、財産の取得についてを議題にし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第５８号について、ご説明申し上げます。

財産の取得についてでございます。次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求めるものでございます。

平成２６年９月１９日、本日提出であります。

記の下のように内容を書いております。取得する財産の表示、山江村大字万江字別府谷４２３番地、いわゆる山江温泉センターの番地であります。種類、建物付属設備、構築物、器具及び備品でございます。

名称は、建物につきましては、ほたる亭、建物付属設備につきましては、道路屋根かけほか、器具及び備品等々ありますが、詳細は別紙のとおりとしておりますので、後ほどご説明申し上げます。

取得の相手方でございます。球磨郡山江村大字万江甲４２３番地、株式会社やまえ、取締役副社長日熊正守氏であります。

取得の目的でありますけれども、施設管理の一元化ということになっております。いわゆる株式会社が持っております施設に関する財産を山江村の財産として取得し、管理を一元化するというものでございます。取得価格であります。１，６６１万１，９１２円でございます。提案理由でございますが、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、提案させていただきます。

この件は、山江温泉センター、昨日一般質問等々でいろんなやり取りをさせてもらったということでもありますけれども、いわゆる山江温泉センターが山江村の普通財産と株式会社やまえの財産が、今、共有財産になっている部分を山江村で施設を一元化するために、その施設の部分、また構築物の部分、建物付属設備、器具及び備品を購入させていただくということでの提案であります。１枚開けていただきますと、財産取得種類別合計表とございます。建物付属設備、構築物、器具及び備品等々の取得価格、それから減価償却の価格、そして現在の期末帳簿価格がそれぞれ記してあるわけでございますが、合計の１，５３８万１，４００円、購入としましては、消費税分を合わせて１，６６１万１，９１２円ということになるわけであります。

財産取得一覧につきましては、ご参照いただきたいと思います。この件につきましては、先般９月１２日に財産の審議会を開きまして、協議をしてもらっておるところでありまして、財産審議会により、この財産取得についての価格が決定の答申がなされたということに伴いまして、提案させていただきます。温泉センター再建の第一歩でありますので、よろしく慎重にご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本佳久君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

再開時刻を１１時４０分とします。議員各位は、委員会室へお願いします。

-----○-----

休憩 午前１１時３１分

再開 午前１１時４０分

-----○-----

○議長（松本佳久君） 休憩前に引き続き再開をいたします。
村長。

○村長（内山慶治君） 大変失礼しました。議案第５８号の中の取得する財産の表示で、名称を区切って申しておりますけれども、一つの単語でございました。名称が、「ほたる亭通路屋根かけほか」であります。また、通路を道路と申しておるようでありますから、訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（松本佳久君） それでは、追加日程第１、議案第５７号、平成２６年度山江村一般会計補正予算（第３号）を議題とし、質疑、討論、表決をします。

議案第５７号について、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。

追加日程第１、議案第５７号、山江村一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第２、議案第５８号、財産の取得についてを議題とし、質疑、討論、表決といたします。

まず、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、追加日程第2、議案第58号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（松本佳久君） ここでお諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

—————○—————

○議長（松本佳久君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本佳久君） 異議なしと認め、平成26年第6回山江村議会定例会をこれで閉会します。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員